H31-35 国営アルプスあづみの公園 運営維持管理業務

別添資料 (案)

平成31年4月

国土交通省関東地方整備局

実施要項に関する別添・様式

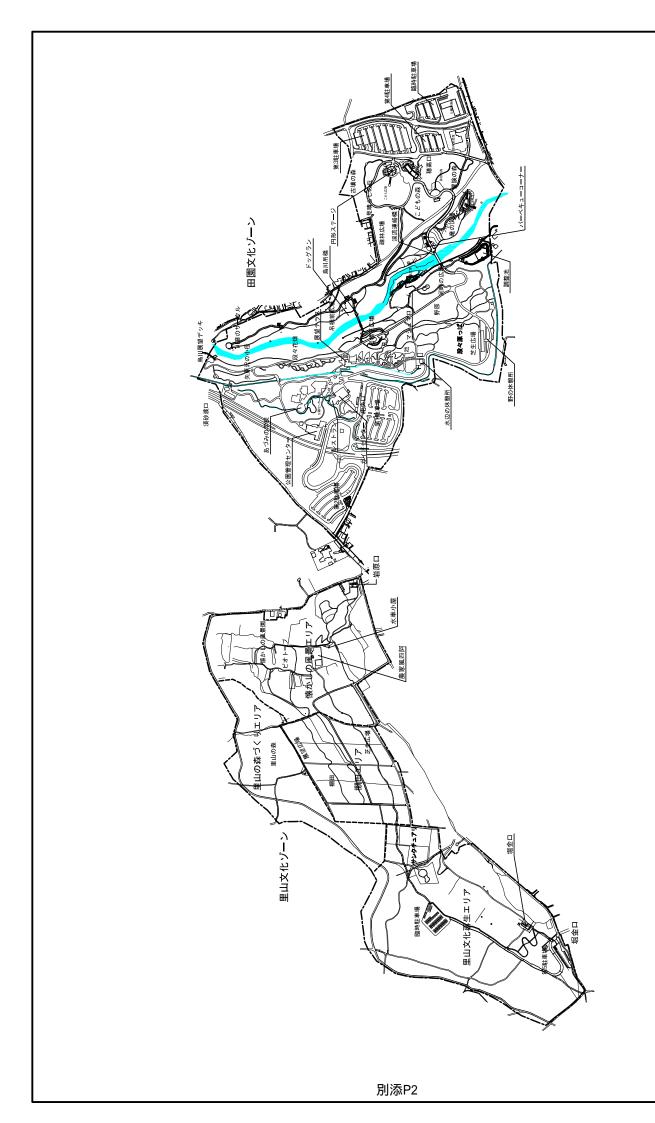
【国営アルプスあづみの公園】

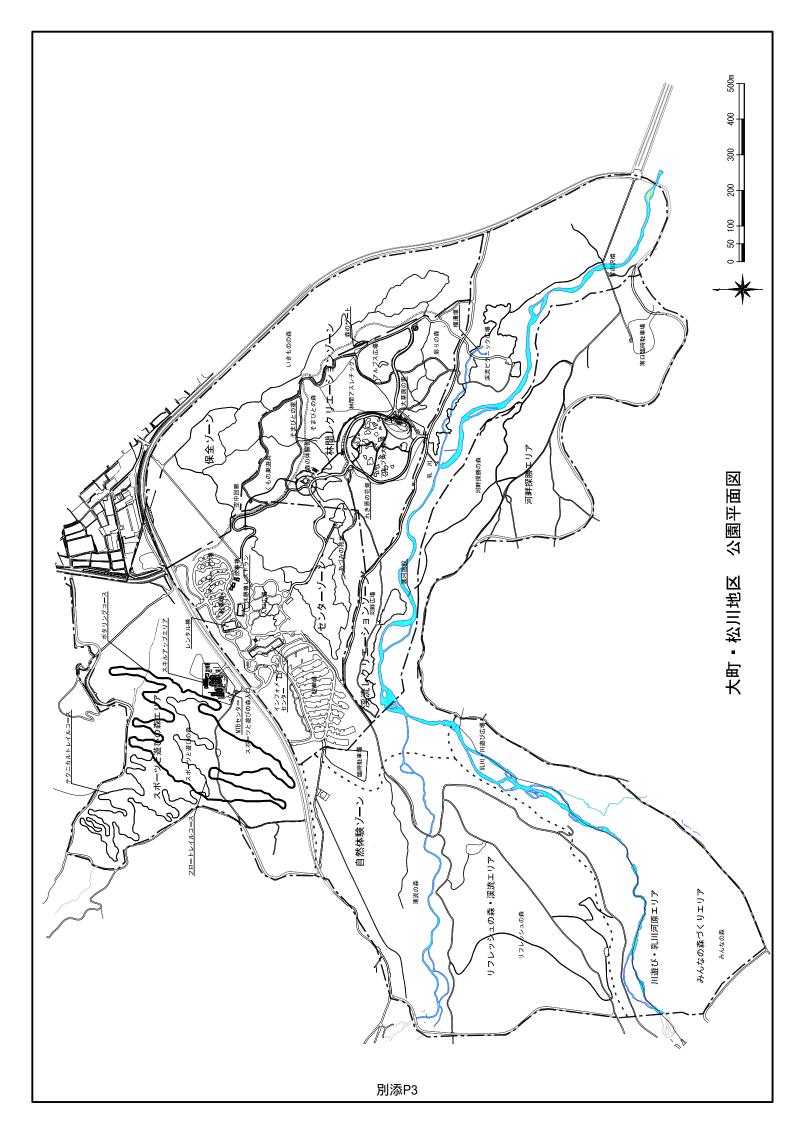
分類	資料 No	資料名	頁番号
	別添一1	国営アルプスあづみの公園平面図	別添 P1
	別添一2	国土交通本省委託契約取扱要領	別添 P4
	別添一3	管理事務所図	別添 P25
	別添一4	行為の禁止等に関する取扱要領	別添 P32
共通	別添一5	閉園判断基準	別添 P37
共通 仕様書	別添一6	危機管理マニュアル(抄)	別添 P39
禄書	別添一7	クマ対策マニュアル(抄)	別添 P48
	別添一8	園内施設(設備等)位置図	別添 P51
	別添一9	提供施設等の取扱いについて	別添 P71
	別添一10	取得した備品の取扱いについて	別添 P76
	別添-11	兼用工作物について	別添 P80
	別添一12	公用車運行管理規定	別添 P83
	別添一13	公園園内車両運行要領	別添 P86
	別添一14	業務入園について	別添 P89
	別添一15	建物に係る消防計画	別添 P90
	別添一16	消防用設備等自主点検チェック表	別添 P130
7	別添一17	継続必要性の高いイベント対応	別添 P133
ネジ	別添-18	行催事について	別添 P142
メ	別添一19	行催事実施計画書例	別添 P144
マネジメント及び企画立	別添一20	ボランティア活動(規約・活動内容)	別添 P150
びび	別添一21	参加している協議会等	別添 P166
企画	別添一22	グラフィックマニュアル(抄)	別添 P167
	別添-23	マスコミ取材報告様式	別添 P173
案	別添-24	ペット対応	別添 P175
	別添一25	団体利用の手引き	別添 P179
	別添一26	持ち込みイベントの手続き	別添 P196
	別添一27	パスポート発行	別添 P199
	別添一28	巡視ルート図	別添 P200
	別添一29	園内交通施設運行ルート図	別添 P207
施設等	別添一30	建物・工作物に係る冬季対応(積雪、氷結対応等)	別添 P212
管理維持	別添一31	遊具日常点検表	別添 P215
維 持	別添一32	除雪作業特記仕様書	別添 P219

【国営アルプスあづみの公園】

分類	資料 No	資料名	頁番号
	別添一33	芝生管理区域図	別添 P224
	別添一34	中低木管理区域図	別添 P226
	別添一35	高木管理区域図	別添 P228
	別添一36	林地管理区域図	別添 P230
	別添一37	草花管理区域図	別添 P232
植物	別添一38	草地管理区域図	別添 P234
物管理	別添一39	特殊管理区域図	別添 P235
埋	別添一40	国営アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区 第3期地区 野草管理育成マニュアル(抄)	別添 P236
	別添一41	植栽草花一覧	別添 P239
	別添-42	貴重種一覧	別添 P241
	別添-43	国営アルプスあづみの公園における猛禽類保護のための配慮指針(抄)	別添 P248
	別添一44	都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)(抄)	別添 P250
収益施設管理運営規定書	別添一45	収益施設管理運営対象区域図	別添 P252
管 理 運 営	別添一46	自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲	別添 P258
l規 定 書	別添一47	指定する既存施設一覧	別添 P261
	様式 1	管理運営月報	別添 P264
様 式	様式 2	管理運営月報総括表	別添 P267
	様式 3	管理四半期報	別添 P268

国営アルプスあづみの公園平面図





国土交通本省委託契約取扱要領

国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日 国官会第293号

改 正 平成29年3月28日 国官会第4410-2号

(通 則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取り扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

- 第2 支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。)は、 業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領(以 下「実施要領」という。)を、委託しようとする者に送付するものとする。
 - 一 名称
 - 二 委託料の限度額
 - 三 業務の目的及び内容
 - 四 業務の実施場所
 - 五 業務の実施期間
 - 六 その他必要な事項(成果物の仕様)

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

- 第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者(以下「受 託者」という。)から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しよ うとするときも同様とする。
 - 一 実施計画書(別記様式第1)
 - 二 四半期別必要経費内訳書(別記様式第2)
 - 三 承諾書
 - 四 実施体制書 (別記様式第3)
 - 五 その他担当官が必要とする書類

(契約の締結)

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜 条項を変更することができる。

(再委託等)

- 第6 受託者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託(変更等)承諾申請書(別記様式4)を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。
 - 2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の 段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面(別記様式第5)を委託 者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

(報告書等の提出)

- 第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。
 - 一 完了報告書(別記様式第6)
 - 二 精算報告書(別記様式第7)
 - 三 委託費経費内訳報告書(別記様式第8)
 - 四 残存物件報告書(別記様式第9)
 - 2 担当官は、受託者が第7第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了した ときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるもの とする。
 - 一 補正完了報告書(別記様式第6に準ずる様式)
 - 二 精算報告書
 - 三 残存物件報告書

(検 査 等)

- 第7 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受理したときは、自ら又は国土 交通本省会計事務取扱細則(以下「細則」という。)第33条に基づき補助者に命じて 検査を行うものとする。
 - 2 前項により検査を命じられた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の検査の結果不合格と認めたときは、細則第34条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。
 - 一 不合格である旨
 - 二 不合格と認めた理由
 - 三 その措置についての意見
 - 3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めたとき、又は前項の検査調書受理した ときは受託者に対し、補正を命ずるものとする。
 - 4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。

5 検査職員は、第1項(第4項において準用する場合を含む。)の検査の結果合格と認めたときは、細則第34条により検査調書を担当官に提出するものとする。

(担当職員の任命等)

- 第8 担当官は、必要があると認めたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員 を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。
 - 一 委託業務の処理状況についての調査
 - 二 委託料の経理状況についての監査
 - 三 その他委託業務についての必要な指示

(概 算 払)

第9 担当官は、必要があると認めたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

(委託費の精算)

第10 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適 正と認めたときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

(請求書の受理)

第11 担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、 必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則(平成29年3月28日国官会第4410-2号)

1. この要領は、平成29年4月1日から適用する。

委 託 契 約 書

委託業務の名称 (委託件名)

委託業務実施期間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

委託料の限度額 ¥ ◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆─

(うち消費税及び地方消費税額 ¥◆◆◆, ◆◆◆─)

成果物の納入場所 国土交通本省

頭書業務の委託について、委託者 支出負担行為担当官国土交通省 ○○○○◆◆◆◆を 甲とし、受託者 □□□□◆◆◆◆を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

- 第1条 乙は、委託業務実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、頭書の委託料の 限度額をもって、頭書の委託業務実施期間(以下「実施期間」という。)までに、頭 書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。
 - 2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継しては ならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止等)

- 第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。
 - 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決 定及び技術的判断等をいうものとする。
 - 3 乙は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、 氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した 書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算 処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業 務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
- 6 乙が、委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行 為については、その責任を乙が負うものとする。

(履行体制の把握)

- 第4条 乙は、前条第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を 行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、 あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲 を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を甲に提出しなければな らない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
 - 2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
 - 3 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為 については、その責任を乙が負うものとする。

(実施計画書等の変更等)

- 第5条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書の変更(当該金額の相互間における二割以内の変更を除く。)をしようとするときは、変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書を甲に提出し承認を受けなければならない。
 - 2 甲は、前項の変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書について遅滞なく その内容を審査し、不適当と認めたときには、乙と協議するものとする。
 - 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査を行い、 又は報告を求めることができる。

(委託業務の内容の変更等)

- 第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止 し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料を変 更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
 - 2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。
 - 3 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期間の延長等)

- 第7条 乙は、その責に帰することができない事由により、実施期間までに委託業務を完 了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅延なくその理由 を付して、実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日 数は、甲乙協議して定めるものとする。
 - 2 甲は、乙の責に帰する事由により実施期間までに委託業務を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めたときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。
 - 3 前項の損害金は、委託料に対して延長日数に応じ年 5.00 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。) のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害が 甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、 甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

- 第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅延なく、成果物に添えて完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。
 - 2 甲は、前項の成果物、完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存 物件報告書を受理したときは、その日から10日以内に甲又は甲の指定した職員に より検査を行わなければならない。
 - 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅延なく当該 補正を行い、成果物に添えて補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書 及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。
 - 4 第2項の規定は、甲が前項の成果物、補正完了報告書、精算報告書、委託費経費 内訳報告書及び残存物件報告書を受理した場合に準用する。
 - 5 甲は、第2項(第4項において準用する場合を含む。)の検査の結果、合格と認め た場合は、委託料の額を確定し、乙にその旨を通知しなければならない。
 - 6 前項の委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。
 - 7 乙は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を甲に引き渡さなければならない。

(委託料の支払)

- 第10条 乙は、前条第七項により、成果物の引き渡しを完了したきは、甲に対して、確定 した委託料の支払いを請求することができる。
 - 2 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 3 乙は、甲の責に帰すべき事由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、 甲に対して遅延日数に応じ、年3.30パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の 支払いを請求することができる。

(概 算 払)

- 第11条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書に基づいて、各四半期における所 要額として委託料の概算払いを請求することができる。
 - 2 甲は、前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第1項 の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。
 - 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(概算払の精算)

- 第12条 乙は、第9条の精算報告の確認の結果、既に概算払により受領した金額に差額が 生じた場合は、甲にその旨を申請する。
 - 2 乙は、前項の結果に不足額が生じた場合には、甲に不足額の支払いを請求することができる。
 - 3 甲は、前項の規定による請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託 料を支払わなければならない。
 - 4 乙は、第1項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。

(無体財産権の帰属)

第13条 委託業務の成果及び委託業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特 許権及び実用新案権等の無体財産権については、甲が承継するものとする。

(残存物件の返環)

第14条 乙は、委託業務の実施により生じた残存物件の返還については、成果物の引渡し前に甲と協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - 一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)第22 条第1項第1号イからチ又は同項2号に該当するとき。
 - 二繰り返し法律違反を行ったとき。
 - 三 暴力団を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
 - 四 暴力団又は暴力団菅家者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
 - 五 前号のほか、甲において、乙が第16条第1項に定める帳簿及び証拠書類(以下「根拠資料」という。)の整備保存、委託費の区分経理の実施、十分な根拠資料に基づく精算報告書の作成・提出その他本契約条項又は実施要領の定めるところ若しくはその他この契約に関する甲の指示に違反していると認めるとき、又は契約の目的を達成することができないと認めるとき
 - 2 乙は、前項により甲が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。
 - 3 乙は、第1項により、甲が契約を解除した場合において第11条により概算払を 受けているときは、甲に対してその概算払の額に、概算払日から返還の日までの日 数に応じ、年5.00パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付して返還しなければ ならない。

(委託料の経理及び監査)

- 第16条 乙は、委託料の経理について、別に帳簿を備え、その収入・支出をその都度記録 してこれを明らかにするとともに・、当該収入・支出を証する証拠書類を整備 保 存しなければならない。なお、当該帳簿については、乙において、委託費経費内訳 報告書を参考に、委託費の収入・支出を記録した正規の帳簿として作成し、保存す るものとする。
 - 2 乙は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用(当該金額の相互間における 二割以内の変更を除く。)をしてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たと きは、この限りではない。
 - 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託料の経理状況について監査し、資料 の提出を求めることができる。
 - 4 乙は、第1項の帳簿及び証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第18条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、 契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の1 0分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しく

は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を 経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5.00 パーセントの割合で計算 した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。 (補 則)

第19条 本契約に関し、前各条項に疑義を生じ、又は、各条項に規定のない事項については、甲・乙協議のうえ、これを解決するものとする。

上記契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 支出負担行為担当官

 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc \diamond \diamond \diamond \diamond \diamond$

 乙 住 所

 団 体 名

代表者氏名

委託契約に関する特約条項

- 第1 乙は、委託費の経理については、委託契約書の約定等に従い、国土交通本省委託契 約取扱要領第四に規定する実施計画書(別記様式第1)の経費積算内訳に計上した経 費ごとに、乙の財源負担による単独事業、国庫補助事業又は他の委託事業の経費等と の区分経理の徹底を図ること。
- 第2 乙は、当該委託費に係る収入・支出の実績を確認しうる帳簿及び証拠書類(以下「根拠資料」という。)を整備し、かつ、当該根拠資料を業務終了年度の翌年度から最低5年間必ず保存すること。
- 第3 乙は、当該委託料の精算に当たっては、委託契約書に定める委託料の経理に係る帳 簿等の十分な根拠資料に基づく支払実績の計数、すなわち、根拠資料により確認しう る委託料の支払実績額を精算報告書に記載し報告すること。
- 第4 甲は、当該委託業務の実施状況及び当該委託料の使途その他必要な事項について、 国土交通省の職員により所要の調査報告を求め、又は実地に調査する場合があるもの とし、この場合、乙はこれに応じなければならないこと。
- 第5 当該委託料からの支出は、本委託業務の目的及び内容と直接的に関連性のあるものに限定することとし、また、各委託事業の契約書、委託費取扱要領等において指示する使途基準に従わなければならないこと。
- 第6 甲は、乙が前記第1から第5までの特約のいずれかに違反した場合には、委託料の 精算日から返還の日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合を乗じて得た額の違 約金を付して交付した委託料の返還を求めるものとし(委託料未交付の場合にはその 交付を要しないものとし)、乙は当該返還請求又は不交付の措置に応じなければならな いこと。

実 施 計 画 書

(受託の名称)

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経費精算内訳	成果物	摘 要

- (備 考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 - 2 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
 - 3 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
 - 4 経費精算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及 び諸経費に区分し、庁費にあっては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信 運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。な お、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
 - 5 変更にあたっては、変更後の部分を上段に()書きすること。
 - 6 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務 の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

四半期別必要経費內訳書

(受託の名称)

(単位:千円)

四半期別経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	11 H	摘	要

- (備 考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 - 2 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記載すること。
 - 3 変更にあたっては、変更後の部分を上段に()書きすること。

実 施 体 制 書

(受託の名称)		
再委託先の名称		
	代表者名	

電話番号	
再委託を予定する業 務内容	
再委託の必要性	
契約予定金額	
備考	
名称	代表者名
所在地	
電話番号	
再委託を予定する業 務内容	
再委託の必要性	
契約予定金額	
備考	
名称	代表者名
所在地	
電話番号	
再委託を予定する業 務内容	
再委託の必要性	
契約予定金額	
備考	

- (注) 再々委託の場合にはその旨を備考欄に記載すること。
- (備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが次の項目は必須事項とする。
 - ①相手方の名称及び代表者名
 - ②所在地
 - ③再委託を予定する業務内容及び必要性
 - ④契約予定金額

別記様式弟4(弟6)				
再委託(変更等)承諾	申請書			
支出負担行為担当官	平成	年	月	日
国土交通省 〇 〇 〇 殿	n			
受託者	住			印
	7. 7.			Ll1
平成 年 月 日付けの「			業務	务契約」
(契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆円、税込み)	に関して、	下記の通	り申請	するの
で、手続き方お願いします。 記				
1 委託の(変更等)承諾を申請する業務及びその領	範囲 (具体	的に記載っ	するこ	と)
2 再委託の(変更等)承諾を申請する必要性(具)				_,
3 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約	(予定) 金	額(総計)		
4 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約		- 11 	~4· -	a dut t
・業務の再委託に際し、当該業務の履行(予定) した結果(この場合、その「写し」を添付))者から、	人札書・ ₂	見槓諅	を徴収
・継続的な履行関係が存在する(この場合、そ	の証明書(契約書、	協定書) の
「写し」を添付)				
5 その他特記事項				
	平成	年	月	日
受託者氏名				
)> · -> i	ઝ.≓#ો .	<u> </u>	7 0
平成 年 月 日付けで申請のあった上記 旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場				
また、当該承諾内容等の履行については、次のこ				
① 受託者は、再委託の相手方に対し、業務の適	正な履行を	求めるこ	느。	
② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書	、領収書な	どの書類	を提出	させた
場合は、適切に保管し、事後において履行の確認				
③ 受託者は、委託者(支出負担行為担当官等): しを提出すること。	からの求め	に心じ、(2)の書	類の写

- (備 考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 - 2 必要に応じ適宜加除して使用すること。

支出負担行為担当官

国土交通省 〇 〇 〇 印

履行体制に関する書面(実施計画書の別紙資料)

平成 年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

受託者 住 所氏 名

	(再委託先1)	(再々委託先1)
受託者	── ○○○有限会社	── ○○○株式会社
××株式会社	住所	住所
	電話番号	電話番号
	代表者氏名	代表者氏名
	担当業務範囲 △△に関する□	担当業務範囲
	若しくは内容 □地区基礎調査	若しくは内容
	(再委託先2)	
	─ ○○○株式会社(予定)	
	住所	
	電話番号	
	代表者氏名	
	担当業務範囲	
	若しくは内容	
	(再委託先3)	(再々委託先2)
	─ ○○○合資会社(予定)	── ○○○株式会社
	住所	住所
	電話番号	電話番号
	代表者氏名	代表者氏名
	担当業務範囲	担当業務範囲
	若しくは内容	若しくは内容
	└─ (再委託先○)	

(備 考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

.

- ① 再委託の相手方の住所
- ② 氏名(若しくは代表者氏名)
- ③ 再委託を行う業務の範囲

完了報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 〇 〇 〇 殿

受託者 住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付契約(契約金額 $Y \diamondsuit \diamondsuit$, $\diamondsuit \diamondsuit \diamondsuit$, $\diamondsuit \diamondsuit \diamondsuit$ 円)の $\bigcirc \bigcirc \bigcirc$ \bigcirc \bigcirc が完了したので、成果物及び下記の書類を添えて報告します。

記

1. 精算報告書 通

2. 残存物件報告書 通

(備 考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

精 算 報 告 書

(単位:円)

経 費 区 分	予定経費 (A)	支出額(B)	過不足額 (A) - (B)	摘要
計				

- (備 考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 - 2 経費区分は、別記様式第1備考4により記載すること。
 - 3 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

別記様式第8 (第7)

平成○○年度×××委託費経費内訳報告書

																				(単位:円)	Ξ.
									₩	丑		歡	ш								
			過不足								中	11-	专				i i		ŧ		
4	経費額	文田 領	額	直 人件費	按 経術 費	離	茶	備品費	消耗品費	印製本費	通信運搬費	光水敷料料	御金	会議費	雑役務費	## \\frac{1}{2}	中	諸経費		K	
	A	В	A-B													0					
	(((0	0	0		0	0	0 0	0 (0 0	0	0	0	0	0	E	1	1
	0	0	0	0	0	0		0	0	0 0	0 (0 0	0	0	0	0	0	万 縣	文払い先	ト 8 角

(備 考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

2 年月日は、契約毎に、その都度、記載すること。

通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。また、各 支出費目は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあたっては、備品費、消耗品費、印刷製本費、 区分の上段は予定経費額、中段は支出額、下段は過不足額である。 ಣ

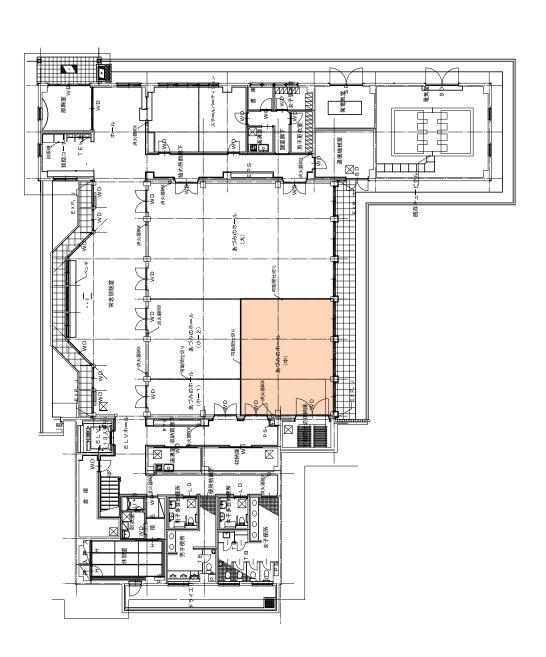
残 存 物 件 報 告 書

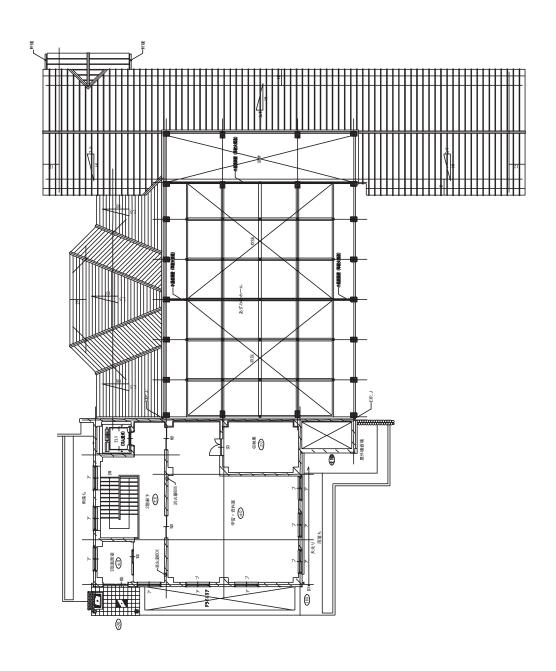
取得年月日	物	件	名	規	格	数	量	単	価	価	格	経費区分	摘要

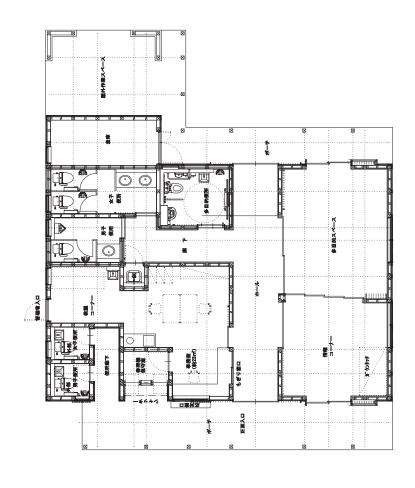
- (備 考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 - 2 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見 積額を記載すること。
 - 3 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。
 - 4 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

<u>管理事務所図</u>

凡例]:引継期間貸与部分

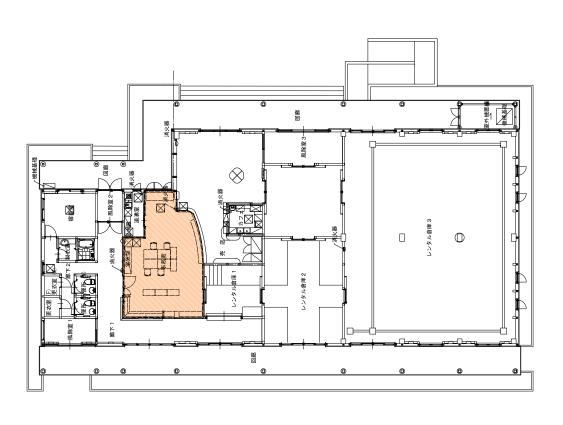


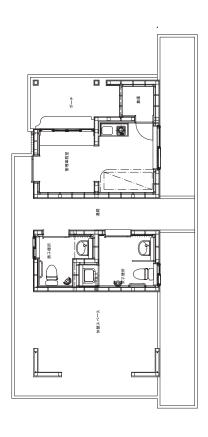




大町・松川地区 管理事務所図 (インフォメーションセンター平面図)







行為の禁止等に関する取扱要領

国営アルプスあづみの公園における行為の禁止等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、国営アルプスあづみの公園(以下「公園」という。)における 行為の禁止等について法令で定めるもののほかに、行為の内容に応じた取扱 方針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において「公園内」とは、都市公園法(以下「法」という。)の定めるところにより「国営アルプスあづみの公園」として公告された区域をいう。
 - 2 この要領において「職員等」とは次の各号に掲げる者をいう。
 - 一 国営アルプスあづみの公園事務所(以下「公園事務所」という。)の職員
 - 二 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務事業者(以下「公園管理センター」という。)の職員
 - 三 公園管理センターとの契約により、指揮監督を受けて公園の利用上の指導 等の業務を行うもの。
 - 3 この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入る全て の者をいう。

(禁止する行為)

- 第3条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第11条に準ずる行為とみなし、その行為を禁止する。
 - ー 動物、昆虫等を採取し持ち帰る行為(職員等の指導のもとで行う行為を除く)
 - 二 指定された場所以外におけるガスコンロ、石油コンロ並びに花火等の火気 を使用する行為
 - 三 自転車、一輪車、スケートボード(インラインスケート、キックボード、 ローラースケートを含む)等を使用する行為(職員等の指導のもとで行う行 為を除く)
 - 四 灰皿が設置されている場所以外での喫煙
 - 五 他の利用者の快適性を明らかに損なう音響を発生する行為
 - 六 ゴミを放置する行為
 - 七 野生動物にエサを与える行為
 - 八 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為

(場所の指定等)

第4条 都市公園法施行令(以下「令」という。)第18条に定める「公園管理者が 指定した場所」は、次の各号に定める場所とする。

- 一 第3項関係(たき火)
 - 1) 堀金・穂高地区 バーベキューコーナー (ただし、直火は不可)
 - 2) 大町 松川地区 デイキャンプ場(ただし、直火は不可)
 - 3) その他、公園事務所長が行催事毎に指定する場所
- 二 第4項関係(立入禁止区域)

管理用施設、修景施設及び必要に応じ公園事務所長が指定する立入禁止区域で標識等により明示される区域

- 三 第5項関係(車両乗入れ)
 - 1) 駐車場及びその進入路
 - 2) その他、公園事務所長が行催事毎に指定する場所

(許可申請)

- 第5条 公園内における行為のうち、法第12条によるもののほか、次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ公園事務所長の許可を受けるものとする。また、許可を受ける行為において、仮設工作物等を設ける場合は、あわせて法第7条に基づく占用の許可を受けるものとする。
 - ー アンケート調査又は動植物等の調査
 - 二 公園内の一定の場所を独占的に使用する行催事
 - 三 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
 - 四 ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置して行うも の
 - 五 公園内に標識又は横断幕等を掲示して行うもの
 - 六 写真又は映画等を営利目的で撮影するもの
 - 七 会費等を徴収して写真又は映画等の撮影を行うもの
 - ハ 駐車場及びその進入路以外の場所への自動車の乗り入れを行うもの

(利用指導)

第6条 職員等はその職務に応じ、法令及びこの要領に定める禁止行為又は許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限又は適切な利用 指導をおこなうものとする。

(許可基準)

- 第7条 法第12条の規程による許可の申請に関しては、次の各号に掲げるものに 該当するものは許可しないものとする。
 - 一 営利を目的とした物品の販売又は領布
 - 二 公園利用に直接関係のない集会
 - 三 著しく公共性に欠け、又は排他的な催し
 - 四 営利のみを目的とした集会
 - 五 公共性に欠ける募金又は署名活動
 - 六 公園利用又は公園管理に関係のない調査

- 七 休園日又は開園時間外の利用(ただし、公園のPR効果が高いと認められるものを除く)
- 八 次の各号の一に該当し明らかに公園利用の快適性を損なうもの
 - イ 公園施設の損傷又は汚損
 - ロ 公園の風致又は美観の侵害
 - ハ 他の利用者に危害を与え又は不便を感じさせること
- 九 前各号に定めるもののほか、公園事務所長が公園の利用又は管理上から不 都合と認めるもの

(許可条件)

- 第8条 公園内の行為について許可をする場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
 - 他の利用者に迷惑をかけないように留意すること。
 - (一)他の利用者の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - (二) 公園を損傷したり汚損するなど、公園利用に支障を来す恐れのある行為をしないこと。
 - (三)公園の風致及び美観、その他の公園としての機能を害しないこと
 - 二 許可を受けた事項を変更する時は、簡易なものを除き公園事務所長の許可 を得ること
 - 三 許可の期間が満了した時は、直ちに原状に回復すること。ただし、原状に回復することが不適当な場合は、公園事務所又は公園管理センターの指示に 従い、必要な措置を講ずること。
 - 四 事故が発生した、又はその恐れがあると判断される場合は、速やかに公園 事務所または公園管理センターに報告するとともに、利用者の安全を確保し 申請者の責任において速やかに対処すること
 - 五 公園施設を損傷し、汚損し又は滅失した場合は、速やかに公園事務所又は 公園管理センターに報告するとともに、その指示のもと、これを修理し、も しくは原状に回復、又は賠償すること。
 - 六 次に示すような場合、許可を取り消したり必要な措置を命ずる場合がある。
 - (一) 申請内容に誤りがあったり、不正な方法により許可を受けた場合
 - (二) 許可条件を守らない場合
 - (三) 公園の保全又は他の利用者の公園利用に著しい障害が生じた場合
 - (四) 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合
 - (五) 許可を受けた行為が公園のイメージを著しく損なうことが判明した場合
 - 七 都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、公園事務所または公園管理 センターの指示に従うこと
 - ハ ロケーションについては、画像、映像等に「国営アルプスあづみの公園」 の名称を入れること

(持ち込み禁止物件等)

- 第9条 次の各号に掲げる物件の公園内への持ち込みは、法第11条に準ずる行為 とみなし禁止する。ただし、職員等の指導のもとで使用する場合を除く。
 - 一 自転車、一輪車
 - 二 銃及び刀剣類(モデルガン、木刀、竹刀を含む)
 - 三 ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン飛行機等
 - 四 捕鳥網、植物・昆虫採集道具、釣り道具等
 - 五 野球用具類 (バット (木製及び金属製)、硬球)及びゴルフ用具類
 - 六 花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類 (定められた場所で使用する場合)
 - 七 ローラースケート、スケードボード(インラインスケート、キックボード を含む)
 - 八 大型テント、ビーチパラソル (大町・松川地区デイキャンプ場を除く)
 - 九ボート、カヌー
 - 十 その他、公園利用の妨げとなるおそれがあるもの

附則 この要領は平成27年3月9日から施行する。

<u>閉園判断基準</u>

閉園判断基準

国営公園の災害・異常気象時における閉園判断・連絡体制について各公園において、以下の災害・異常気象時において閉園を決定し、また状況に応じ地整あてに連絡を行う場合は下記の表に基づき実施する。地震については、気象庁の発表によるものとし、統一するものである。なお、震度計測地点は堀金村鳥川、観測気象台は長野地方気象台とする。

閉園判断	災害連絡	閉園判断基準
		【午前閉園の判断時間】
0	0	8時30分までに閉園判断をする
0		【午後閉園の判断時間】
	\circ	残り開園時間が3時間未満の場合
\triangle	0	【地震】
		震度4以上
\triangle	\circ	【大雨】
\triangle		特になし
0	0	【台風】
		気象台において「警戒区域に入る確率」が50%以上
0		【強風及び暴風】
		気象台において「警戒区域に入る確率」が50%以上
		【大雪】
0		豪雪やその他の理由で周辺道路に通行止めなどの著し
		い交通障害が予想、又は発生した場合等検討する
		【雷】
		1) 気象台による落雷注意報発令時に「頭上の落雷」
0		を観測し、その状況が継続すると見込まれるとき。
		2) 開園後に「頭上の落雷」を観測した場合は、来園
		者を避難させ状況の動向により判断する
		【大規模火災(園内火災)】
\circ	\circ	発生箇所、規模、延焼の見込み、消化活動などの状況
		により総合して判断する。
		【備考】
		途中開園が予想される場合の開園にあたっては、途中
		開園しても払い戻しが無いことを来園者に了解頂く

危機管理マニュアル(抄)

国営アルプスあづみの公園 危機管理マニュアル

(堀金・穂高地区、大町・松川地区共通)

H28-31 国営アルプスあづみの公園運営管理業務 アルプスあづみの公園マネジメント共同体

平成 28 年 3 月

目 次

1.	緊急連絡網1
2.	火災発生の場合3
3.	台風・大雨等の場合5
4.	雷発生の場合6
5.	テロ (爆弾予告) の場合7
6.	地震の場合8
7.	クマ出没の場合9
8.	事故・負傷者発生の場合10
9.	公用車使用時の事故・負傷者発生の場合(園内外)11
10.	ハチおよび毒ヘビ対応の合12
10.	上記(2~9)によらない事象の場合13
11.	夜間及び休園日の緊急連絡体制(管理センター)14

【関係資料】

- ◆資料-1 事故速報
- ◆資料-2 支部状況報告様式【公園】
- ◆資料-3 事故情報記録
- ◆別紙マニュアル1「帰宅困難者等の対応マニュアル」
- ◆別紙マニュアル2「ハチ対応マニュアル」
- ◆別紙マニュアル3「毒ヘビ連絡対応」

	記様式1 請負者から 第三者から		(公園管	事態理事務所	速 様 服部)	椴 (第	銀()			
							平成 年	月日	時 分	受信
	事務所長	総務課長	総務係長	経理係長	総務係	用地係長	調査・ 品質確保 課長	企画係長		
	工務課長	建設監督官	工務係長	建築設備係長	工務係					
発	信者	国営アルブス	あづみの公園	事務所	工務	課(太	田英雄)	受信者		
_	放発生年月日 放発生場所		成22年6月2		(水)	15時45分		天候	睛相	ı
I	事名	日宮アル H22-24日	リスのつか	スあづみの	金·標高地 公園運営制	他区 中央監 性持管理業績	l 視装置 务			
I	旭	य	成22年6月1 成25年3月3	B	から まで	契約区分		本官分	任官	
å	負者名		ずみの公園	冒管理センタ	9一 管理。	JV				
事故	氏	名	年齢	性別	職種	被害0	D程度	備考	(病院名等	(1
の内容										
事故の既兄										
荷号										

[※]①この様式はA4で使用し、事故現場の平面図及び簡単な状況図を添付すること。 ②工事事故発生確認後、直ちに電話により本局技術調査課及び工事担当課(河川部は河川工事課又は河川管理課、通路部は交通対策課、営器部は工務接査課) 「以下、(本局担当課)という。」に行う。また、状況を影響でき次第、早急にFAXで本局担当課に本様式により報告を行うものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。

アルプラ	スあづみの	かす部
, ,,,,	10,000	/ A III
tele arise talt de	# ±0 'th 60 4	et.
主以划门	育報理給指	町

本部長	副本部長	本 部	員 メ	本部長付	班長	掛長
_	班掛名	班	掛	受 信	時刻	受信者

様式-11 支部状況報告様式【公園】

送信枚数: /

田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			支台		に況					J. 30. 1		号		起	案		平	成		年		Д	B	9	÷	3
H					園	施	设有	皮皂	手北	大拐	7			決	済		骅	成		年		Я	B	8	b	3
	災		害		4	5				3	Æ	信	禯	顶	ķ.		Г			· ·	居		案			
										国:				也方整			斑	掛	名	Г			班			掛
											7	ルブ	スあつ	5210	支部		ß;		名							
支	部長		101	支	部	長	25			支	部	長	付		班	長	掛	長	T	iX:	信	胪	刻	送	信	者
								Г									T		T		時		分			755
被	害施	設	名	- 21	支害	施	质	区	城	番	号	被	災状治	R ()E	辺状	祝力	k te)	+	_		(KIB)	法及び	otati	_	_

事故情報記録

平成 午前・	年	月日	-	→ / →				
	午後	時 分頃		天候				
			3	公園種別				
			<u>'</u>		<u> </u>			
,								
			年齢					
			性別					
					(全)	程度 台1か月	等)	
			T		T .			
					昭和・□	平成	年	月
			製造・	施工者				
年	月	日	点検者	Í				
年	月	日	点検者	Ϋ́				
		年月	年 月 日	年齢 性別 種類 (打撲、骨折 等) 設置年 製造・ 年 月 日 点検者	性別 種類 (打撲、骨折 等) 設置年月 製造・施工者 年 月 日 点検者	年齢 性別 (打撲、骨折 等) (全済) (主済 (大力) (全済) (本済) (全済) (本済) (本) (本) (本) (本) () () () () () () () () () (年齢 性別 種類 程度 (打撲、骨折 等) (全治1か月 設置年月 昭和・平成 製造・施工者 年 月 日 点検者	年齢 性別 種類 (打撲、骨折 等) 程度 (全治1か月 等) 設置年月 昭和・平成 年 製造・施工者 年 月 日 点検者

当該施設の写真・	図面				
□別紙添付あり	□別紙添付なし 				
事故発生後の対応					
負傷者の 救助内容	応急手当				
	搬送				
当該施設の 措置の内容	応急措置				
	木枚的か排置				
	本格的な措置				
関係機関への	本格的な措置 □消防	□警察		 直府県・国土交通省	
通報・連絡		□警察	□都认	 節府県・国土交通省	
		□警察	□都道 	É 府県・国土交通省	
通報・連絡		□警察	□都道 -	Í 府県・国土交通省	
通報・連絡		□警察	□都道	Í 府県・国土交通省	
通報・連絡		□警察	□都道	直府県・国土交通省	

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)

帰宅困難者等の対応マニュアル(案)

平成27年2月

H25-27 国営アルプスあづみの公園運営管理業務 アルプスあづみの公園マネジメント共同体

- 1. 目的
- 2. 開設基準
- 3. 運営体制
- 4. 維持管理受託者の役割
- 5. 災害時要援護者への対応
- 6. 連絡調整
- 7. 公園施設の状況確認
- 8. 被害状況の報告
- 9. その他

※添付資料

●別紙-1 公園施設の受け入れ場所

●別紙-2

あづみの公園管理センター組織及び各班の所掌事務

●別紙-3

発災時チェックシート (第 I 次) 発災時チェックシート (第 I 次) 発災時チェックシート (第 II 次)

●別紙-4

発災時被害状況報告書①【構造体等の点検結果】

発災時被害状況報告書②【基幹設備機能、活動支援空間、執務空間の点検結果】

●参考資料一1 収容人数計算書

●参考資料-2

大町市との災害時の協定書

●参考資料-3

備蓄食料調達計画

<u>クマ対策マニュアル(抄)</u>

国営アルプスあづみの公園 ツキノワグマ対策マニュアル

平成26年12月 国営アルプスあづみの公園事務所

目 次

はじめに

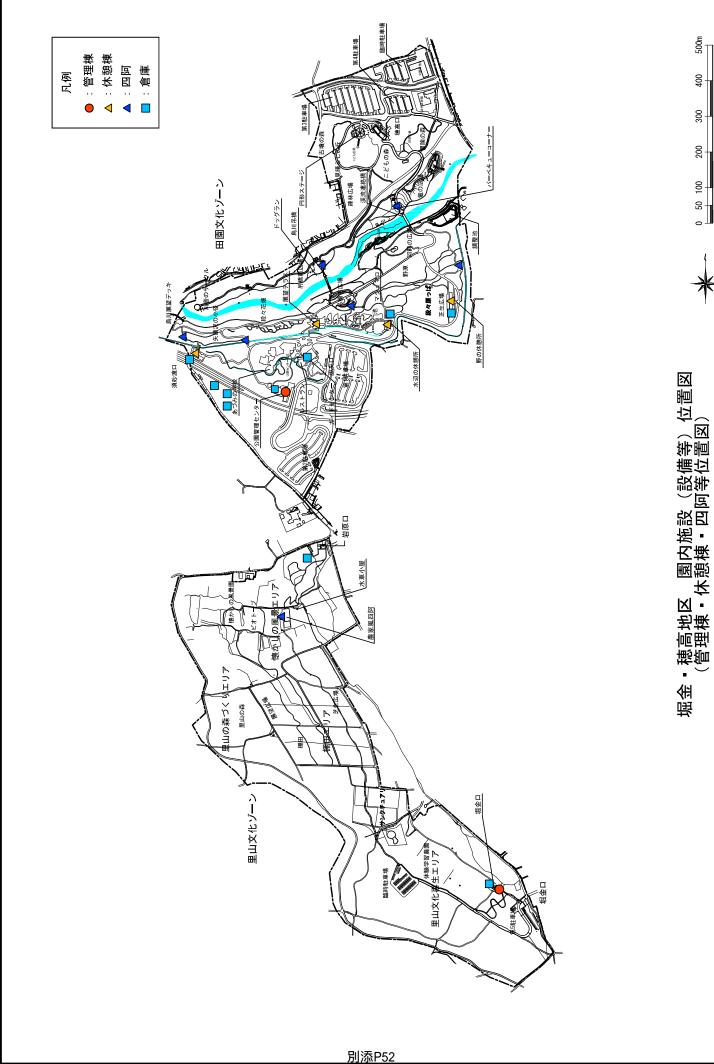
ツキノワグマに対する安全対策の考え方

- 1. 事前準備編
- (1) クマ出没警戒期間
- (2) 進入予防対策とクマ捕獲体制の確保
- (3) 初動措置への備え
- (4)注意喚起対策
- 2. 警戒活動編 ~クマの動向把握と進入予防環境の維持~
- (1) クマの動向把握
- (2) 進入予防対策
- 3. 出没対応編 ~クマの目撃情報があった場合の対応~
- (1) 巡視警戒レベルと安全対策
- (2)対策本部の設置
- (3) 初動措置
- (4) 追い払い
- (5) 開園に関する判断と告知
- (6) 部分開園時の巡視態勢
- (7) 問題グマが発生した場合の対応
- (8) 関係機関への緊急連絡

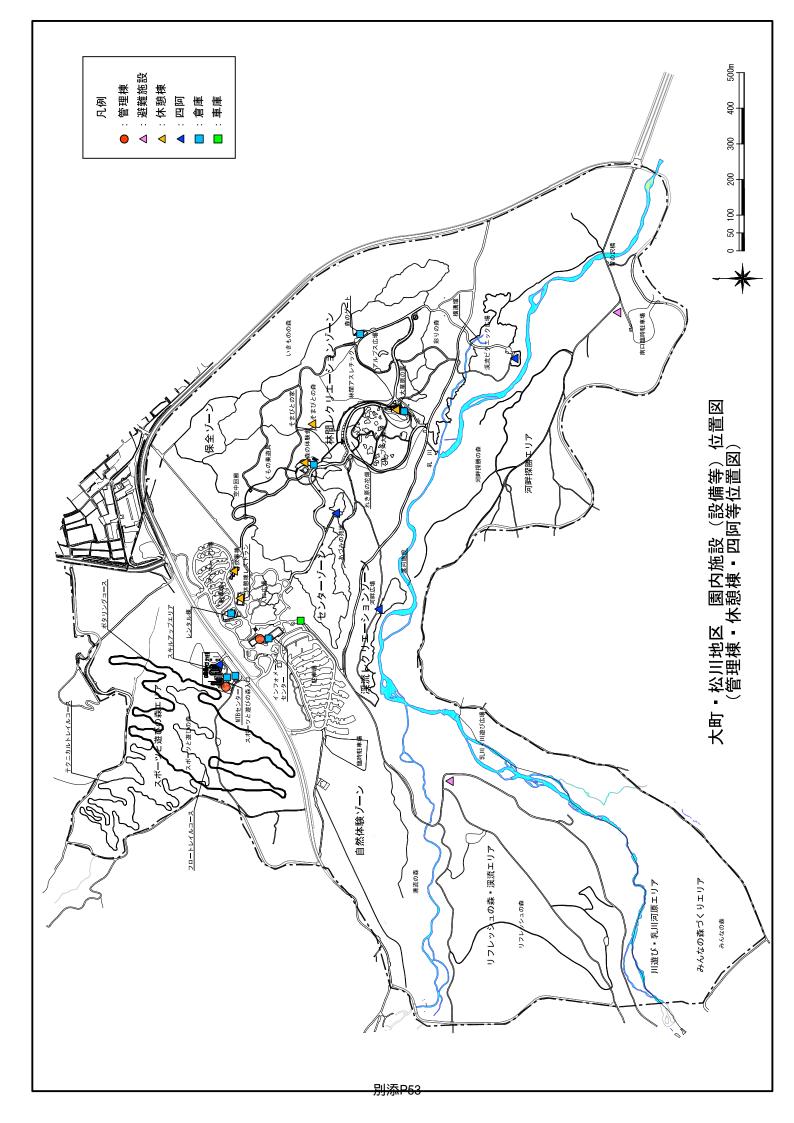
【参考資料】

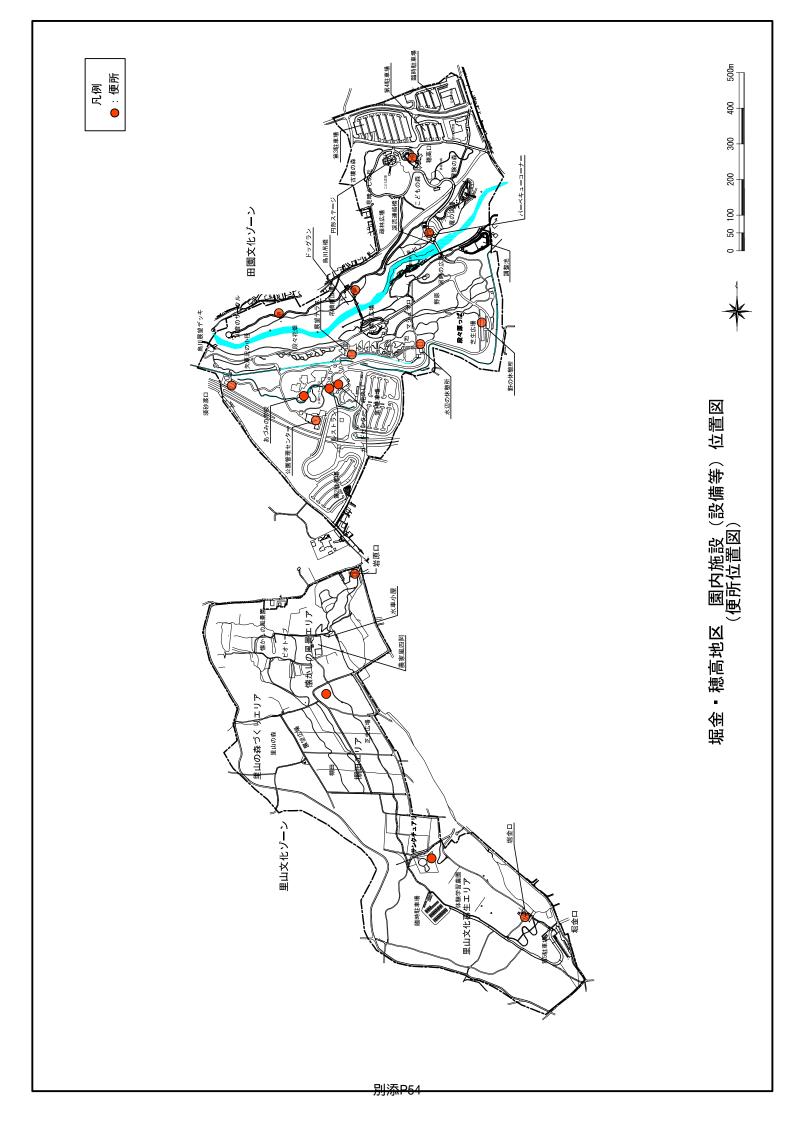
- 参考1. ツキノワグマの生態
- 参考2 あづみの公園におけるクマ捕獲・放獣の状況(HH、OM 別)
- 参考3. 捕獲したクマへのネーミング
- 参考4. 大型ほ乳類に対する公園外周柵の構造に関する主な検討経緯
- 参考5. クマの行動圏調査におけるトピック
- 参考 6. 他機関のクマ出没時の注意喚起資料、クマ対策マニュアル
- 参考 7. 平成 26 (2014) 年度 OM 地区クマ多発時の資料

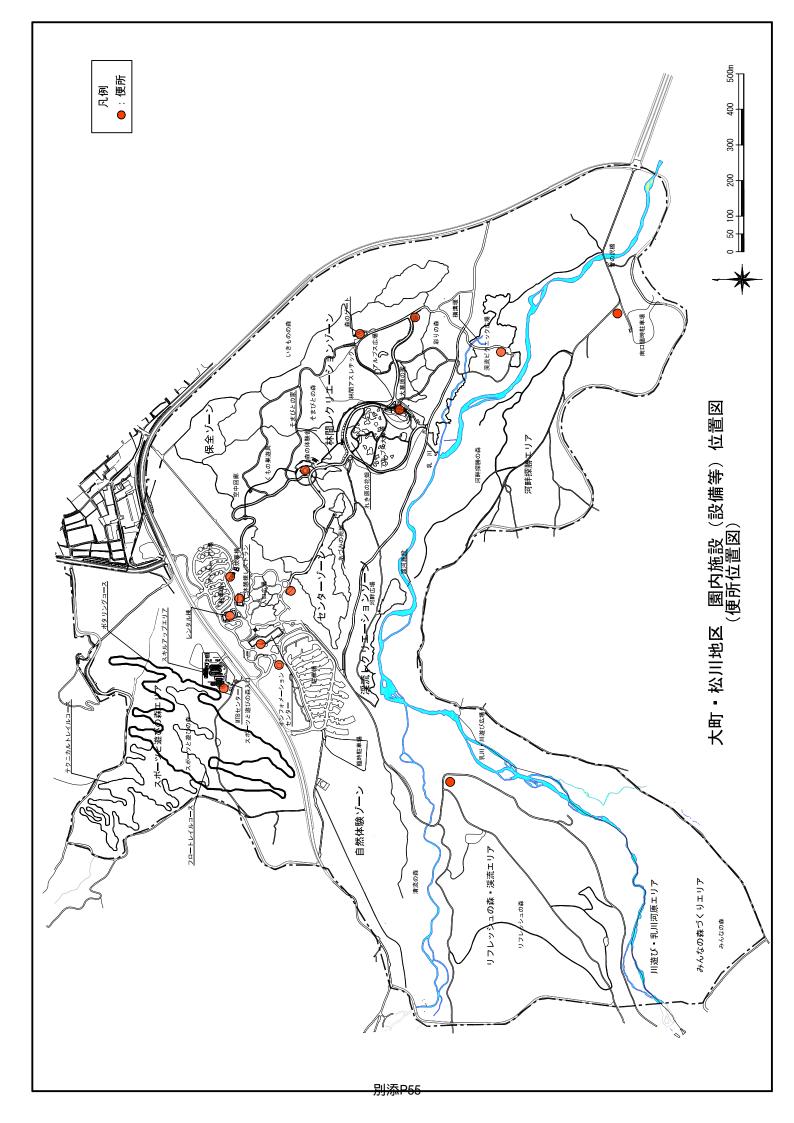
園内施設(設備等)位置図

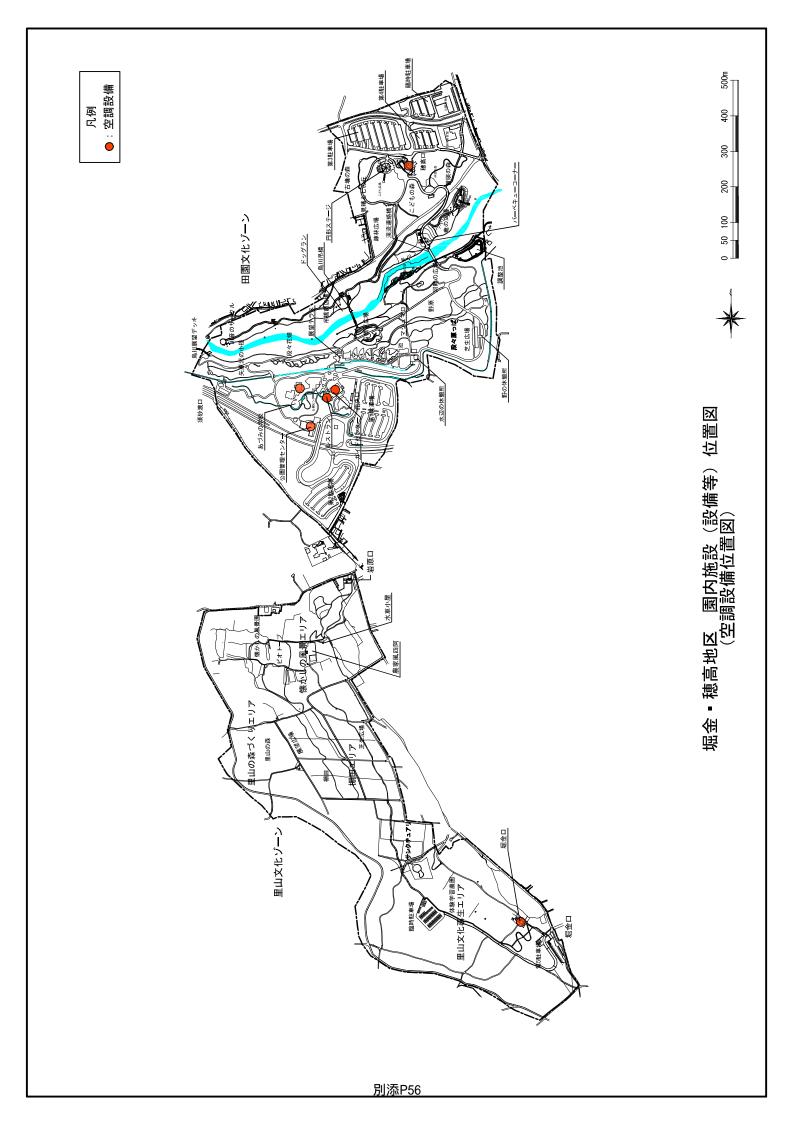


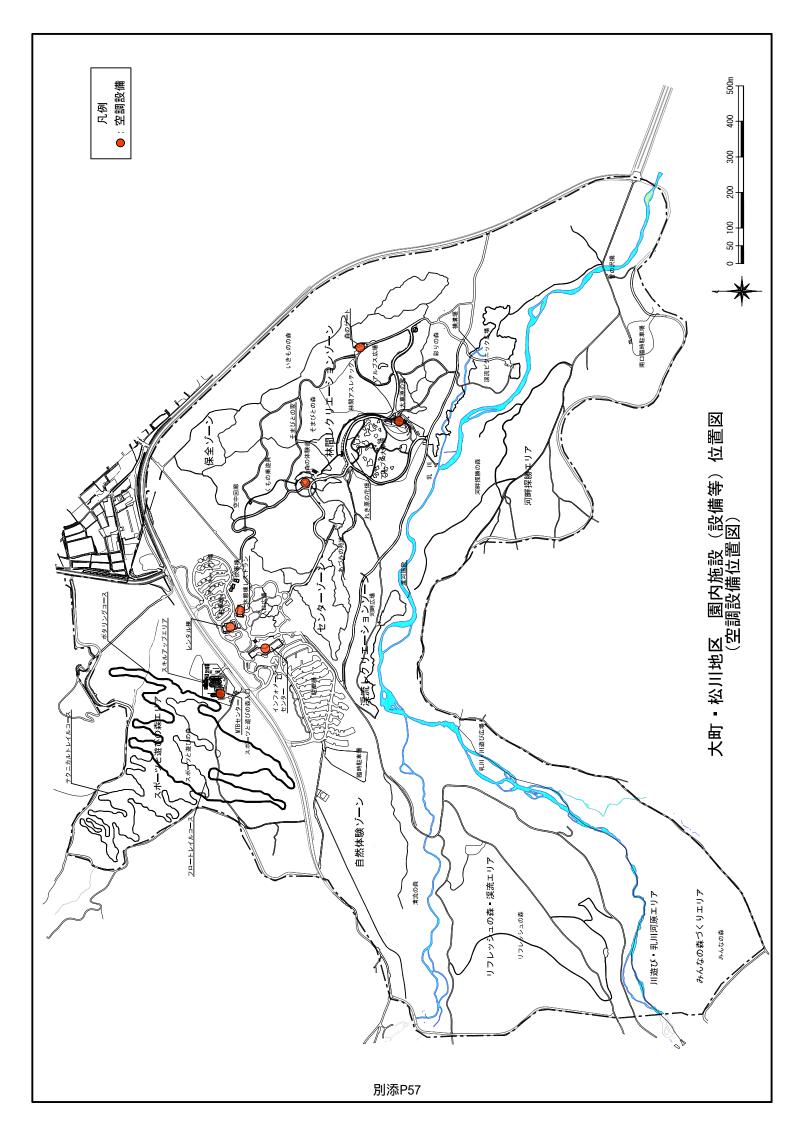
M

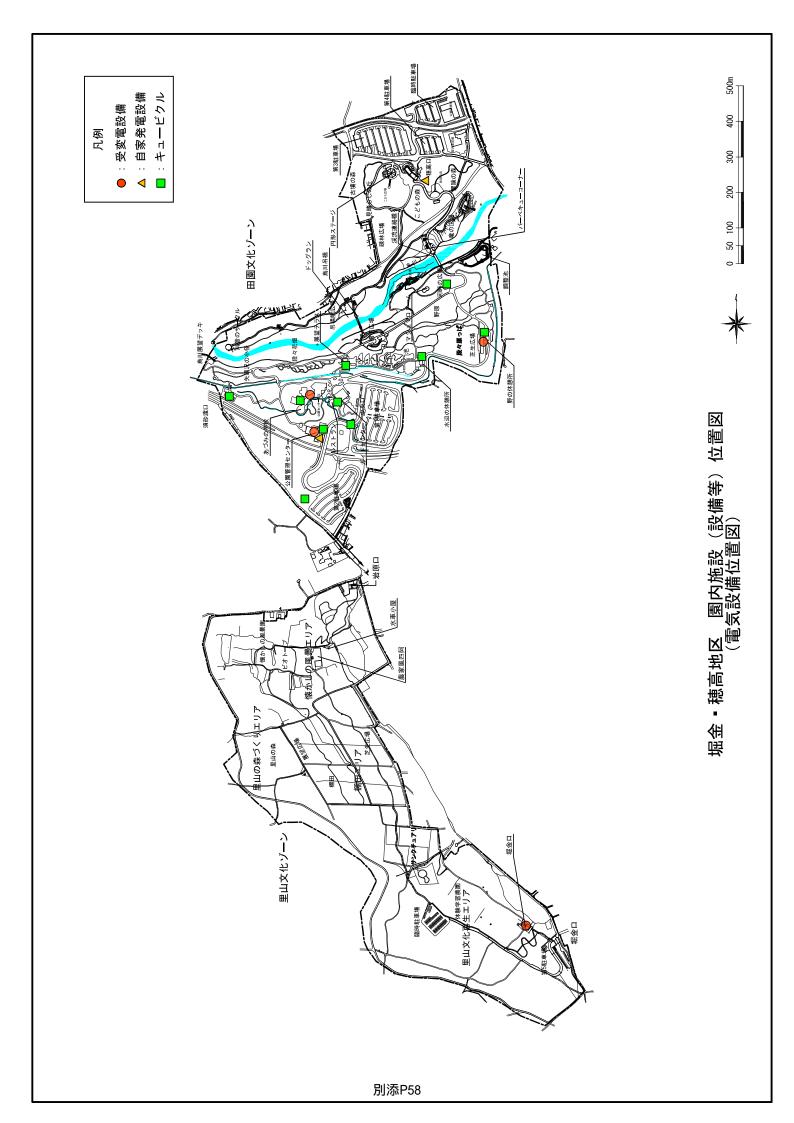


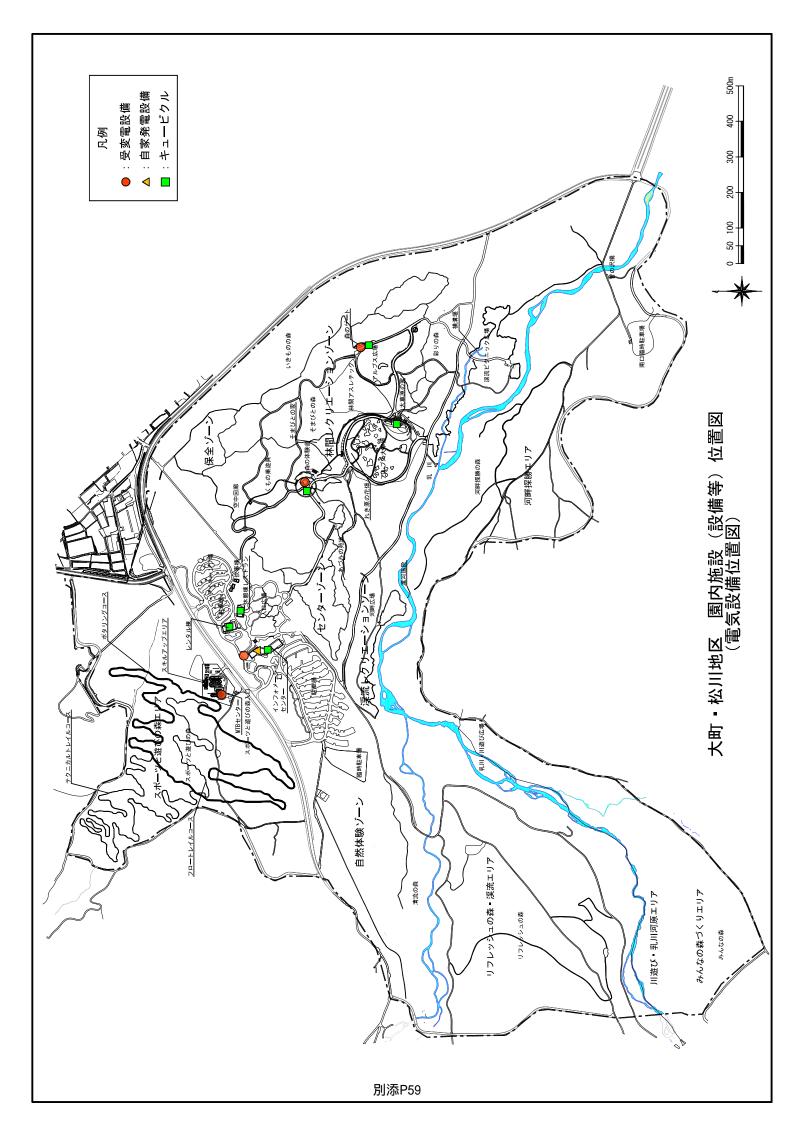


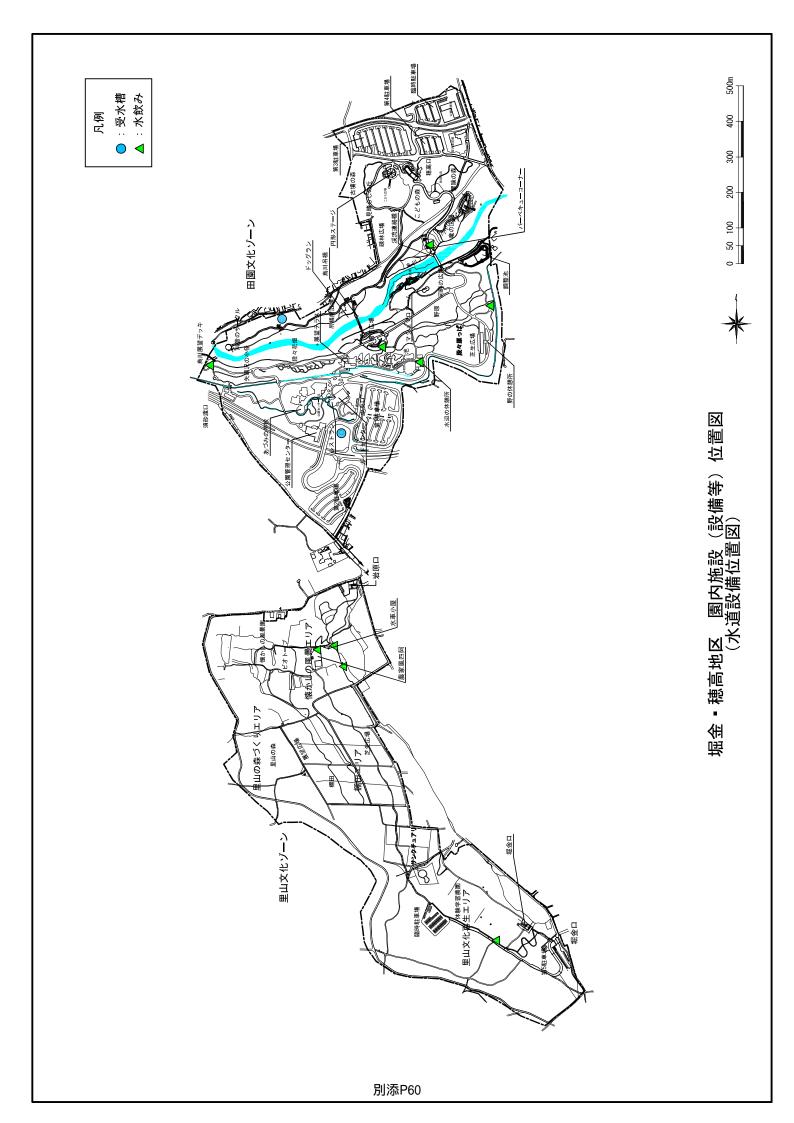


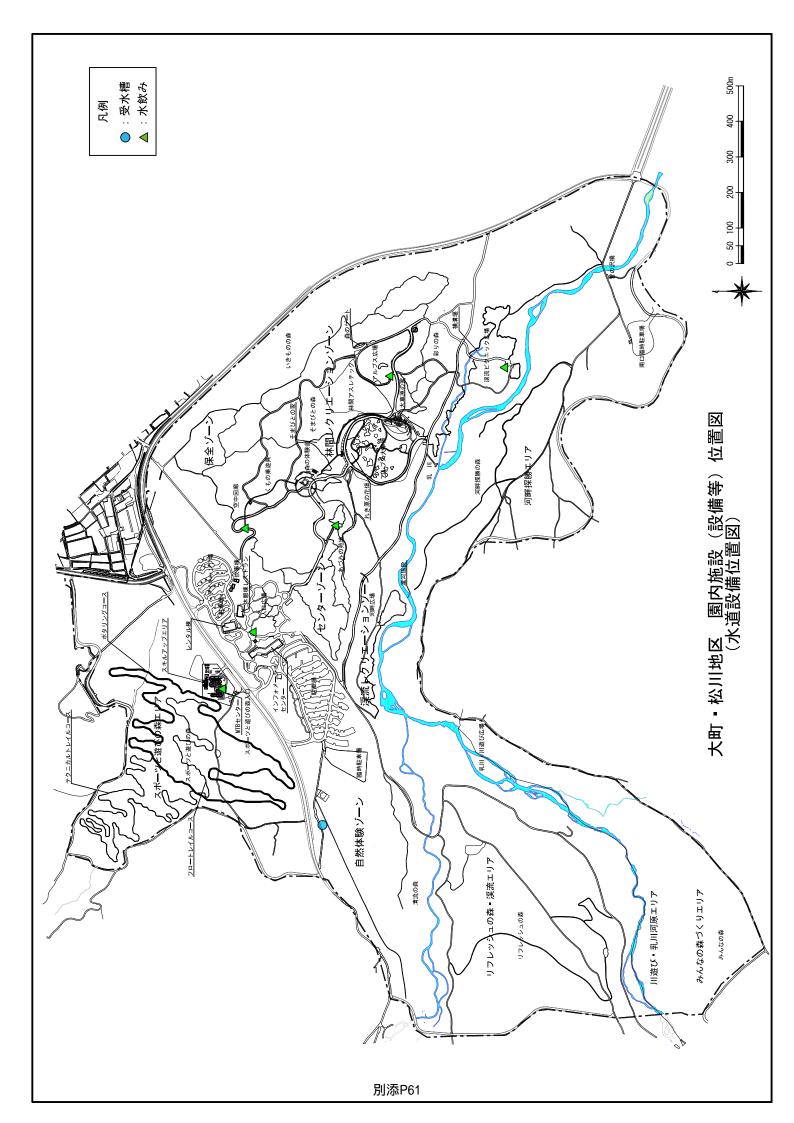


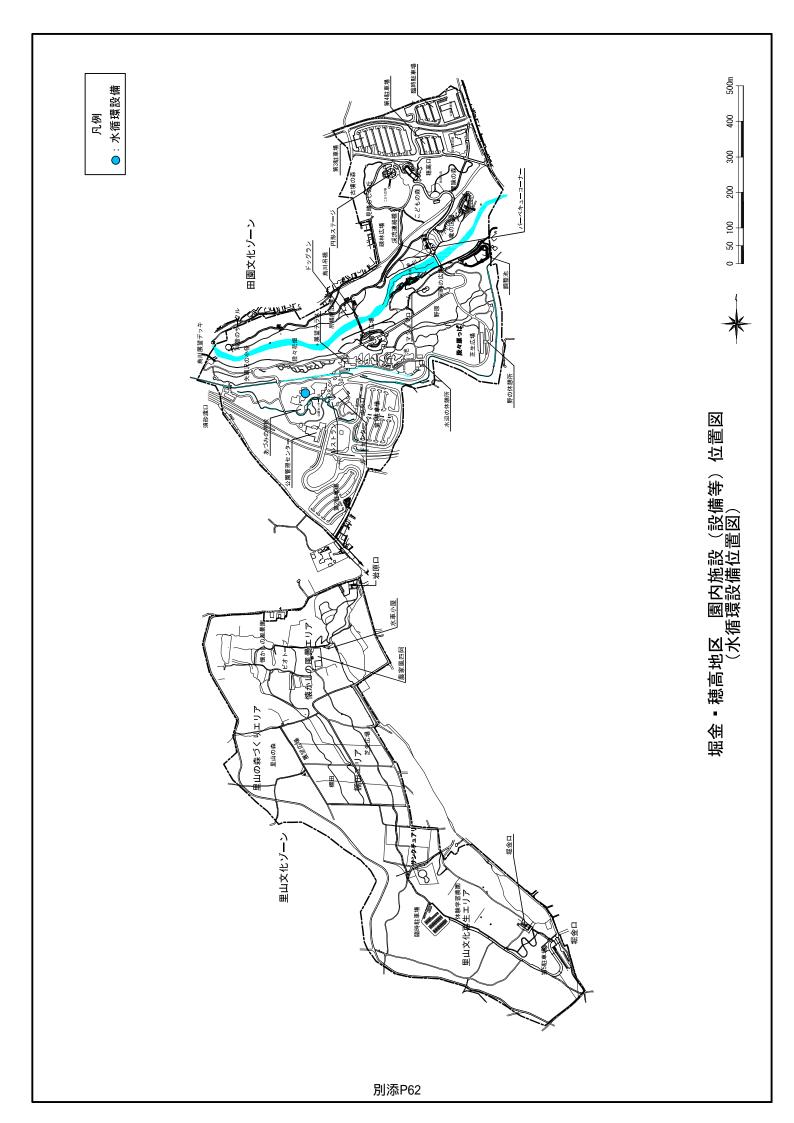


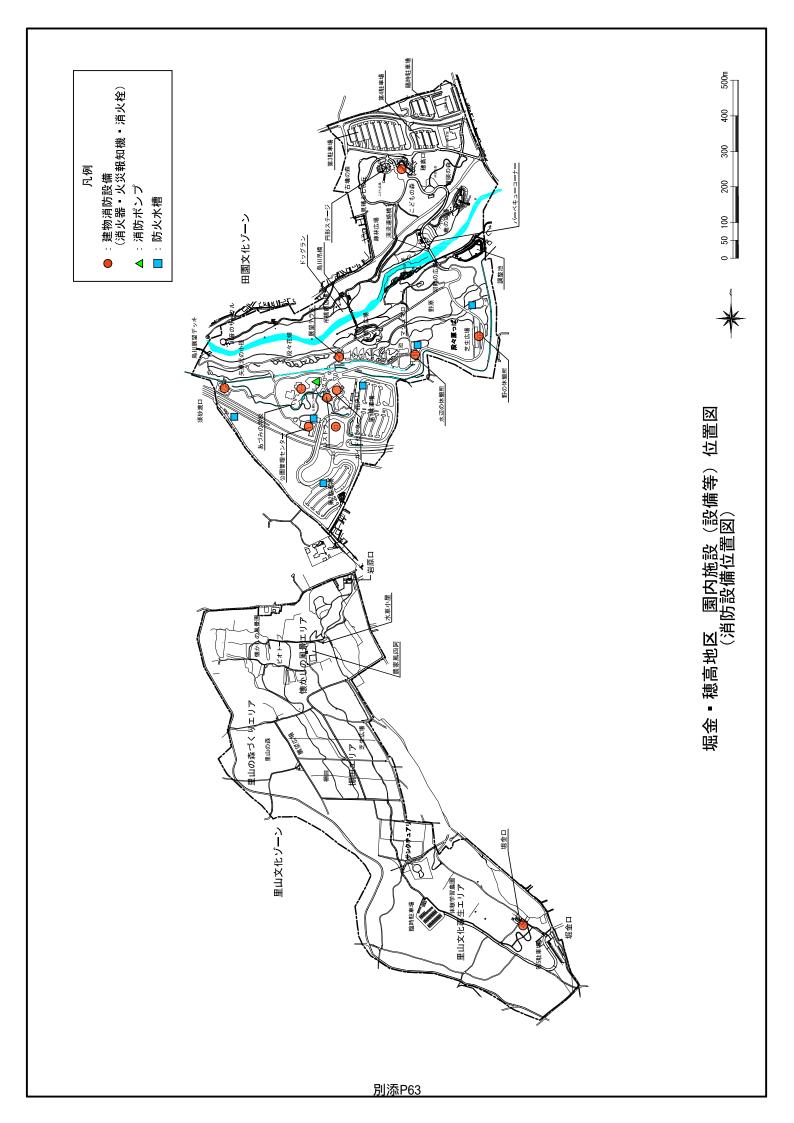


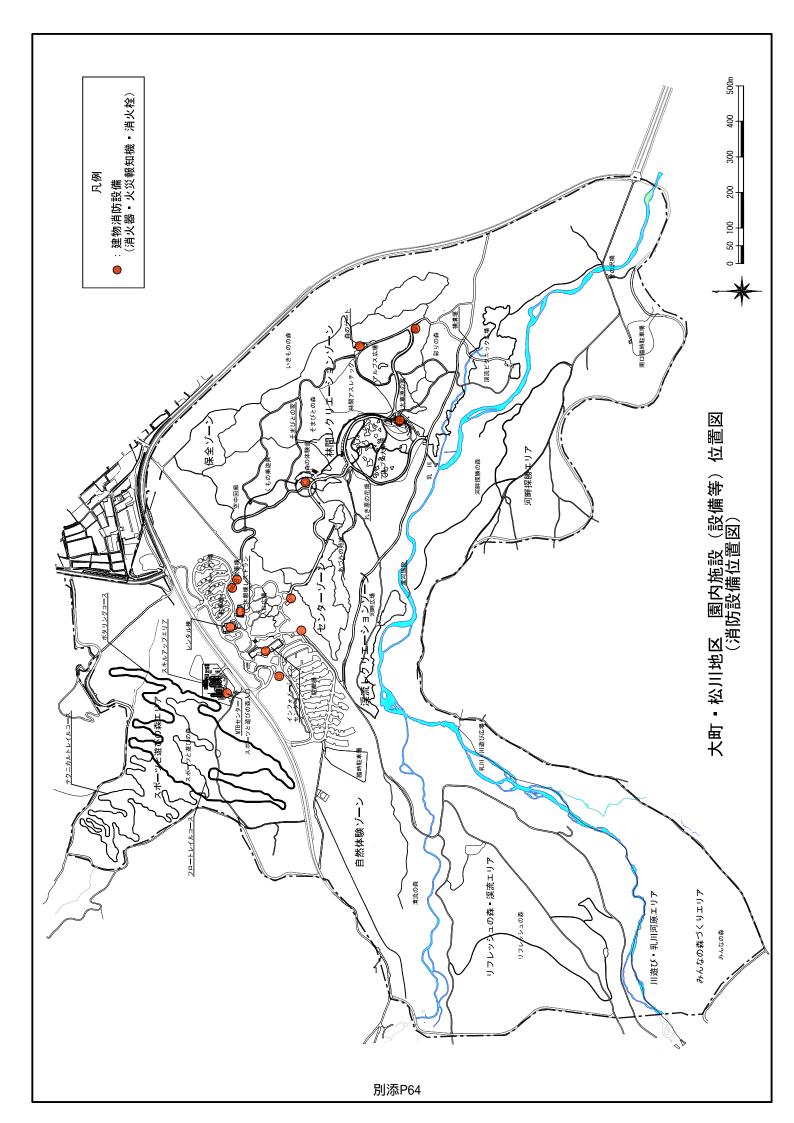


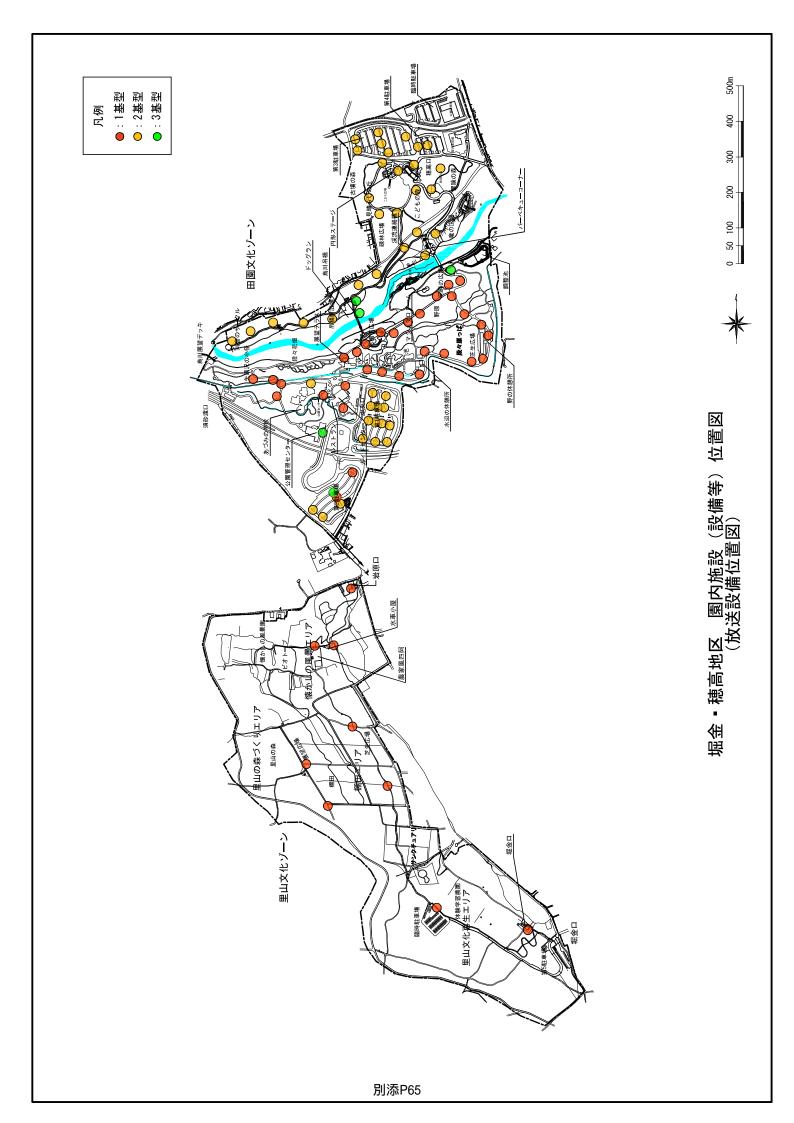


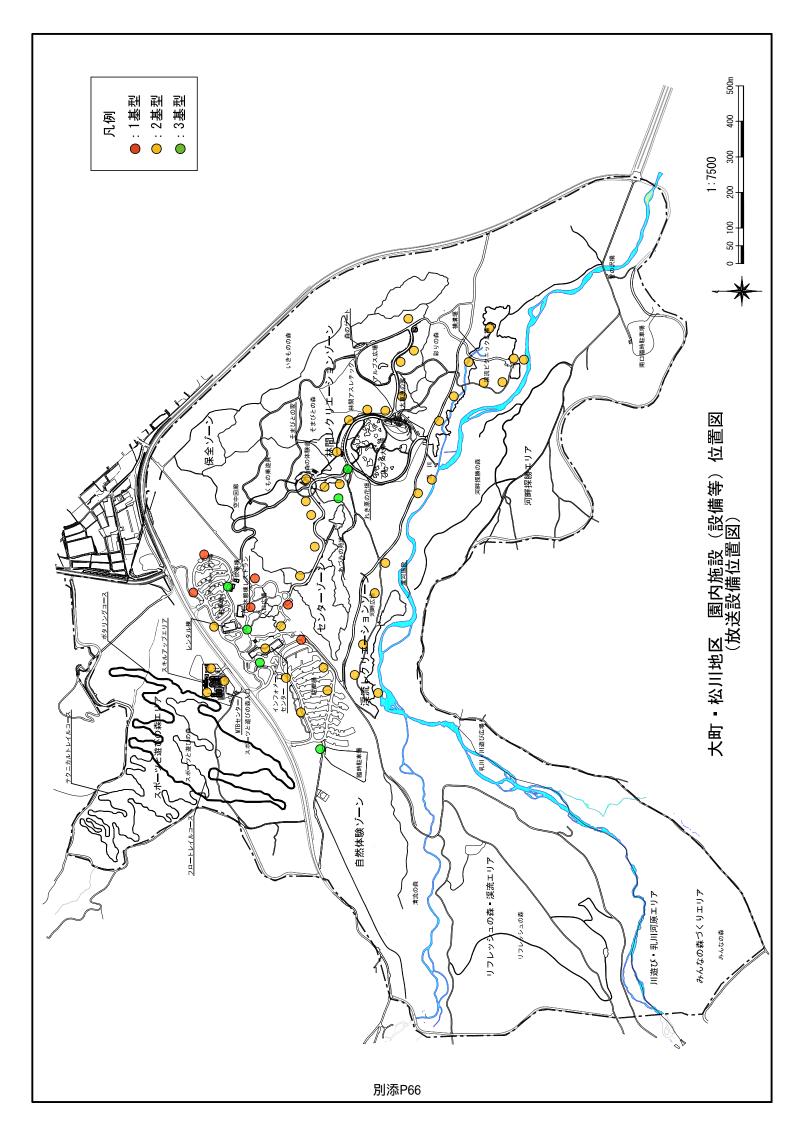


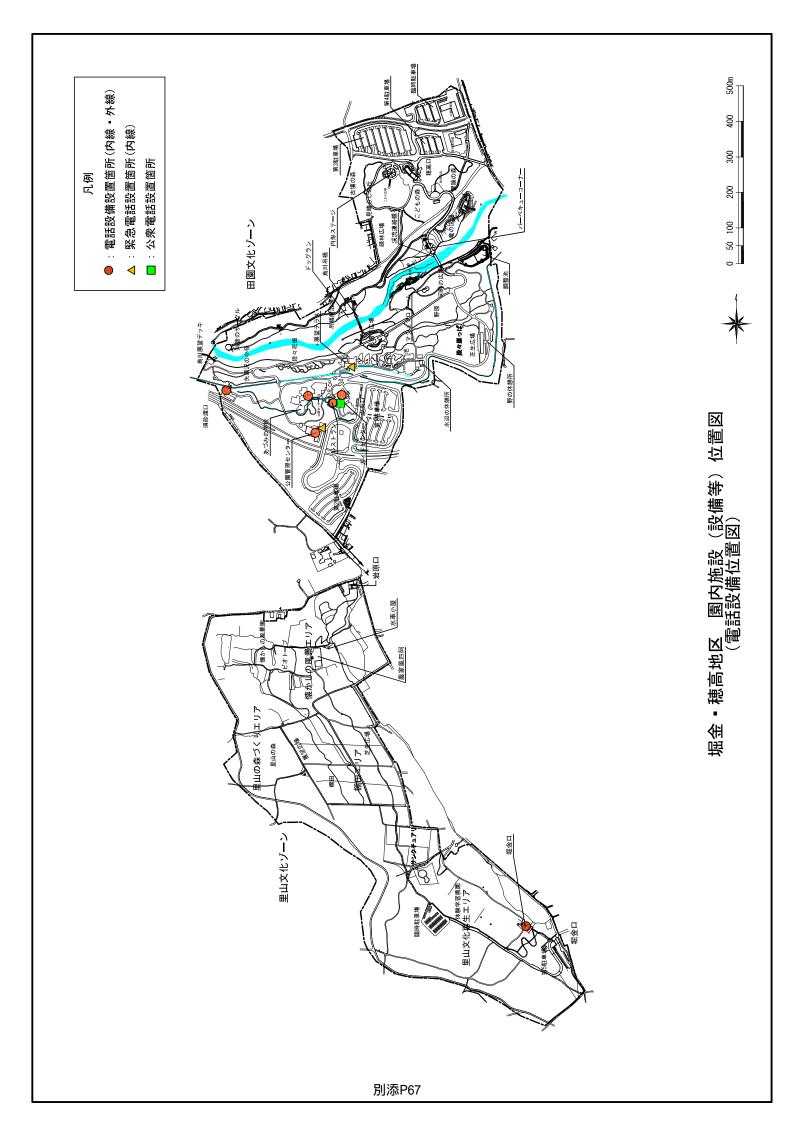


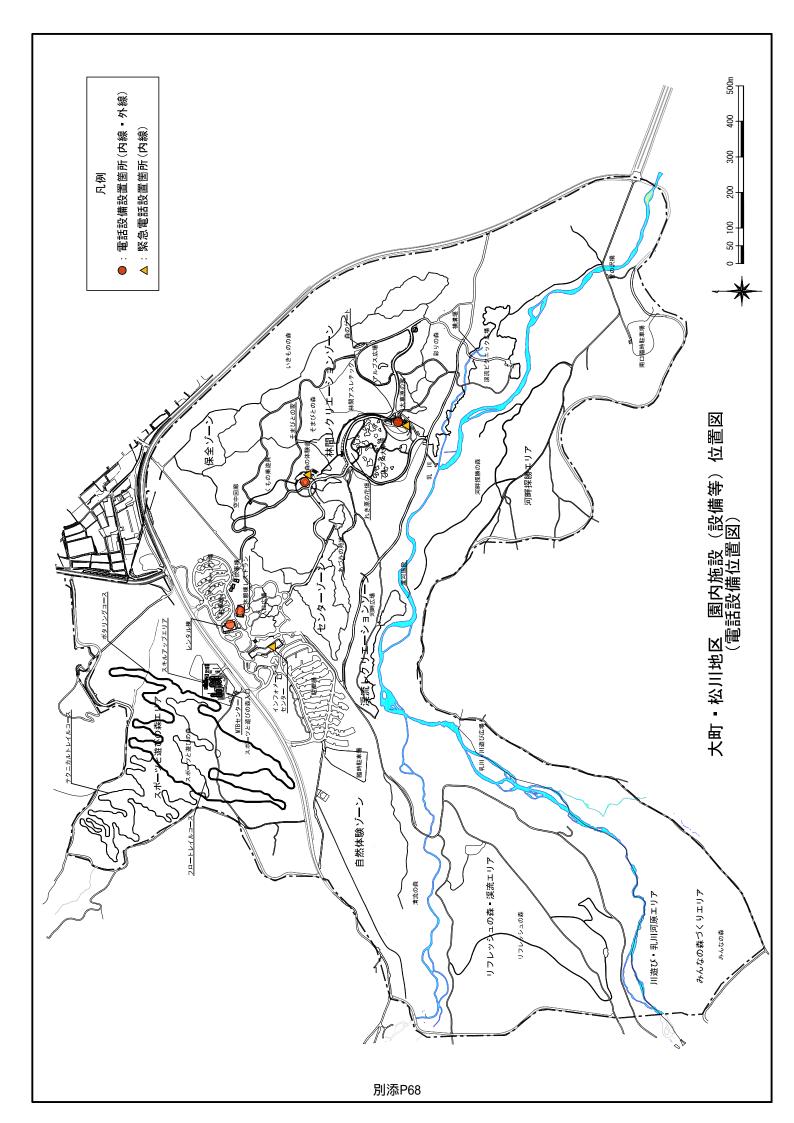


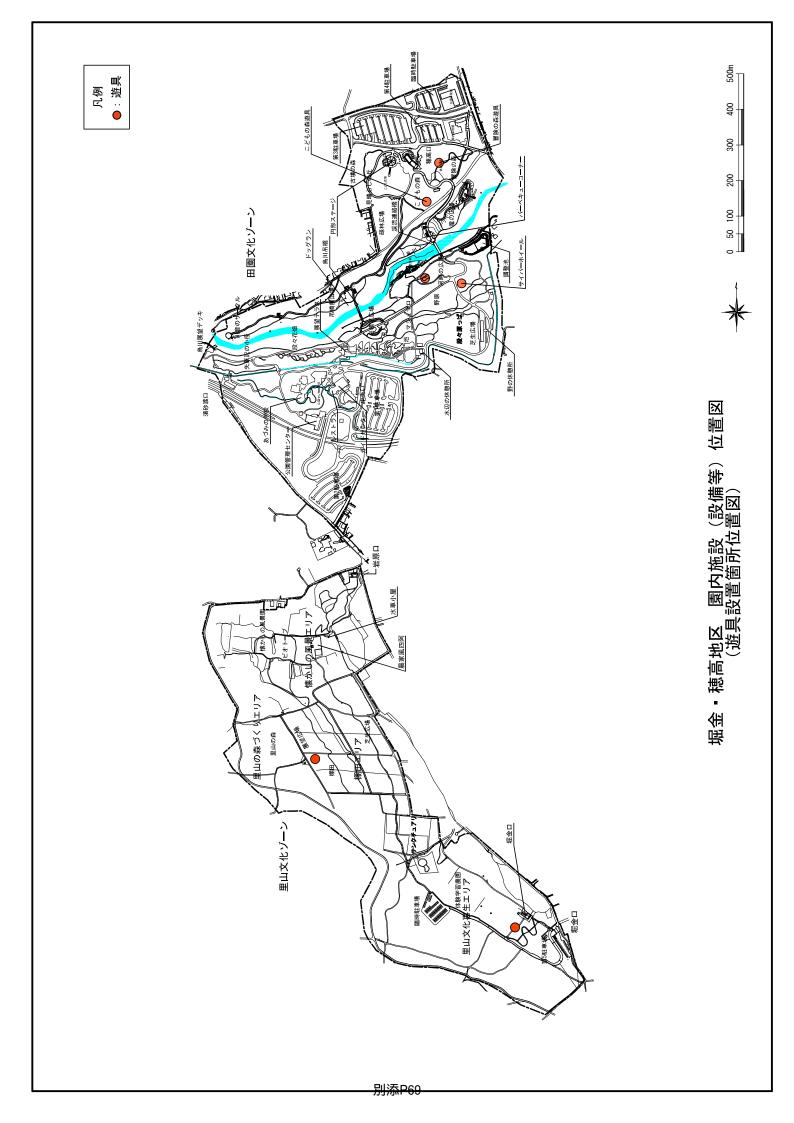


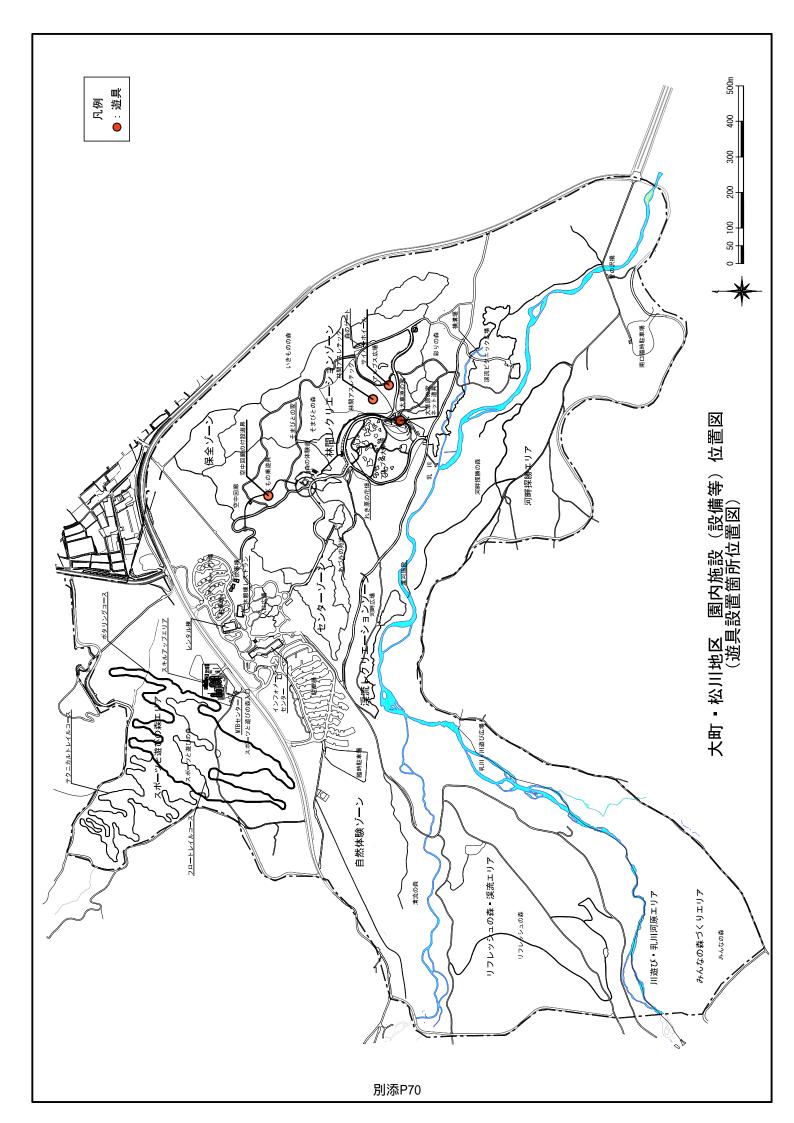












提供施設等の取扱いについて

別紙5「共通仕様書」第33条1に基づく提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取り扱い

- (1) 事業者(以下「乙」という。)は、提供施設等を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を業務委託契約書第●条の業務以外に使用してはならない。
- (3) 乙は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
- (4) 乙は、提供施設等の修繕、模様替え等の行為(維持のための修繕等で軽微なものを除く。)をしようとするときは、国事務所(以下「甲」という。)の承認を受けなければならない。
- (5) 乙の責に帰すべき理由により提供施設等を滅失し又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。
- (6) 乙は、業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は、提供施設等を提供施設等返納書 (別紙様式第1)により、直ちに甲に返納しなければならない。

2. 物品の取り扱い

- (1) 乙は、物品の貸付を受けたときは、借受書(別紙様式第2)を甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は、返納書(別紙様式第3)により、 直ちに甲に返納しなければならない。

3. 報告及び検査

- (1) 乙は、毎月提供された機械器具のうち、別に定めるものについて提供施設等使用実績報告書(別紙様式第4) を翌月末日迄に甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を返納する場合、甲の行う検査に合格しなければならない。

(別紙様式第1)

											平成	年	月	日
			殿											
										E所				
									以	元名			印	
					提供	施言	投 等	返納	書	± 1				
下記の	とおり) 提供	物件を返 	豆納致し	、ます。									
件		名			<u> </u>					契約年月日				
物	件	名	規	格	単	位	数	量		提供年月日	偱	Ħ	考	

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

借 受 書

				信	±. =	受	物		品					
	ㅁ	目		5	規	格	単	位	数	量		備		考
借	受	期	間	平成	年	月	日~	平成	左	F.	月	目	(日間)
返	納	場	所											

上記物品を正に借り受けました。

なお、国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第4条に定める 貸付条件を遵守します。

平成 年 月 日

物品管理官等

殿

借受人 住所 氏名 印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(別紙様式第3)

返 納 書

平成 年 月 日

物品管理官等

殿

氏名 印

下記物品を返納しました。

				1	世	受	物		ᇤ					
	ㅁ	Ħ			規	格	単	位	数	量		備	ā	考
借	受	期	間	平成	年	月	日~	平成	名	F.	月	日	(日間)
返	納	場	所											

受 領 書

平成 年 月 日

上記物品を受領しました。

殿

物品管理官等

印

注意事項

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
- 2. 正副2部作成し、物品管理官等に提出するものとする。

(別紙様式第4)

#1 榖 瓣 \mathbb{H} Щ 闽 搬 榖 捆 #趕

 $\widehat{\exists}$

月分

#

 $\widehat{\exists}$ \mathbb{H}

显显

借受人 作成者氏名

現場監督員の認印	器印	豆						トノメ 中 メー	Ī
			主な作業の	核働兆	大況		ナな修理係所		
提供物件名	提供物件番号	主な作業内容	作業量 (走行キロ数)	運転日数 運転	運転時間	維持修理費	#持修理費 及び取替部品名	賴	強
· 35日	7年「井/117、年日米十十二代のよーの沙田	から、 一生・ディ・サロック		4	9				

(備考)1. 用紙の大きさは日本工業規格A列4横とする。 2. 主な作業内容の欄は、提供物件を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。 3. 主な作業の作業量の欄は、主な作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。 4. 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。

取得した備品の取扱いについて

H31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務委託費で取得した備品については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取り扱い

- (1) 事業者(以下「乙」という。)は、委託費を充当して取得した備品を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 乙は、各年度の業務を完了した時は、備品を業務請負契約書第○条に基づく検査の結果、 合格通知があった後、備品引渡書(様式第1)により、国事務所(以下「甲」という。) に引き渡さなければならない。ただし、当該業務に継続して使用する備品で備品継続使 用承認申請書(様式第2)により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 乙は、乙の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、乙の負担において 補てんし、又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない 場合はこの限りではない。

2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - ①備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると 認められる場合。
 - ②備品が乙の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなったと認められる場合。
 - ③備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合

(2) 処分の方法

乙は、前号に該当する備品を売り払った場合は、その内容を証する書類を添えて甲に 書面により報告し、甲の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。

また、売り払うことが不利(備品の売払価格が、当該備品の売り払いのために要する 費用に満たないと認められる場合)又は、売り払うことができないものは、廃棄すること ができる。

また、廃棄した場合はその都度その旨を書面により甲に報告しなければならない。

(別紙様式第1)

(様式第1)								
					平成	年	月	日
		殿						
			1	住 所				
			J	氏 名				印
	備	品	引	渡	書			
1191 95団帯マルプラ	なべかのん	7国流光》	# 	光なけっぷい	5、之 日川冬瓜子	·. 司 沙莊: 1	士士	
H31-35国営アルプスと	か・フ・サリング	区国 建 呂 常	连行官 建 ;	未伤にひん	いる方川が代で	ピケー侵し	ノ よ 9 。	

(備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

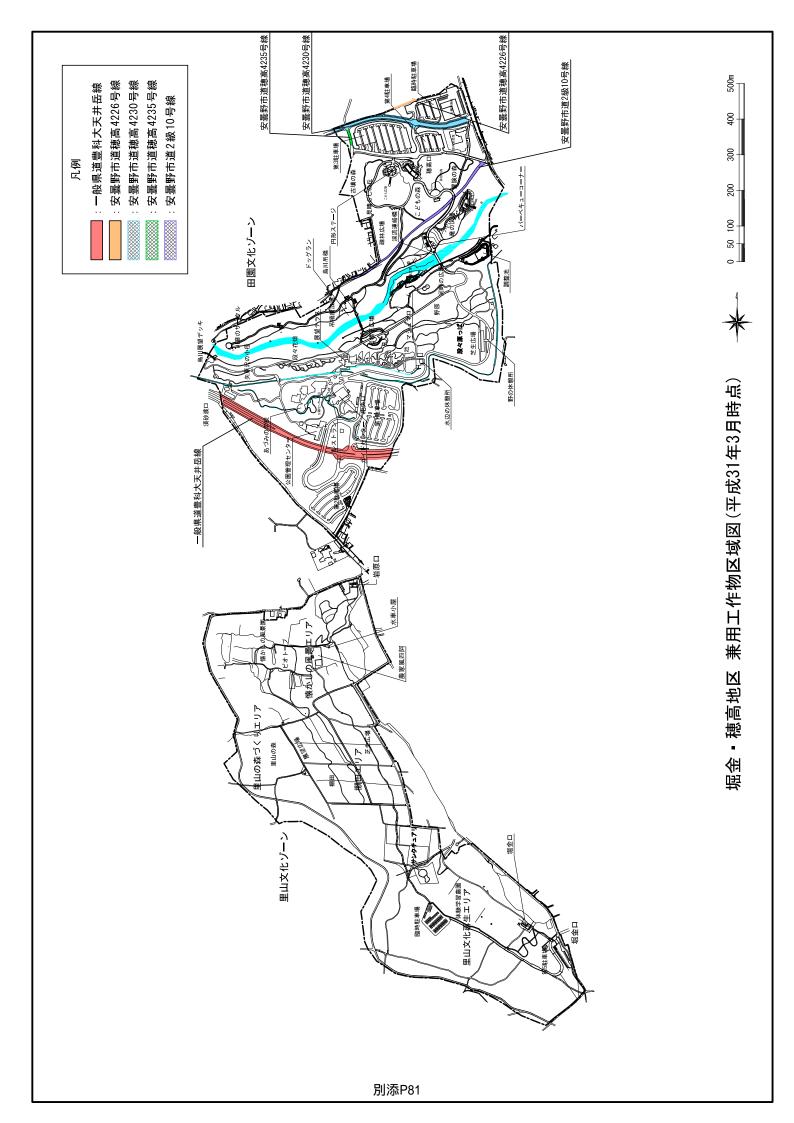
(様式第2) 平成 年 月 日 殿 住 所 氏 名 印 備品継続使用承認申請書 H31-35国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務にかかる別紙について、 平成 年 月 日まで継続して使用したく申請いたします。

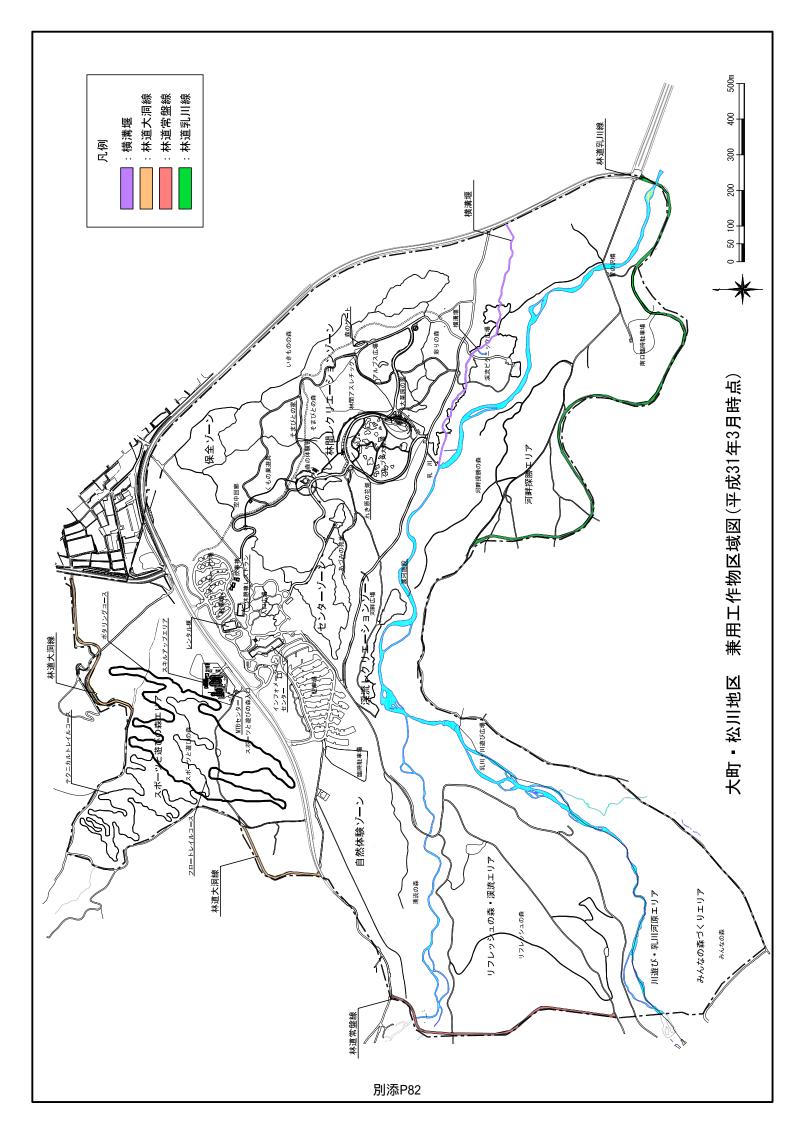
(備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙

	1		1	ı				1	1
摘要									
経費区分									
価格									
東									.2°
数量									日本工業規格A列A横とする。
規格									
品名									. 用紙の大きさは、
取得年月日									(備 考) 1.

兼用工作物について





公用車運行管理規定

(趣旨)

第1条 この規定は法令に定めるもののほか、公用車の運用について必要な事項を定め るものとする。

(定義)

第2条 公用車とは、国営アルプスあづみの公園事務所より、アルプスあづみの公園マネジメント共同体が貸与された自動車をいう。

(公用車使用の原則)

第3条 公用車は、運営維持管理業務の遂行に必要な業務以外の目的で使用してはならない。

(車両運行管理責任者)

- 第4条 1 公用車の運用にあたり車両運行管理責任者を置く。
 - 2 車両運行管理責任者は、公用車を使用目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。
 - 3 車両運行管理責任者は、次に掲げる事項を処理しなければならない。
 - (1) 提供施設等使用実績報告書(別紙様式第4)の管理に関すること。
 - (2) 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 48 条に規定する定期 点検整備に関すること。
 - (3) 道路運送車両法第58条に規定する検査に関すること。
 - (4) その他公用車の管理に関すること。
 - 4 車両運行管理責任者は運営維持管理責任者とする。なお、車輌運行管理責任者に事故があるときは、「危機管理マニュアル(緊急連絡網」に準じて、その職務を代行する。

(車両運行管理責任者の責務)

- 第5条 車両運行管理責任者の責務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 運転者に対し、運転者がしなければならない運転前の点検の実施等を確認 し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
 - (2) 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずる恐れがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。

- (3) 運転者に対して、過労、病気、その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- (4) 運転者に対し、事故未然の防止を図るため、道路交通法その他関係法令の遵守など、交通安全等の研修を毎年度実施すること。
- (5) 公用車による交通事故及び関係法令違反(以下「交通事故等」という。)が発生した時は、交通事故等の原因を分析し、運転者が交通事故等を起こさないよう指導教育し、交通事故等の防止の徹底を図ること。

(運転者の制限)

- 第6条 公用車の運転者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 運転免許取得後3年以上の経験を有する者。
 - (2) 過去3年以内に交通違反等により免許の取消処分を受けていない者。
 - (3) その他、車両運行管理責任者が認めた者。

(運転者の責務)

- 第7条 運転者の責務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 運転前に灯火装置の点灯、制御装置の作動その他の日常的に点検すべき事項 について、点検をすること。
 - (2) 常に関係法令を遵守し、適切かつ安全な運行に努めること。
 - (3) 公用車を清潔に保つこと。
 - (4) 運転者は「公用車運行管理規定」及び「危機管理マニュアル」を携帯し、これを遵守すること。

(公用車の使用)

- 第8条 1 公用車を使用しようとする者は、あらかじめ車両運行管理責任者に申し出 なければならない。
 - 2 車両運行管理責任者は、前項の申し出があった場合には、公用車の使用状 況を確認し、その使用を許可するものとする。

(運転日報)

第9条 運転者は運転日報 (別紙様式1) に必要な事項を記録しなければならない。

(事故が発生した時の対応)

第10条 1 運転者は事故が発生した場合には、「危機管理マニュアル」に従い、必要な措置を講ずること。

- 2 運転者は前項の必要な措置を講じた後、車両運行管理者に報告し、その後の指示を仰ぐこと。
- 3 車両運行管理責任者は、公用車の運行にあたって、事故発生時の報告を 受けたときは、直ちに国営アルプスあづみの公園事務所工務課長に報告 し、その後の指示を仰ぐこと。

(緊急時の統制)

第11条 災害その他緊急の場合においては、車両運行管理責任者は公用車の使用を統制することができる。

附則

この規定は、平成25年4月1日より施行する。

公園園内車輌運行要領

国営アルプスあづみの公園園内車輌運行要領

1 目的

お客様の安全や快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保 全を図ることを目的とする。

2 適用

本要領は、駐車場を除く開園区域(以下、「園内」という。)における国土交通省、 アルプスあづみの公園マネジメント共同体、テナント等関連の業務用車輌及び臨時的 に入園する全車輌に適用する。

3 共通事項

- (1) 園内では、お客様の安全と快適を妨げない運転・駐停車・作業態度を心掛ける とともに、公園施設の保全に努めること。
- (2) 園内は原則として左側通行、必要に応じて、人、原付バイク又は自転車による 先導をつけ、走行速度は10km以下、走行経路は主要園路(幹線園路、準幹 線園路)のみとし、細園路は走行しないこと。
- (3) 園内はお客様及び歩行者を優先とし、クラクションは一切使用しないこと。また、一時停止・徐行運転に心掛けること。
- (4) 園内に乗り入れる車輌は見苦しくないよう常に清掃管理すること。
- (5) 駐停車中のアイドリングは行わないこと。
- (6) 車輪に車止めを設置すること。
- (7) 本要領に定める規定に違反した車輌は即刻退園を命じるとともに、再入園を禁止する。

4 維持管理及び工事関係車輌

- (1) 維持管理車輌を除き、開園時間中園内への車輌乗り入れは原則禁止とする。止むを得ない場合は管理センター長の指示を得て、上記「共通事項」ルールを厳守することとする。
- (2) 作業車輌の園内での駐停車場所は、公園担当職員の指定する場所又は事前に了解を得た場所とすること。なお、やむを得ない場合も利用者の障害にならない場所・景観を阻害しない場所等を選定すること。

5 売店・レストラン等納品車輌

(1) 食料品、菓子、雑貨等の納品は可能な限り平日に行うこと。

(2) 休日等の閉園時間中、混雑時の車輌乗り入れによる納品は行わないこと。追加の納品が必要な場合は所定の場所から台車等で運搬すること。

6 プレス・イベント関係車輌

- (1) イベント関係のため、資機材等を搬入又は設営を行う車輌は、あらかじめ管理 センターに計画書を提出し、車種・時間・方法・経路・駐停車場所等について 打合せした後、管理センター長の許可を得ること。
- (2) 園内への車輌乗り入れは最小限とする。資機材等の搬入等を終了した車輌は速やかに園内から移動すること。

7 緊急車両

消防・救急・警察等の緊急車両は、管理センター職員(巡視員)が現地まで案内誘導する。緊急車両の退園時も同様の扱いとする。

8 車輌通行許可証

- (1) 臨時車輌入園許可証は管理センターにおいて管理し、入園時に貸し出し、退園 時に管理センターに返却するものとする。
- (2) 園内に乗り入れる車輌については、指定の車輌通行許可証をダッシュボード等 の目に付くところへ掲示することとする。

平成25年4月1日制定

業務入園について

業務入園について

業務入園については、車輌申請とともに運転者氏名も記載してもらい業務入園者を把握している。

国、センタ一発注工事等については、作業員名簿の提出により入園を許可している。

ボランティアについては、ボランティア証を発行しゲートで確認に上、入園。

視察等については、事務所に公文書提出により許可

1. 会社名	等(樹森	沐建 設		£	語時車記	5人園申	詩受	付簿			※記		
2. 依頼主	国土交通	通省・1	理セング		の他(ください。	,)		7		単以 1 2	' ' J
3. 今年度	受講済	受講者氏	名 森	林 太郎		囲む))		<u>.</u>			
4. 輪留め 5. 申請車	有 •	無(貧出返	却確認	を〇で囲	む)	輪留め	等なく貸け	出の場合に	比記入				
運転手氏名	運転手または 会社の連絡先	車両 ナンバー	車種	目的地	申請理由	カテゴリー	入團時刻	退園時刻	許可証 番号	貸出鍵 番号	貸出用具 (輪留め・ コーン)	受付 確認者	返却 確認者
森林 太郎	-8888 -8888	熊谷444 あ12-34	軽パン	運動広場	囲播修繕	図 楼持管理 収益 企画	10:15	16:00	1	1	0	南	
						国·維持管理 収益·企画	:	:					
						国·維持管理 収益·企画	:	:					
						国·維持管理 収益·企画	:	:					
						国·維持管理 収益·企画	:	:					
	あづみの公園 賠償の責を り を遵守するこ	負うことを確									· ·	承認	承認時間

建物に係る消防計画

国営アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区 消 防 計 画 書

H25-27 国営アルプスあづみの公園運営管理業務 アルプスあづみの公園マネジメント共同体

2014.5

目 次

第 1	章 総則	則	
	第1節	目的等1	
	第2節	管理権限者と防火管理者の業務と権限1	
	第3節	消防機関への報告、通報等 2	
	第4節	防火管理委員会の設置3	
第2	章 予	坊管理対策 3	
	第1節	火災予防上の点検・検査3	
	第2節	点検結果の結果等3	
	第3節	火災予防措置3	
	第4節	工事中の安全対策5	
	第5節	放火防止対策5	
第3	章 自行	衛消防活動対策 5	
第4	章 休日	日、夜間の防火管理体制5	
第 5	章 震	災対策6	
	第1節	震災事前措置6	
	第2節	警戒宣言発令時の対策6	
	第3節	震災対策7	
	第4節	地震時の活動8	
第6	章 防犯	災教育及び自衛消防訓練8	
	第1節	防災教育等8	
	第9節	白衛消防訓練 0	

第1章 総則

第1節 目的等

(目的)

第1条 本計画は、H25-27 国営アルプスあづみの公園運営管理業務アルプスあづみの公園マネジメント共同体(以下「アルプスあづみの公園マネジメント共同体」という。)が、国営アルプスあづみの公園管理センター堀金・穂高地区(以下「センター」という。)において、国営アルプスあづみの公園堀金・穂高地区における防火管理の徹底を期し、防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全及び被害の予防及び軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、センター内に勤務し、出入りするすべての関係者に適用する。

第2節 管理権限者と防火管理者の業務と権限

(管理権限者)

- 第3条 管理権限者(以下「管理センター長」という。)は、センターの防火管理業務について、 すべての権限責任を有する。
- 1. センター長は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者に選任して、防火管理業務を行わなければならない。
- 2. センター長は防火管理者が消防計画を作成あるは変更する場合、必要な指示を与えなればならない。
- 3. センター長は、建物の防火上の不備箇所や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者)

- 第4条 防火管理者は、本消防計画においてすべての権限を持って、次の業務を行う。
- 1. 自衛消防組織の編成と任務分担
- 2. 火災予防上の自主検査の実施と維持管理
- 3. 消防用設備等の点検とその立会い及び維持管理
- 4. 防火、避難施設の維持管理
- 5. 収容人員の適正管理
- 6. 従業員等に対する防火上に必要な情報の周知徹底
- 7. 消火、通報及び避難訓練の実施
- 8. 消防機関との連絡
- 9. センター長への報告等
- 10. その他

第3節 消防機関への報告、通報等

(消防機関への報告、通報等)

第5条 防火管理者は、前条で報告又は提出した書類等の写しをその他防火管理業務に必要な書類等を一括して編纂し、保管する。

種別	届出等の時期	届出者等
防火管理者選任(解任)届	防火管理者を選任又は解任した時	センター長
消防計画作成(変更)届	消防計画を作成又は次の事項を変更した時 (1)管理権限者又は防火管理者の変更 (2)自衛消防組織の変更 (3)用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防 用設備等の変更 (4)防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
禁止行為の解除承認	禁煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みが禁止されている場所で、これらの行為を行おうとするとき	センター長
消防訓練実施計画書	消防訓練を実施する 10 日前	防火管理者
消防用設備等点検結果報告(※)	半年に1回(総合点検終了後の消防用設備等点検結 果報告書)、国営アルプスあづみの公園事務所と連 携し報告を行う。	国営アルプス あづみの公園 事務所 (防火管 理者の確認後)
防火対象物定期点検結果報告書	1年に1回国営アルプスあづみの公園事務所と連携し報告を行う。	国営アルプス あづみの公園 事務所
消防用設備等の設置届出	自動火災報知設備を増設、改設、移設したとき国営 アルプスあづみの公園事務所と連携し設置届出を 行う。	国営アルプス あづみの公園 事務所

(※) 消防用設備等の法定点検の実施

1137371180/11 7 - 1272/11		
消防用設備等	点検実	施月日
	機器点検	総合点検
消 火 器	年2回	
自動火災報知設備	年2回	年1回
誘 導 灯	年2回	
非常ベル・放送設備	年2回	年1回
配線	年2回	年1回

第4節 防火管理委員会の設置

(防火管理委員会)

第6条 防火管理業務の適正な運用を図るためセンターに防火管理委員会を置く。

- 1. 防火管理委員会の構成は、別表1のとおりとする。
- 2. 会議のメンバーは、基本的に防火管理委員会で構成する。
- 3. 以下の場合は、会議を開催する。
- (1)消防計画の変更に関すること。
- (2) 防火管理者等からの報告、提案によりセンター長が会議を開催する必要があると認めたとき。
- (3) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
- (4) 自衛消防組織の実施細部に関すること。
- (5) 火災予防上必要な教育に関すること。
- (6) その他

第2章 予防管理対策

第1節 火災予防上の点検・検査

(日常の火災予防)

第7条 防火管理者は、所定の区域ごとに防火責任者又は火元責任者(以下「防火責任者等」という。)を定め、日常の火災予防の徹底を図らなければならない。

第2節 点検結果の報告等

(点検結果の報告等)

第8条 自主点検を実施した際に、結果、不備及び欠陥部分の改修について、センター長に報告 し、指示を受け改修計画を策定する。

第3節 火災予防措置

(火気の使用制限等)

第9条 防火管理者は、喫煙及び火気等の使用制限を行うものとする。

- 1. 喫煙可能場所及び火気使用設備・器具が使用できる場所
- (1) 喫煙可能場所

喫煙できる場所は、下記の通りの灰皿設置箇所のみとする。

- ・公園管理センター
- ・ガイドセンター
- あづみの学校
- ・レストランあづみの
- ・展望テラス
- ・水辺の休憩所

- ・野の休憩所
- 須砂渡事務所
- 穂高口
- (2) 火気使用設備・器具が使用できる場所
 - ・ 厨房及び給湯室
 - ・アルプスあづみの公園事務所が許可をした場所
- 2. 喫煙及び火気使用設備・器具の使用に関する注意事項は以下の通りとする。
- (1)火気使用設備・器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外には使用しないこと。
- (2) 火気使用設備・器具を使用する際には、事前に器具等を点検してから使用すること。
- (3) 火気使用設備・器具を使用する際には、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。
- (4) 火気使用設備・器具を使用した後には、必ず安全点検を行い、確認すること。
- (5) 喫煙所以外では、喫煙しないこと。
- (6) 催物等において、一時的に火気を使用する場合は、防火管理者の承認とセンター長の承認を得て、アルプスあづみの公園事務所に協議し許可をとること。

(避難施設等における遵守事項)

- 第10条 防火管理者及び従業員等は避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、以下の 事項を遵守する。
- 1. 避難口・廊下・階段及び避難経路等の避難施設
 - ・避難の障害となる設備を設けない他、物品を置かないこと。
 - ・床面は、避難に際してつまずき、すべり等を生じさせないように維持すること。
 - ・避難口等に設ける戸は、容易に開錠し、かつ解放できるとともに、解放した戸が廊下等の幅 員を避難上有効に確保できること。
- 2. 火災が発生したときの延焼防止又は有効な消防活動を確保するための防火施設
 - ・防火設備及び防火シャッターは、常時閉鎖出来るようにその機能を有効に保持し、かつ、閉 鎖の障害となる物を置かないこと。
 - ・防火設備に接近して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。なお、容易に除去できない場合には、速やかに防火管理者に報告する。

(避難経路図の管理)

第 11 条 防火管理者は、避難経路図を作成し、管理権限者に提出するとともに、これを自衛消防 隊員及び従業員に周知する。

(収容人員の管理)

- 第 12 条 防火管理者は、当該防火対象物の収容能力を把握し、過剰な人員が入場しないよう従業員に周知する。
- 1. 一時的な催物等により、混雑が予想される場合には、避難通路の確保、避難誘導員の配置などの必要な措置を図る。

第4節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

第13条 工事を行う場合は、防火管理者が、工事中の安全対策を策定する。

- 1. 防火管理者は、作業員に対して以下の事項を遵守させる。
- (1)溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備させること。
- (2) 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙を行わないこと。
- (3) 放火を防止するため、資機材等を整理整頓すること。
- (4) その他防火管理者が指示すること。

第5節 放火防止対策

(放火防止対策)

- 第14条 防火管理者は、以下の事項に留意し、放火防止対策に努める。
- 1. 建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理整頓すること。
- 2. 物置及び倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。
- 3. アルバイトやパート等の従業員の明確化を行い、不法侵入者の監視を行うこと。
- 4. 監視カメラによる定期的な監視及び巡回による定期、不定期な監視を行い、死角を解消する。
- 5. 火元責任者等及び最後に退社する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。
- 6. 駐車場内の車輌は、施錠すること。
- 7. 建物内が無人の場合は、施錠すること。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊の編成等)

第15条 火災その他災害が発生した場合に、被害を最小限に留めるため、自衛消防隊を編成する。

1. 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表2及び別表3のとおりとする。

(自衛消防隊の活動範囲)

第 16 条 自衛消防隊の活動範囲は、国営アルプスあづみの公園堀金・穂高地区範囲内とする。

第4章 休日、夜間の防火管理体制

(休日、夜間の火災予防管理)

第17条 夜間等従業員の数が著しく少なくなる時間帯においては、あらかじめ退社時間前に巡回を行い、火元を確認し、火災予防の安全確保に努める。また、休日は、休日に入る前日の退社時間前に巡回し、火元を確認し火災予防に努める。

(休日、夜間における自衛消防活動)

- 第 18 条 休日、夜間等従業員の少ない時間における自衛消防活動は、第 16 条で定める任務分担 に基づき、在館する隊員が以下の措置を行う。
 - 1. 通報連絡
 - 2. 初期消火
 - 3. 避難誘導
 - 4. 消防隊員への情報提供
 - 5. 緊急連絡網による関係者への連絡

第5章 震災対策

第1節 震災事前措置

- 第19条 地震時の災害を予防するために、以下の措置を行うように努める。
- 1. 火気使用設備・器具の上部及び周囲に、転倒落下の恐れのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- 2. 火気使用設備・器具の自動消火装置等の作動状況を確認すること。
- 3. 危険物等の落下、転倒、浸水等による発火防止の確認を行うこと。

第2節 警戒宣言発令時の対策

(警戒宣言発令時の自衛消防組織)

第20条 警戒宣言が発令されたときの自衛消防隊は、別表2及び別表3に定める任務を遂行する。

(休日及び夜間における対応)

第21条 センター長を中心に、在館者で別表2及び別表3に定める任務を分担して行う。

- 1. 別に定める緊急連絡表により必要な要因を招集しなければならない。
- 2. 警戒宣言の発令を知った時、なるべく自主的に参集するようにする。

(従業員に対する警戒宣言発令の伝達等)

- 第22条 警戒宣言が発令された場合、従業員及び作業員に対して、放送設備等を利用して速やか に伝達する。
- 1. 自衛消防隊長は、避難誘導班に指定されている者を所定の配置をさせる。

(在館者に対する警戒宣言発令の伝達)

第23条 在館者等に対する警戒宣言発令の伝達は、避難誘導班の配置が完了したことを確認した 後、放送設備により行う。

(誘導案内)

- 第24条 避難誘導班は、所定の位置につき、適切な誘導及び案内により混乱の防止に努める。
- 1. 避難誘導は、混乱の防止を図るため、避難しなければならない階に近い階層から順次実施すする。

(火気使用の中止等)

第25条 警戒宣言が発令されたときは、禁煙とし、火気使用設備・器具の使用も原則として中止 する。

なお、やむを得ず火気を使用する際は、防火管理者の承認を得た後、消火体制を講じた上で最小限の使用とする。

- 1. 危険物の取扱いは直ちに中止する。なお、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て、出火防止等の対策を講じる。
- 2. エレベーターは、地震時管制運転装置付き以外のものについて運転を停止する。

(従業員が行う被害防止措置)

- 第26条 警戒宣言が発令された場合、館内の被害を防止するため以下について定める措置を講じるように努める。
- 1. 事務機器の転倒、落下防止
- 2. 窓ガラス等の破損、散乱防止
- 3. 避難通路の確保、非常口の開放等
- 4. 初期消火の水等の確保
- 5. 非常持出品の準備

第3節 震災対策

(震災時の初期対応)

- 第27条 地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先かつ速やかに以下の初期対応に努める。
- 1. 火気使用設備・器具の近くにいる従業員は、元栓・器具栓の閉止又は電気の遮断を行う。また、各火元責任者はその状況を確認し、防火管理者等に報告すること。
- 2. ボイラーの使用停止と燃料バルブ等の閉鎖を行う。
- 3. 全従業員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は、防火管理者に報告すること。
- 4. 防火管理者は、建物内等の火気使用設備・器具・危険物施設等について点検を実施し、その 結果を防火管理者等に報告すること。なお、異常が認められた場合は、至急応急に処置する こと。
- 5. 防火管理者は、上記1~4による被害状況等を把握すること。
- 6. 火気使用設備・器具は、安全が確認された後に使用すること。

第4節 地震時の活動

(地震時の活動)

第 28 条 地震時の活動は、第 28 条及び自衛消防活動による他、以下の事項を実施することに努める。

1. 情報収集・伝達活動

通報連絡班は、テレビ、ラジオ等による地震情報の収集を行い、周辺の状況を把握すること。

2. 救出·救護

- ・救出及び救護については、応急救護班が中心となり他の自衛消防隊員と協力して実施に努める。
- ・負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに負傷程度に応じ、応急救護所及び医療機関 に搬送すること。
- ・地震の規模により消防隊等による搬出がかかる場合、救出資機材を活用して救出活動に努める。

3. 避難誘導活動

- ・避難誘導班は、在館者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具等 の落下に注意しながら柱周りや壁際等の安全な場所で待機させること。
- ・避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行うこと。
- ・在館者等を広域避難場所まで避難誘導を行う場合、事前に順路、道路状況、地域の被害状況 について説明をすること。
- ・避難誘導を行う場合は、先頭と最後尾に避難誘導班員を配置し、避難者の安全を十分注意し ながら誘導すること。
- ・避難する際は、車輌等を使用せず全員徒歩により行うこと。
- ・避難する際は、分電盤を遮断すること。
- ・避難誘導は、避難誘導担当と協力して行うこと。

4. 避難路の確保

安全防護班は、避難者の安全を確保するために、避難通路に落下、転倒、倒壊した物品の除 去を行うように努める。

第6章 防災教育及び自衛消防訓練

第1節 防災教育等

第29条 防災教育は、以下の表に従い計画事項・計画内容・実施回数を定める。

計画事項	計画内容	実施回数
	1. 防火管理の周知徹底	
 従業員等に対する教育	2. 防火管理上の注意事項	年2回
従来負等に対りる教育	3. 各従業員の防火管理に関する任務及び責任の	十七四
	周知徹底	

	4. その他火災予防上必要な事項(火災予防及び消火に関する知識)	
新任者に対する教育	 防火管理の周知徹底 防火管理の遵守事項 安全な作業に関する基本的事項 消防計画の周知徹底 その他火災予防上必要な事項(避難の要領等) 	採用時1回

第2節 自衛消防訓練

(自衛消防訓練の種別等)

第30条 防火管理者は、計画的に自衛消防訓練を実施することに努める。

- 1. 訓練指導者は、自衛消防隊長とし訓練時における事故防止及び安全対策の確立を図る。
- 2. 訓練の種別は、消火訓練、避難誘導訓練とする。

項目	種別	実施予定時期
自衛消防訓練	 消火訓練 総合訓練 (通報・避難訓練) 	9月、3月 (※ レストラン含む)

(消防機関への通報)

第31条 防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を確認し、その結果を日常の防火管理体制及び 次回に実施する自衛消防訓練に反映させるように努める。

アルプスあづみの公園 防火管理委員会構成名簿

役職名	役職	氏名	緊急連絡先
委員長	管理センター長		
副委員長	副管理センター長		
防火管理者	総務課長		

番号	役職	氏名	緊急連絡先
1	企画·広報担当課長補佐		
2	広報担当調査役		
3	総務係長		
4	指導係長		
5	企画・広報担当		
6	植物・施設管理担当		
7	展示施設等管理担当		

自衛消防隊の編成と任務(本部隊)【平常・休日夜間】

自衛消防隊本部長 自衛消防隊長 自衛消防隊副隊長

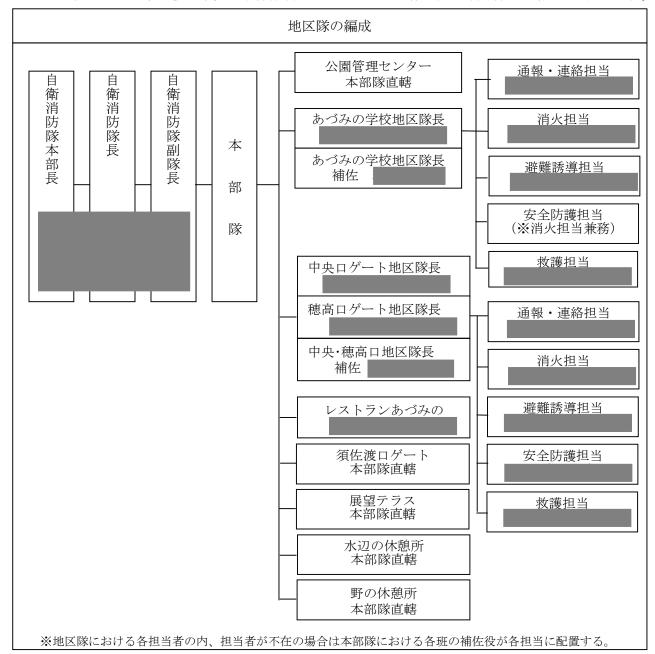


(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う) (自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する) (隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する)

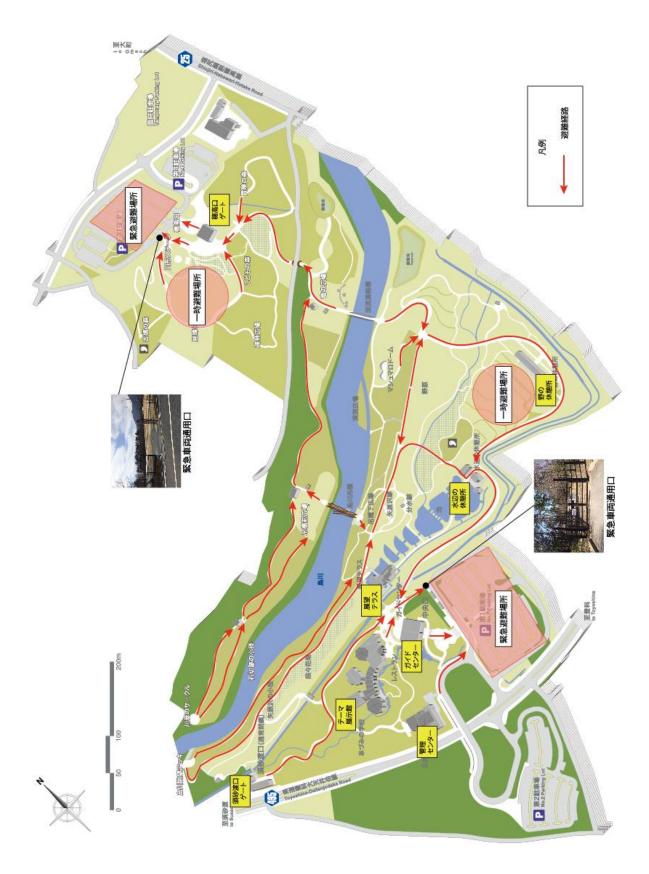
本部隊の編成	火災(災害)時の任務	警戒宣言が発せられた時の任務
指揮·通報連絡班班長	1 隊長・副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達及び情報の収集 4 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導 5 その他指揮系統上必要な事項 6 消防機関への通報及び通報の確認 7 館内の非常放送及び指示命令の伝達 8 関係者への連絡(緊急連絡一覧による)	1 報道機関等により警戒宣言 発令に関する情報を収集 し、本部長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握す る。 3 放送設備、掲示板、携帯拡 声器により、在来者に対す る周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等 及び防災資材の確認をす る。 5 在館者の調査 6 その他
消火·安全防護班 班長 補佐 補佐	1 出火階に直行し、屋内消火栓による 消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮・誘導 3 消防隊との連携及び補佐 4 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 5 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 6 エレベーターの非常時の措置	建物構造、防火・避難設備、電気、ガス、エレベーター、消防設備等危険物の点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導·応急救護班 班長 補佐	1 出火場所及び周囲施設に直行し、 避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本 部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定 6 応急救護所の設置 7 負傷者の応急処置 8 救急隊との連携、情報の提供	混乱防止を主体として、在館者及び退館者の案内及び避難誘導を行う。 館内への非常放送及び、指示命令 伝達、関係者への連絡を行う。 また、救急資材等の確認をする。

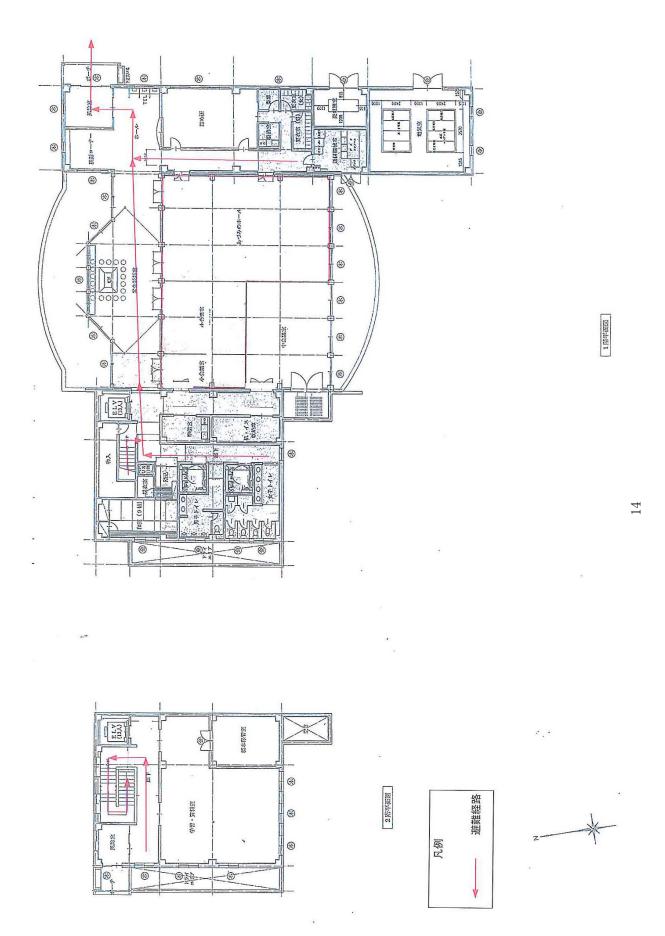
自衛消防隊の編成と任務(地区隊)【平常・休日夜間】

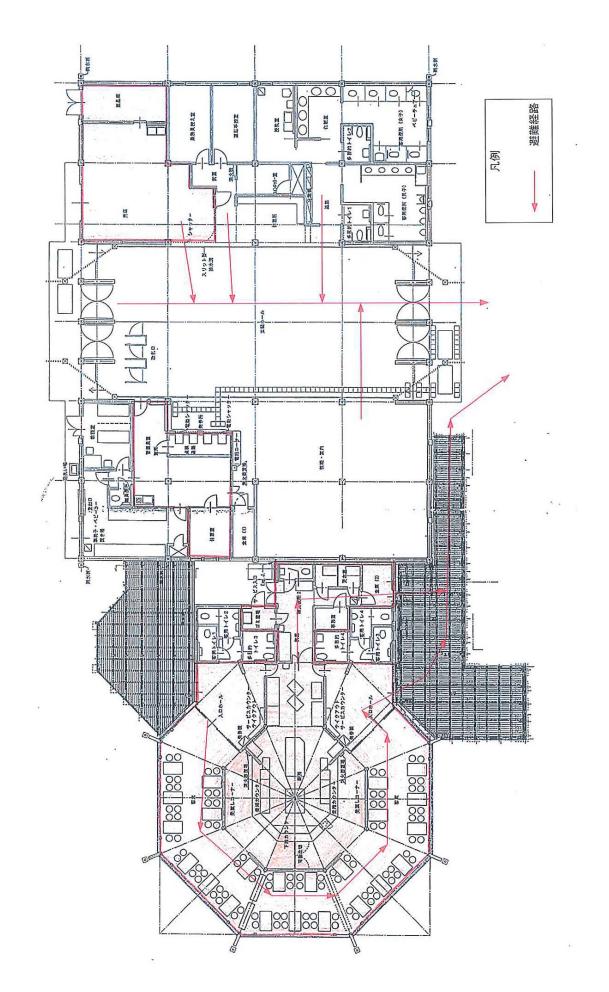
地区隊長 担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊(本部)への報告・連絡を行う。

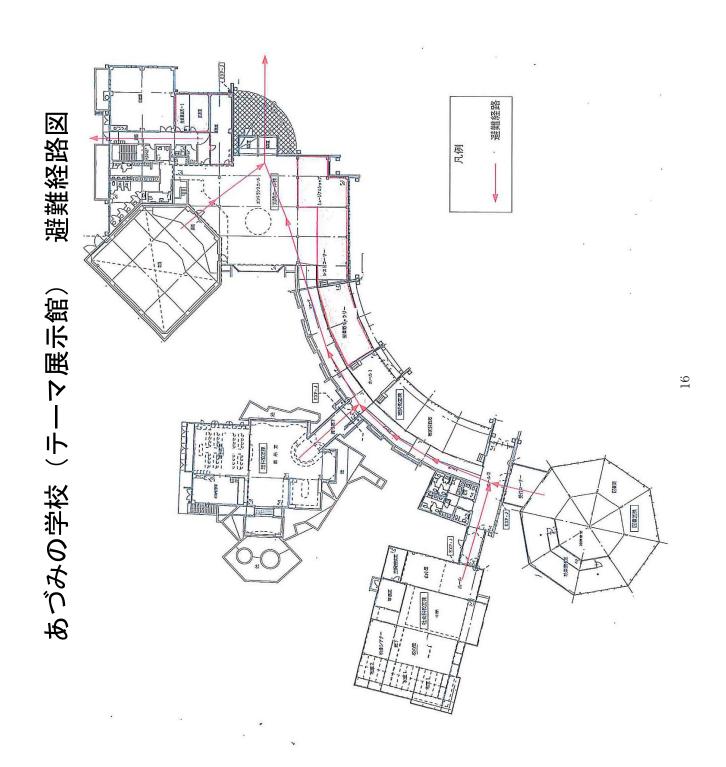


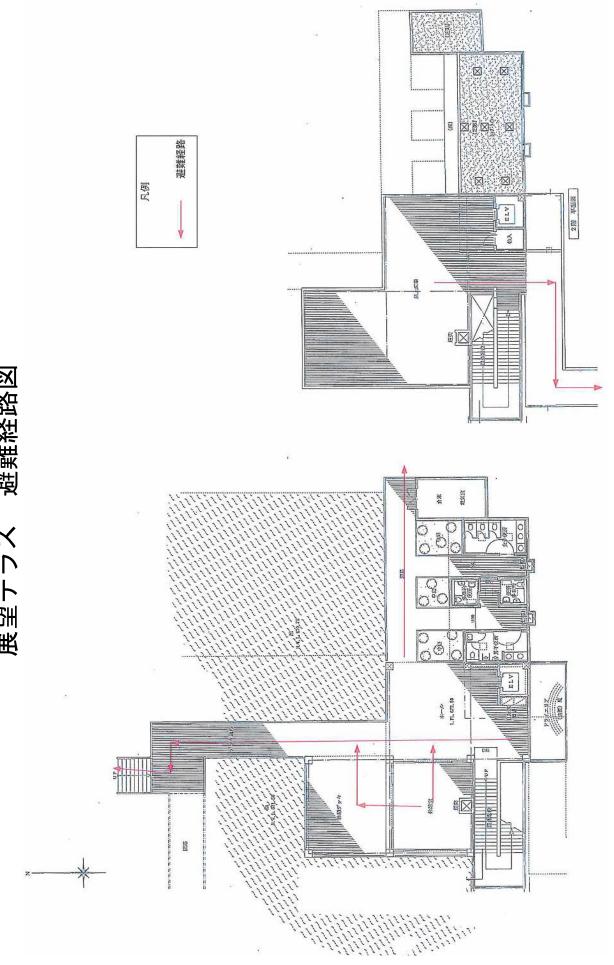
担当名	火災(災害)時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡担当	本部隊への指揮・連絡通報班に報告・連絡・相談及び隣	適正な情報を収集する。
	接各室への連絡	
消火担当	消火器等による初期消火及び本部隊消火班の補助	担当区域の転倒、落下防止措置
		を講ずる
避難誘導担当	出火時における避難者の誘導	本部の指揮により、避難誘導を
		行う
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シ	消火担当の任務に同じ
	ャッターの操作	
救護担当	負傷者に対する応急処置	危険個所の補強、整備を行う



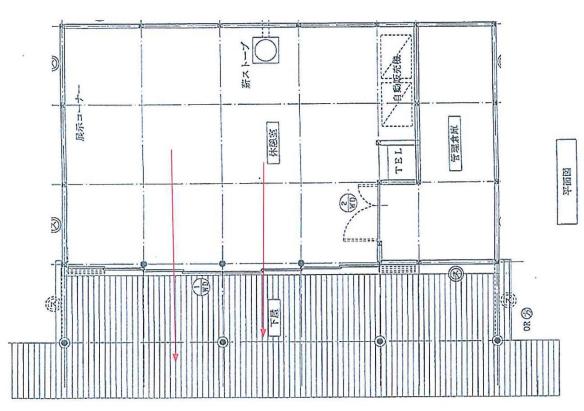






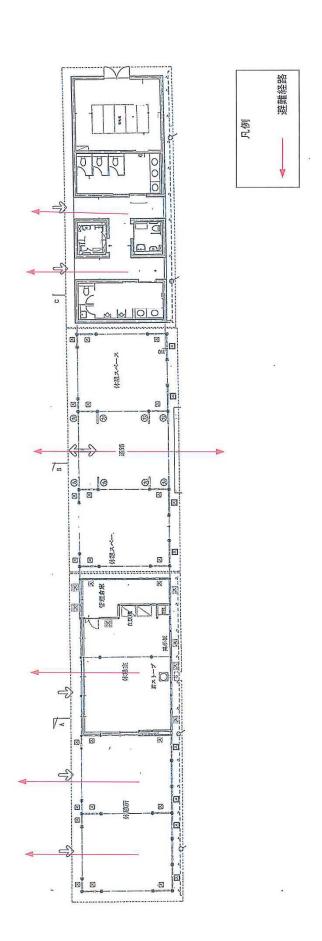


17



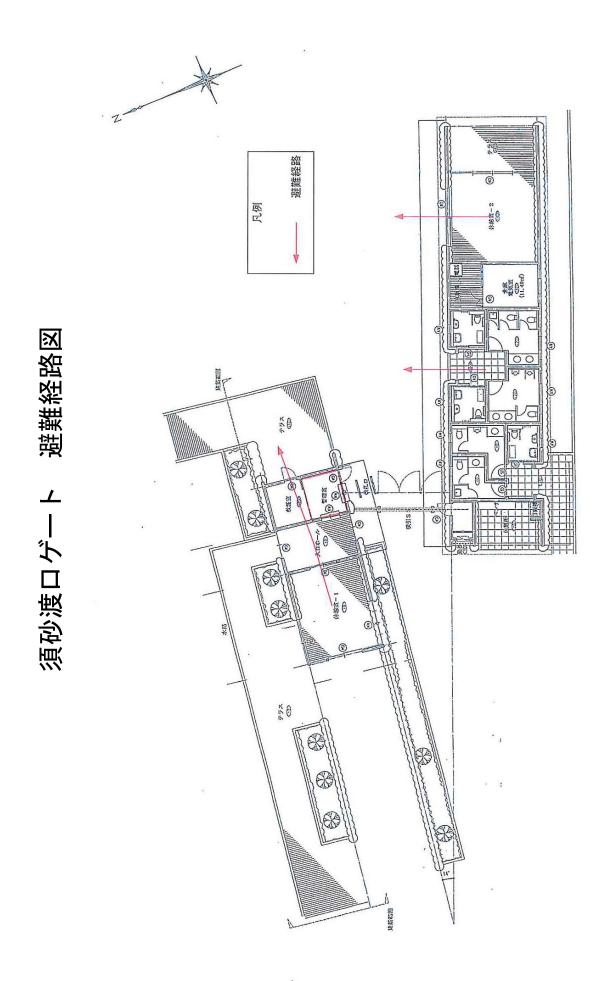
避難経路

凡例



19

平面区



国営アルプスあづみの公園 大町・松川地区 消防計画書

H25-27 国営アルプスあづみの公園運営管理業務 アルプスあづみの公園マネジメント共同体

2014.1.1

アルプスあづみの公園管理センター (大町・松川地区) 消防計画書

第一章 総則

(目 的)

第1条 この計画は、アルプスあづみの公園管理センター大町・松川地区(以下「センター」 という。)が、国営アルプスあづみの公園大町・松川地区における防火管理の徹底を期し、も って火災その他の災害による物的、人的被害を防止することを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 前条の目的を達成するための防火管理について必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

第二章 防火管理機構

(防火対策委員会)

第3条 防火についての決議機関として、防火対策委員会を設けるものとする。

(委員会の結成)

第4条 委員長には管理センター長が当たり、委員は大町・松川地区分室長及び係長をもって 構成するものとする。

(委員会の任務)

- 第5条 防火対策委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 消防計画及びこれらの実践についての審議
 - 二 防火に関する諸規定の制定
 - 三 消防用施設等の改善強化
 - 四 防火思想の普及及び高揚
 - 五 防火管理業務の効果の検討(平常時、火災発生時)
 - 六 その他防火に関する根本的対策

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は、定例会と緊急会の二種とする。

定例会は、春秋の予防週間前に行い、緊急会は、防火上緊急の重要事態が生じた時は、その都度委員長が招集するものとする。

(委員会の運営)

第7条 防火対策委員会の運営について、必要な事項は委員会の承認を得て、別に定めるものとする。

(予防管理組織)

- 第8条 常時の火災予防について、徹底を期するため防火管理者を置き、その下に防火担当責任者及び火元責任者を置くものとする。
 - 又、建築物検査班、火気使用施設検査班、電気設備検査班、消火設備検査班、ガス危険物 検査班を置くものとする。
 - 2 前項による責任者及びその任務は、別表1及び別表2に定めるところのよるものとする。

(自衛消防組織)

第9条 火災その他の事故発生に備えるため、センターに自衛消防隊を組織する。なお、この 自衛消防隊の長は、分室長とし別表3により編成するものとする。

第三章 火災予防

(点検、検査)

- 第10条 第8条に定める責任者は、当該個所で使用する火気の日常点検を行うものとする。
 - 2 火元責任者は、火気点検の結果、改善等を要する事項を発見した場合は、速やかにその 処理を行い、又防火担当責任者に報告するものとする。
 - 3 建築物検査班、火気使用施設検査班、電気設備検査班、消火設備検査班、ガス危険物検 査班の班長は、当該職務に必要な設備器具の点検を行うものとする。
 - 4 防火管理者は、前項に定める点検の結果、重要と認める事項については、改善意見を添 えて分室長に報告するものとする。

(建物及び施設変更)

第11条 構内外において建築物を建築し、又、特殊な作業を実施しようとする場合等は、防火 管理者に連絡するものとする。

(火気使用規制)

- 第 12 条 防火管理者は、構内の諸設備について、火災警報発令下、各責任者に伝達するものと する。
 - 2 防火管理者及び他の責任者は、前項の伝達があったときは、火気使用の中止又は危険な場所への立入禁止を命ずるものとする。

第四章 災害防衛

(防衛)

- 第13条 構内外に火災発生又はその他の災害が発生したときは、災害を最小限に留めるため、 第9条に定める自衛消防組織の編成により担当任務の遂行にあたるものとする。
 - 2 通報連絡及び避難誘導に当たる者は、消防署の消防隊が到着の際、人命救助の要否等、 火災の状況を説明するものとする。

第五章 教育訓練·防火教育

(教育訓練)

第14条 防火管理者は、職員に対して、別表3に定める内容により、防火に関する教育訓練を 実施するものとする。

(防火教育)

第15条 職員は、前条による教育を積極的に受け入れるとともに、防火管理の万全を期するものとする。

(自衛消防訓練)

- 第16条 防火管理者をはじめ職員は、有事に際し、被害を最小限度に留めるため、自衛消防訓練により技術の練磨を図るよう努力するものとする。
 - 2 訓練の種類は、消火訓練、避難誘導訓練とする。

第六章 消防機関との連絡

(関係機関との連絡)

- 第17条 防火管理者は、次に掲げる事項について消防機関と連絡を密にして、より防火管理の 適正を期するよう努力するものとする。
 - 1 消防計画の作成
 - 2 公園内施設、消火栓、非常時の経路の図面提出
 - 3 教育訓練指導及び査察の要請
 - 4 建物、諸設備の使用変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続の促進
 - 5 その他の防火活動についての必要事項

(検査の立会い)

第 18 条 消防職員の立入り検査に際しては、防火管理者又は、防火管理者が指定した職員が立 会うものとする。

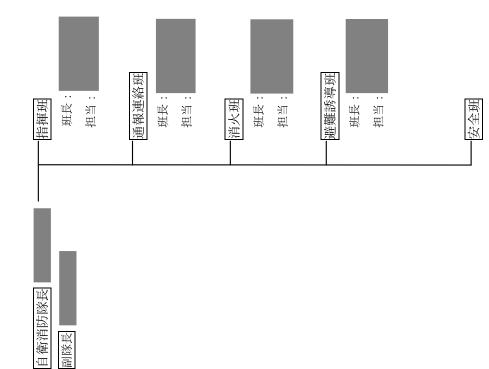
【防火対象物の用送	【防火対象物の用途その他必要な事項】							
施設名	華	階数	建築面積	延床面積	建築年	使用開始年	1.消火器	2. 避難器具
インフォメーションセンター	木造	地下1階	1849. 32 m²	1236. 96 m²	平成 17 年	平成 21 年		
レンタル棟	木造	地上1階	666. 15 m²	541. 35 m²	平成 17 年	平成 21 年		
休憩棟	木造	地上1階	541. 13 m²	586. 67 m²	平成 17 年	平成 21 年		
炊事棟	木造	地上1階	$109.80~\mathrm{m}^2$	$109.80~\mathrm{m}^2$	平成 17 年	平成 21 年		
森の体験舎	木造	地上2階	747.68 m²	883. 68 m²	平成 19 年	平成 21 年		
大草原の家	木造	地上2階	966.83 m²	982. 70 m²	平成 20 年	平成 21 年		
森のゲート	光	地上1階	276. 50 m²	254.99 m^{2}	平成 21 年	平成 21 年		

[防火管理体制]

防火担当責任者 黒川 英明	業務内容	・火気使用時における火災予防措置及び終業時の火気点検	ll ll	ll l	ll ll	ll ll	ll l	ll l
防火管理者 伊藤 仁人	担当場所	インフォメーションセンター	レンタル棟	休憩棟	炊事棟	森の体験舎	大草原の家	管理ゲート
防火管理	火元責任者							

X	- 基宗	後 割
·建築物検査班		建築物等の防火設備整理の状況の検査にあたる。
火気使用施設検査班		炊事場、暖房器具、喫煙所等の火気使用箇所の点検にあたる。
・電気設備検査班		電気配線、電気機械の点検整備にあたる。
・消火設備検査班		消火設備の点検にあたる。
・ガス危険物検査班		ガス危険物等の点検整備にあたる。

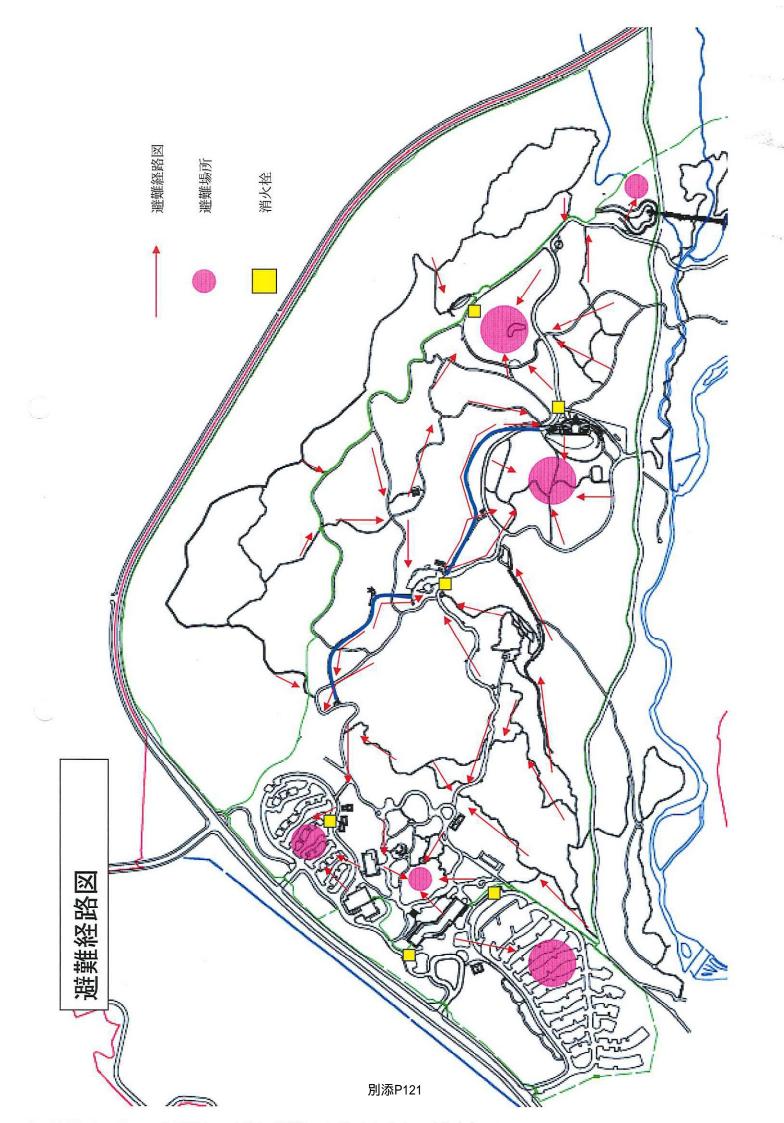
【自衛消防隊】



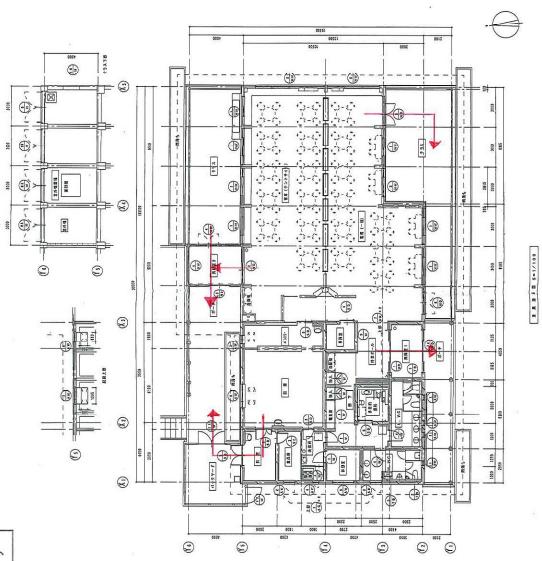
業務内容

- ・自衛消防隊長の全般の指揮及び火災の推移に応じて各種情報を収集して、隊長の判断を補佐する。また非常放送等を通じて全園に必要な指示を行う。
- ・指揮班の指示にもと、119の通報及びその確認ならびに指示。部外、部内関係先への必要事項の通報、連絡、火災情報の収集等にあたる。
- ・119 の通報後、必要な情報を指揮班または通報連絡班に伝達するとともに、他の班に対する連絡、支援等を必要時応じて行う。
- ・消化器、水バケツ、屋内消火栓、特殊消火設備等を火災状況に応じて、積極的に使用して初期消火を行うとともに、消防隊の消火作業に協力する。
- ・大災を覚知すれば、躊躇することなく直ちにその状況に応じて最適避難経路を判断し、笛の使用や大声を出すなどして、リーダーシップを発揮し、安全な場所に誘導する。
- ・電気、ガス、危険物施設、火気使用設備、空調、排煙各設備等の安全措置、防水 区画、たて穴区画等の防水戸の閉鎖等の措置を行う。

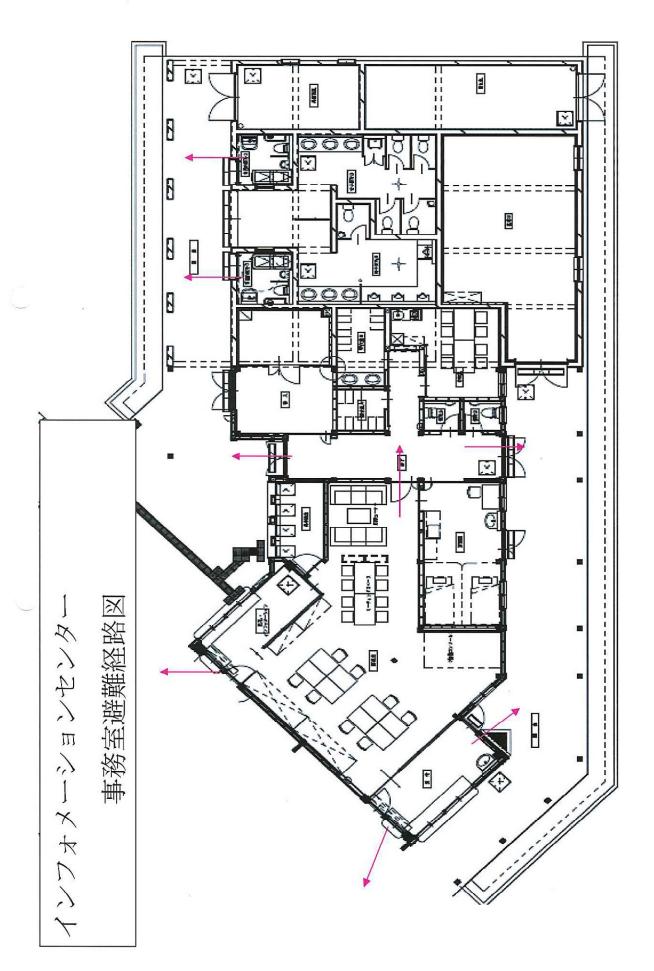
班長:

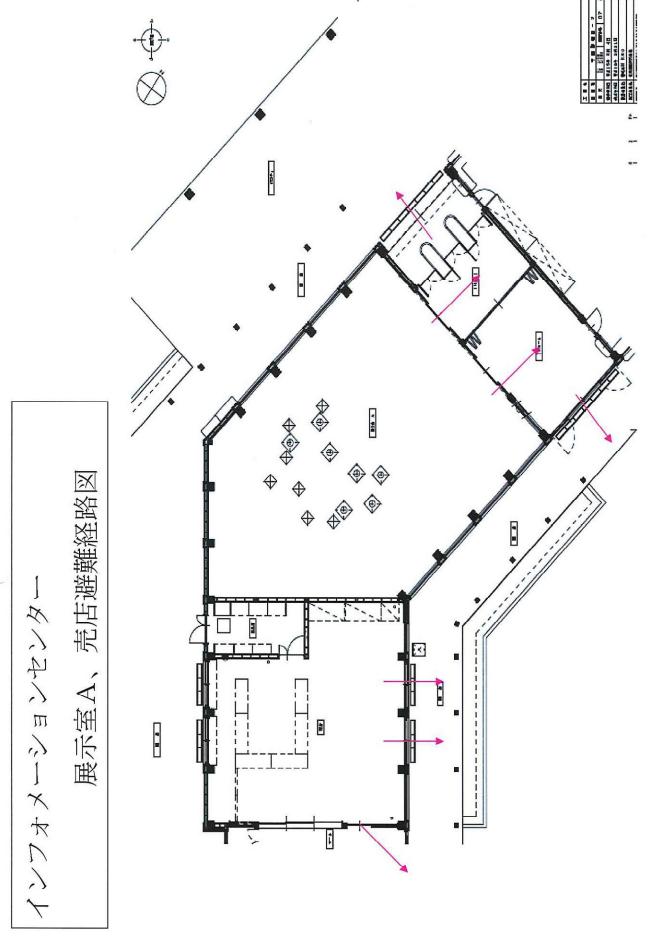


大町・松川地図体館体質展工事

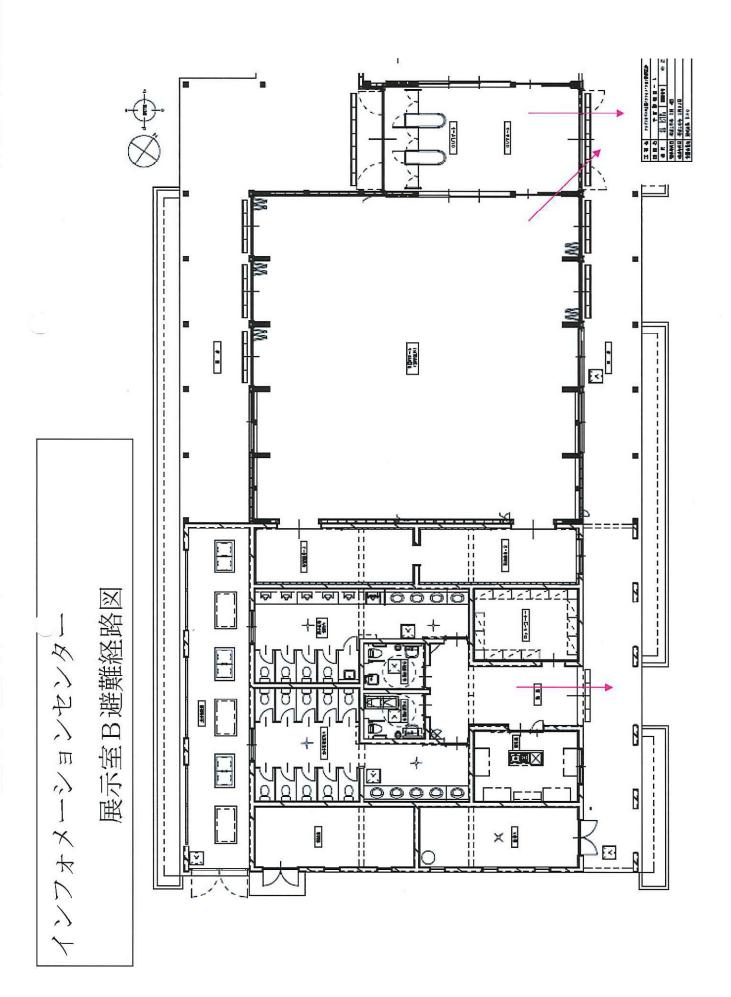


(木) (12トラン)

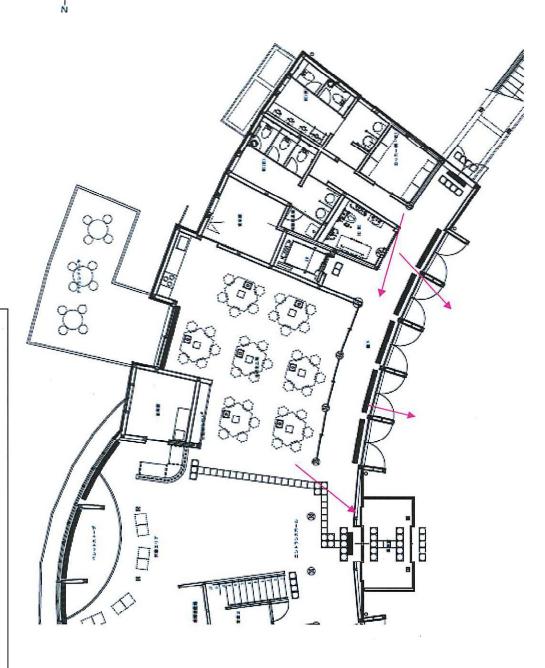




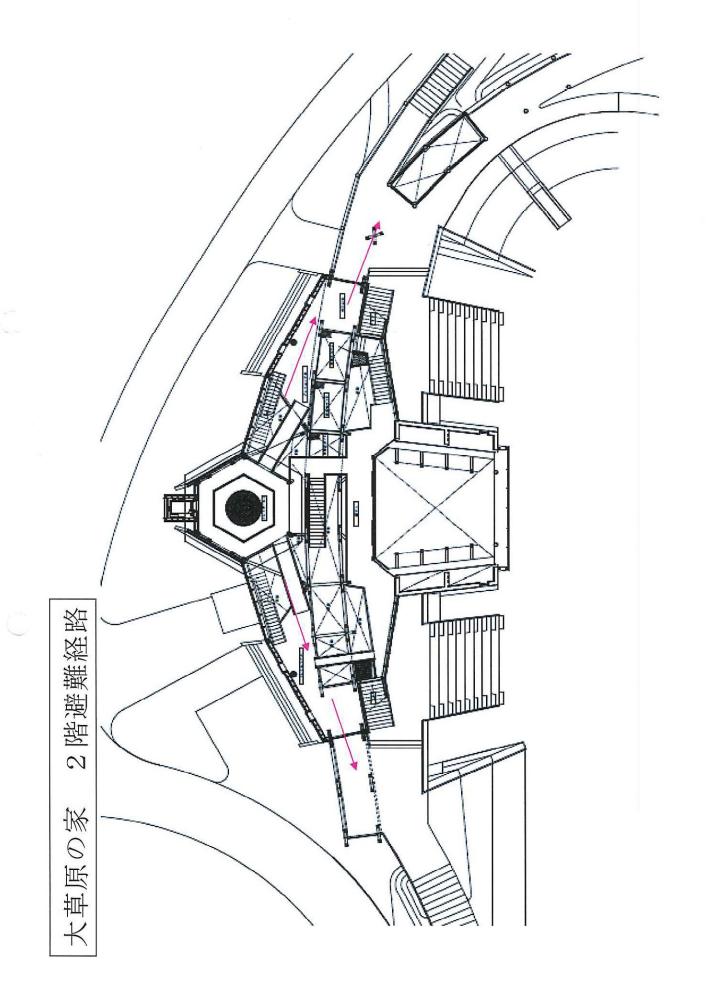
別添P124



森の体験舎 創作教室避難図



大草原の家 1階避難経路



消防用設備等自主点検チェック表

平成〇年〇月〇日実施

点検場所

点検場所

F(HH地区)	田〇
の自主検査	チェック表
消防用設備等の	等自主点格:
	用設備
平成〇年度	巡 际

	,			
実施設備		確認箇所	点検結果	点検結果
	-	設置場所に置いてあるか。		
	-5	薬剤の漏れ及び消火器の変形、損傷、腐食等がないか。		
B : 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	ဗ	安全弁がはずれ、封の脱落がないか。		
油火帮	4-	ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないか。		
	-5	圧力計は指示範囲にあるか。		
	9	製造年から10年以上経過していないか。		
	T	表示灯は点灯しているか。		
一十十二、~~・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。		
日割久炎報和筬	က	用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。		
	4	感知器の破損、変形、脱落はないか。		
	ī	表示灯は点灯しているか。		
	-5	警報器は警報音が鳴るかを確認する。		
LPガス警報器	ဗု	外観がホコリで汚れていないか。		
	4	ガス漏れ検知機の変形、損傷、腐食がないか。		
	-2	使用期限を過ぎていないか(製造から5年)		
	T	表示灯は点灯しているか。		
非常ベル パッケージ型消火設備	-5	操作上障害となる物品がないか。		
	-3	押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等ないか。		
#延事安"末件	T	電源監視用の電源圧力計の指示は適正か。また電源監視用の表示灯は正常に点灯しているか。		
ᄶᅩᅜᇛᇌᄤ	2	試験的に放送設備により、放送ができるかどうかを確認する。		
	T	改装等により、設置位置が不適正になっていないか。		
· 一年,之智米	-5	誘導灯の周囲には、間仕切り、ついたて、ロッカー等があって視認障害となっていないか。		
弱等为"农小伙	က	外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。		
	-4	不点灯、ちらつき等がないか。		
備考				
	防火	防火管理者確認 印 府套実施者氏名	毌	
	(備3			

(備考)不備•欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(凡例) ○:良 ×:不備•欠陥 △:即時改修 一:設置無し

平成〇年〇月〇日実施

点検場所

点検場所

平成〇年度 消防用設備等の自主検査(OM地区) 消防用設備等自主点検チェック表 〇月

丰体記備		出	日本社里	日松华国
是 公司K		미 것만 ##	大型 大型 大型	米山水市
	Τ	設置場所に置いてあるか。		
	-5	薬剤の漏れ及び消火器の変形、損傷、腐食等がないか。		
品で説	ဗ	安全弁がはずれ、封の脱落がないか。		
是	4	ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないか。		
ı	-2	圧力計は指示範囲にあるか。		
ı	9	製造年から10年以上経過していないか。		
自動火災報知設備	T	交流電源表示ランプは点灯(緑色)しているか		
複合火災受信機	-5	音響のスイッチは、停止となっていないか。		
大火 文 记 版 防 炎 監 視 盤	ဗ	異常やスイッチ注意のランプは点灯や点滅していないか。		
火災受信職	4	天井に取り付けられた感知器の破損、変形、脱落はないか。		
	Τ	表示灯は点灯しているか		
- ロボン酸 報告	-5	警報器は警報音が鳴るかを確認する。		
母業量くによっ	ဗ	外観がホコリで汚れいないか。		
	-4	ガス漏れ検知機の変形、損傷、腐食がないか。		
	T	表示灯は点灯しているか。		
火災報知機	-2	操作上障害となる物品がないか。		
	-3	押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等ないか。		
井米記井	Τ	電源監視用の電源圧力計の指示は適正か。また電源監視用の表示灯は正常に点灯しているか。		
//X X	-5	試験的に放送設備により、放送ができるかどうかを確認する。		
	Τ	改装等により、設置位置が不適正になっていないか。		
1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	-5	誘導灯の周囲には、間仕切り、ついたて、ロッカー等があって視認障害となっていないか。		
14.5	ဗ	外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。		
	4-	不点灯、ちらつき等がないか。		
備考				

(備考)不備•欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(判例) ○:良 ×:不備•欠陥 △:即時改修 一:設置無し

継続必要性の高いイベント対応

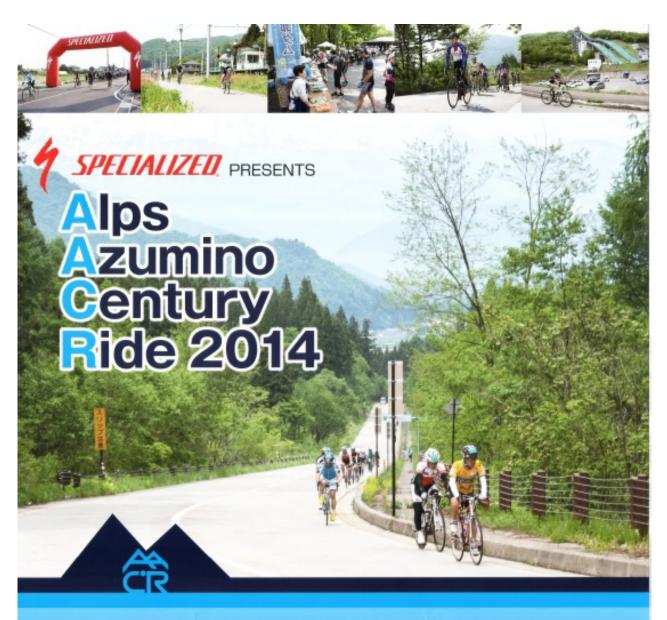
	イベント名	時期	連携対応(平成26年度)
大型	あづみの公園早春賦音楽祭	5月	安曇野市、安曇野市教育委員会、早春賦愛唱会、 FM 長野 ほか
大型主催イベン	アルプスあづみのセンチュ リーライド	5月	アルプスあづみのセンチュリーライド 2014 実 行委員会
ント	北アルプス山麓ツーデーウォ ーキング	9月	松川村観光協会、大町市観光協会、信濃毎日新聞社、JA 大北
	北アルプスフェア	10月	大町市、松川村、大町市観光協会、松川村観光協会、大町商工会議所、松川村商工会、JA 大北、信濃毎日新聞 ほか
	イルミネーションイベント	11月~1月	長野県、長野県教育委員会、信州 - 長野観光協会、松本市、大町市、池田町、松川村、白馬村、 小谷村 ほか

- ※各イベント内容(平成26年度実施)については次頁以降参照
- ※上記の他、地域と連携した小規模なイベントについては、調査職員等及び関係団体等と協議の上、継続の可否を決定すること。













■主催:アルブスあづみのセンチュリーライド2014実行委員会

■共 催:国土交通省国営アルブスあづみの公園事務所 ■特別協賛:スペシャライズド・ジャパン合同会社 ■プロデュース:鈴木 雷太

http://www.aacr.jp/





【申込書】

住 所	₹									T	EL	/				
代表者	フリオ	í)	***************************************			歳	男		女	F	AX	/				
氏 名		۲ ۰	••••••			歳	男		女	K		フリガナ		 战	男	女
氏 名		í†				歳	男		女	氏	名	フリガナ		 歳	男	女
レンタ	ル品	テント/	個	寝	L ₩/		<u> </u>	И	マッ	} /		M	来園方法			

※個人情報については、主催事務局が責任を持って管理・保護に努めます。事務局以外の第三者に対し、本人の同意を得ずに個人情報を開示することはありません。







行催事について

1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 国営アルプスあづみの公園維持管理基本方針に則していること
- 2) 公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行催事としてふさわしいもの

2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。 なお具体には以下のとおりとする。

- 1)会場設営費
- 2) 会場運営費(飲食費については不可)
- 3) 資機材費(参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可)
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1)参加者に配付する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

4. 主催行催事

国営アルプスあづみの公園主催の行催事(イベント、体験プログラム、展示など)を「主催行催事」という。なお、材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものも含み、その場合は予算書(支出項目内訳)により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

具体的な内容については、本公園の開催実績、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載して実施するものとする。

【継続必要性の高い主催行催事】

- ・「あづみの公園早春賦音楽祭」(堀金・穂高地区)
- ・「アルプスあづみのセンチュリーライド」(堀金・穂高地区、大町・松川地区)
- 「北アルプス山麓ツーデーウォーキング」(大町・松川地区)
- ・「北アルプスフェア」(大町・松川地区)
- 「イルミネーションイベント」(堀金・穂高地区、大町・松川地区)

5. 自主イベント

公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局長の許可(都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可)を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により行う事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントに実施にあたっては、都市公園法施行令(昭和31年政令290号)第20条に基づき、 占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。ただし、公共性の高い行催事を公園管 理者との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載するものとする。

6. 持ち込みイベント

第3者が都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条、第6条又は12条に基づく許可を得た上で 実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。

7. 主催行催事の開催種類の数え方

- 1) 原則当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる主催行催事を対象とする。事 前申し込みによる制限はできるものとする。
- 2) 内容が同一の主催行事を1種類と数える。名称又は実施場所、実施時期のみ異なり、内容が同一である主催行事は1種類と数える。

8. 行催事の参加者数の数え方

- 1)参加者数は延べ人数とする。
- 2) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は当該日の延べ人数とする。異なる日に実施した場合は、 日毎の延べ人数とする。
- 3) 展示については、観覧者数を把握できる場合に限り、行催事の参加者数に含めることができる。

9. 行催事の協力体制について

行催事の協力体制については、これまで協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

<u>行催事実施計画書例</u>

平成 26 年度 国営アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区 秋の夜長コンサート実施計画書

1. 開催趣旨

夏の暑さから解放された秋分の日に合わせて、秋の夜長を楽しめるコンサートを開催。地元で人気のあるアーティストによる、楽曲やトークを交えるとともに、子供たちが楽しめる企画も盛り込み、秋の利用促進を図ることを目的に実施する。

- 2. 開催日: 平成26年9月23日(火·祝)
- 3. 開催時間:18:00~19:30 *公園の開園延長時間:17:00~20:00
- 4. 実施場所:展望テラス1階
 - *池の上にステージを設置。来園者はウッドデッキにて観覧。
 - *雨天等荒天時はあづみの学校「玄関ホール」を使用。
 - *開催場所は、15:00の天候で判断。
 - *夜間開園エリアについては別紙1参照
- 5. イベント内容
 - ① 湯澤かよこコンサート 18:00~18:40
 - ② H2O赤塩正樹コンサート 18:50~19:30
 - ③ 手持ち花火広場
 - ④ 縁日ブース

(ヨーヨーすくい、スーパーボールすくい、綿菓子づくり体験、射的体験等を予定)

- ⑤ スズムシプレゼント (先着 100 名程度)
- 6. 目標入園者数 (17:00~20:00 の入園者数) 1,500 名

7. 安全管理

- ① 園内巡視は通常閉園時間(17時)より時間を繰り上げて行い、来園者へ開園エリアへの誘導と告知を行うとともに安全確認を行う。
- ② 17 時以降の立入禁止区域と開園区域との境には、セーフティーコーン、バー及び立 入禁止 POP を設置。また、巡視スタッフによる誘導を行う。
 - *別紙2「安全対策図面」参照
- ③ 立入禁止区域内のお客様に対しては、園内放送とともにスタッフによる 17 時以降の開園区域への誘導を行う。

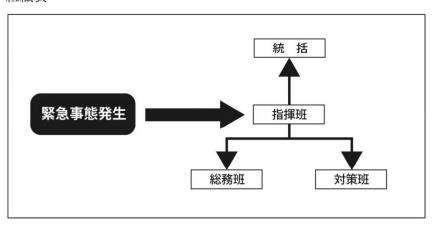
- ④ 20時の閉園に合わせて、園内放送を行い来園者へ退園を促すとともに、スタッフ誘導により閉園の確認作業を行う。
- *緊急連絡体制については、別紙3「緊急連絡体制表」を参照
- *駐車場誘導計画、来園者誘導等は、別紙2「安全対策図面」参照

【緊急連絡体制について】

*別紙3緊急連絡体制表を参照

【緊急発生時の各班の担当業務】

1. 組織表



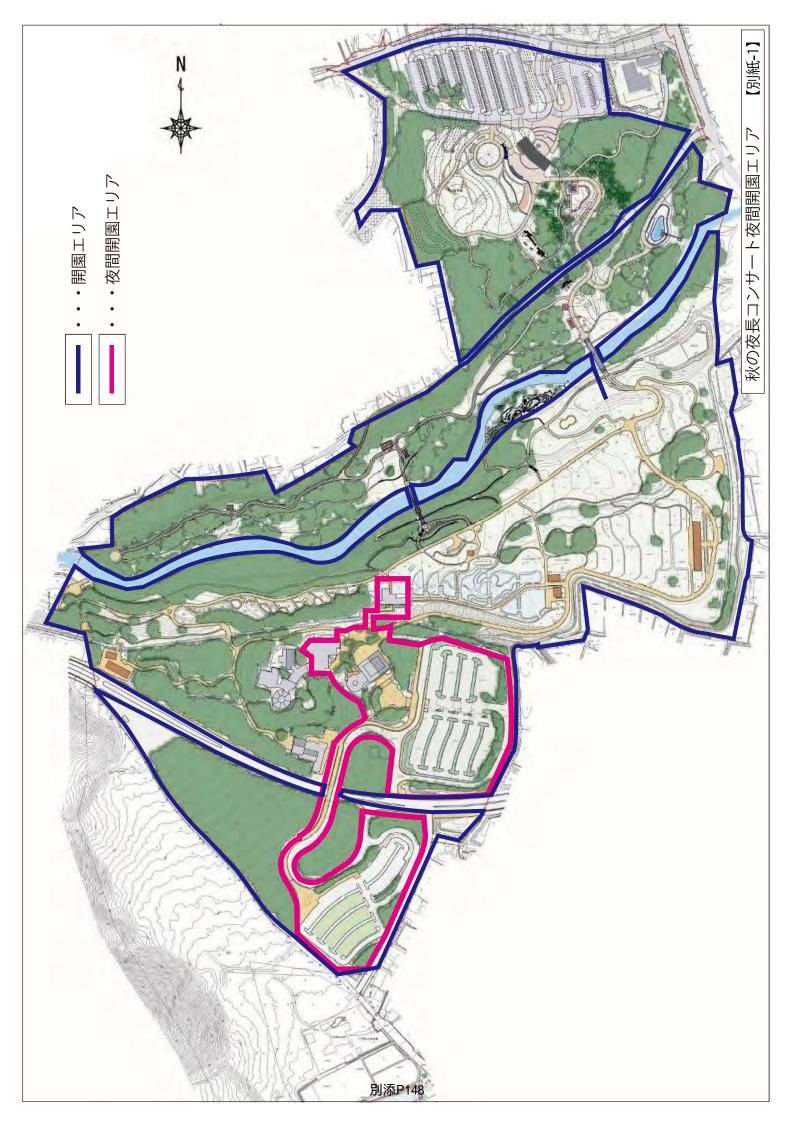
2. 各班の担当業務

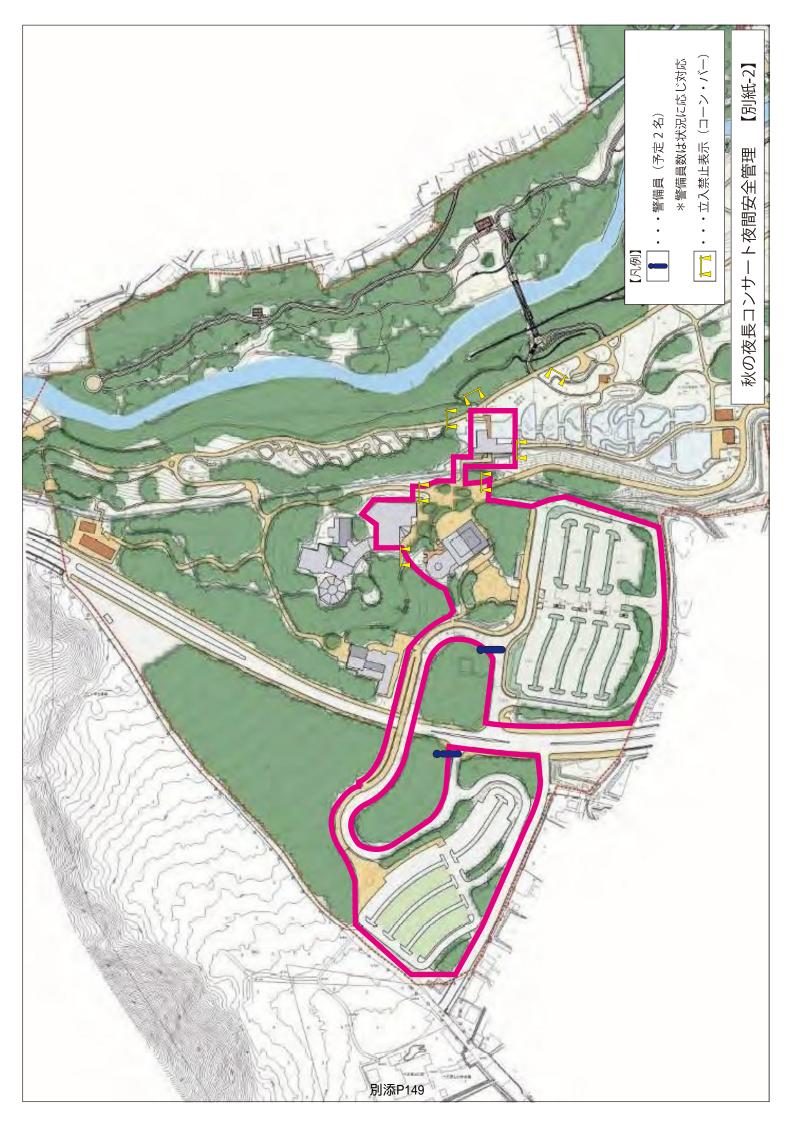
TIT 夕 私	和水 (年半)	类效内容
班名称	担当(基本)	業務内容
統括	管理センター長	・管理センターが行う対策全般を統括
指揮班	1	・各班からの情報、気象情報等各情報を収集し、公園
	2	事務所、センター長と協議の上、対応を指示。
	3	・統括不在の場合の業務代行
総務班	1	・管理センター機能の確保
	2	・救急物資等の準備・調達
		・参集職員の把握及びその他職員の安全確認
		・関係機関、各班、JV 各社への通報・情報の伝達
		・被災・避難情報、園外情報等の収集
対策班	1	・園内施設等の点検
	2	・被害状況の把握・調査等(人的・物的)
	3	・来園者の避難誘導案内・救護活動
		・災害予防及び復旧対応
		・通信機器の確保

	・臨時閉園の対応

*①②③:連絡の優先順位を示す

*当日の勤務実態に応じ、適宜、指揮班担当者からの指示により変更する。





ボランティア活動 (規約・活動内容)

アルプスあづみの公園管理センター 協働活動者登録制度設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アルプスあづみの公園管理センター(以下「センター」という。)が、国土交通省より受託管理する国営アルプスあづみの公園(以下「公園」という。)を、信州・安曇野地方の文化、観光、自然、遊びなど、来園者への「もてなし」提供を行うため、地域住民等との協働による管理及び運営を推進していくことを目的として、協働活動者登録制度の設置及びその運営に関し必要な事項を定める。

(定義と分類)

- 第2条 この要綱において協働活動者(以下「活動者」という。)は、センターが実施する公園管理に関して理解と協力意欲のある者で、行動目的を共有し、かつ連携・協力により課題解決へ向けて活動する者をいう。
- 2 活動者は、個人にあっては「専門指導員・指導員」「協力員」「協働員」に、団体にあっては「協力団体」「協働団体」に分類する。各名称の定義は別紙1の活動者分類要領のとおりとする。

(活動内容等)

第3条 活動者が行う活動の内容は次の各号のとおりとする。

- 一 植物管理、清掃等の維持管理に関すること
- 二 来園者の利用案内・指導に関すること
- 三 自然の保全及び緑の普及に関すること
- 四 センター事業の企画及び運営強力に関すること
- 五 その他公園管理に必要な業務協力に関すること
- 2 アルプスあづみの公園管理センター長(以下「センター長」という。)は、前項各号に掲げる活動について、公園が運営するホームページ及びチラシ等により、作業内容、登録方法その他必要な事項を掲示もしくは提示して活動者を募集する。

(登録の手続等)

- 第4条 活動を希望する個人または団体は、本要綱を理解の上、協働活動者登録申請書(第1号様式)をセンター長に提出する。また、団体にあっては、会則(活動の目的、内容、実績等)、構成人数、財務状況等の活動状況がわかる資料(総会資料等)も併せて提出する。
- 2 協働活動者登録申請書にあっては、氏名、住所、連絡先等のほか、希望する活動分野(別紙2)についても記載する。
- 3 センター長は、第1項による申請があるときは、審査要領(別紙3)に基づき審査し、適当と認められるときは、申請者に協働活動者登録通知書(第2号様式)により通知するとともに、協働活動者登録簿に登録する。

- 4 前項により登録された活動者は、登録内容に変更があるときは、口頭によりセンター長に速 やかに届け出るものとする。センター長は、この届出を受けた時は、登録簿の登録内容を変 更するとともに、協働活動者登録内容変更通知書(第3号様式)により変更を通知する。
- 5 センター長は、前条第1項における専門活動にあっては、本条第1項の登録申請者の中から 審査し、適するものにあっては、協働活動依頼書(様式第4号)により、具体的な活動内容及 び活動時期等を定め依頼する。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、随時 登録した場合は、登録した日から当該年度3月31日までとする。なお、第7条に規定する登録 抹消事由に該当する場合はこの限りではない。

(協働活動者の責務)

第6条 活動者は、協働活動者要領(別紙4)に定めるほか、次の各号に定める責務を負う。

- 一 安全及び衛生の確保に配慮すること
- 二 公共の利益に反し又は反する恐れのある行為は行わないこと
- 三 危険の恐れのある行為又は他人の迷惑となる行為は行わないこと
- 四 営利的、政治的活動及び宗教的活動は行わないこと
- 五 その他センター長が必要と認め指示すること

(登録の抹消)

第7条 センター長は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。

- 一 活動者から書面による登録取り消しの届け出があったとき。
- 二 活動者の所在が不明となり、長期間連絡不能となったとき
- 三 活動者が前条に定める責務を遵守できないと認められるとき
- 四 活動者の信用を著しく傷つけたとき
- 五 その他センター長が特に必要と認めたとき

(活動の支援)

第8条 センターが活動者の活動に対し行う支援は、次の各号のとおりとする。

- 一 協働活動に必要な資材の提供及び用具の貸与
- 二 協働活動に関する情報の提供
- 三 有料公園区域への入園料の減免
- 四 必要とする協働活動等に関する研修
- 五 必要と認める活動者へのボランティア保険への付保
- 六 その他センター長が必要と認めたこと

(入園料減免の制限と協働登録証の発行)

- 第9条 有料公園区域内への入園料の減免は、協働活動および協働活動に付帯する行為がある場合に限るものとし、センターは活動者であることが認識できる協働活動者登録証を発行する。
- 2 活動者は、公園での活動に従事するときは、協働活動者登録証を携行し、着用する。

(自己責任の範囲)

- 第10条 専門指導員・指導員、協力員にあっては、センターとの協働活動範囲にあって、活動者及び活動参加者に不慮の事故がある場合は、その責任はセンターに帰着する。ただし、自然災害や当事者および第三者の故意による事故はこの限りではない。
- 2 センターは、前項において発生した事故に対し、相互自らが加入する傷害、賠償責任保険の保険金等により適正に補償する。
- 3 協働員、協力団体、協働団体にあっては、工具や火を扱う活動等の事故に備える保険に協 働活動者自らが加入する傷害、賠償責任保険の保険金等により適正に補償する。
- 4 協働員、協力団体、協働団体活動における責任は、イベント主催者が負うものとする。
- 5 センターとの協働活動範囲外により発生した活動の事故については、その責任をセンターは 一切負わないものとする。

(協定書による責任・役割の確認)

第11条 協働員、協働団体は、センターとの協定書(第5号様式)において、活動上必要な事項 の責任・役割分担を定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

アルプスあづみの公園管理センター 管理センター長 殿

> 団体 (団体の場合のみ) 代表者 住所

> > 氏 名 印

協働活動者登録申請書

アルプスあづみの公園管理センター協働活動者登録制度設置運営要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

- ●活動者分類・名称(別紙1に基づく)
- ●協働活動分野(別紙2に基づく中分類)
 - 〇主たる活動分野
 - 〇従たる活動分野
- ●全参加者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先

氏 名	性別	生年月日	住所	電話	FAX

アルプスあづみの公園管理センター 管理センター長 殿

> 団体 (団体の場合のみ) 代表者 住所

> > 氏 名 印

協働活動者登録申請書

アルプスあづみの公園管理センター協働活動者登録制度設置運営要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

- ●活動者分類・名称(別紙1に基づく)
- ●協働活動分野(別紙2に基づく中分類)
 - 〇主たる活動分野
 - 〇従たる活動分野
- ●全参加者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先 (別紙でも可)

氏	名	性別	生年月日	住	所	電話	FAX

平成 年 月 日

様

アルプスあづみの公園管理センター 管理センター長

印

協働活動者登録通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった協働活動者登録については、次のとおり登録しまし たので通知します。登録内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出てください。

なお、この登録に基づいて協働活動を行うにあたっては、協働活動者登録制度設置運営要綱 を遵守していただくとともに、専門有資格者にあっては、当センターから別途活動依頼書(第4号 様式)を受けたのちに、担当職員と具体的な活動内容について協議していただきますのでよろし くお願い致します。

- ●団体名、代表者の住所氏名、連絡先
- ●活動者分類・名称
- ●協働活動分野
 - 〇主たる活動分野
 - 〇従たる活動分野
- ●参加者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先

氏 名	性別	生年月日	住所	電話	FAX

※ 登録した個人情報は、登録者本人(団体及びその構成員については代表者)の承諾がある 場合を除き、第三者に提供することはありません。

様

アルプスあづみの公園管理センター 管理センター長 印

協働活動者登録内容変更通知書

協働活動者登録について、次のとおり登録内容を変更しましたので通知します。登録内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出てください。

- ●団体名、代表者の住所氏名、連絡先
- ●活動者分類•名称
- ●協働活動分野
 - 〇主たる活動分野
 - 〇従たる活動分野
- ●全参加者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先 [別紙でも可]

氏	名	性別	生年月日	住 所	電話	FAX

※ 登録した個人情報は、登録者本人(団体及びその構成員については代表者)の承諾がある場合を除き、第三者に提供することはありません。

アルプスあづみの公園管理センター 協働活動者分類要領

1 目的

この要領は、アルプスあづみの公園管理センター(以下「センター」という。)が定める アルプスあづみの公園管理センター協働活動者登録制度設置運営要綱(以下登録要綱」」 という。)において、協働活動者の登録分類について必要な事項を定めることを目的とす る。

2 協働活動者の分類及び名称

この要領における個人及び団体の協働活動者とは、次に掲げるものに分類し、称する。

- 1) 個人
 - (1) 専門指導員・指導員 (パートナー、サポーター ・ 研修活動者)
 - (2) 協力員 (ボランティア)
 - (3) 協働員
- 2) 団体
 - (1) 協力団体
 - (2) 協働団体

3 協働活動者分類名称の定義

協働活動者の分類及び名称は、次に掲げる定義による。

- 1) 個人
 - (1) 専門指導員・指導員(パートナー、サポーター ・ 研修活動者) 専門指導員とは、来園者及びほかの協働活動者等への実技指導及び実演、専 門解説等において高度な専門知識、技能、活動分野でのすぐれた能力又は経 験を有する者で、登録要綱の第1条の趣旨に賛同するとともに、定期的な活 動に参加し、かつセンターが協働活動者として依頼する個人の者をいう。ま た、専門指導員の研修期間中の登録者を指導員とする。
 - (2) 協力員(ボランティア) 協力員とは、登録要綱第1条の趣旨に賛同するとともに、定期的な活動に参加し、協働活動者登として自発的に参加する個人の者をいう。
 - (3) 協働員

協働員とは、登録要綱第1条を踏まえ、自己責任を有するとともに、センターとの対等な関係による、相互の協定を締結し、国営アルプスあづみの公園を拠点として活動する個人の者をいう。

2) 団体

(1) 協力団体

協力団体とは、登録要綱第1条の趣旨に賛同し、かつセンターが協働活動

者として依頼する団体の者をいう。

(2) 協働団体

協働団体とは、前記協働員と同様な団体の者をいう。

4 協働活動者分類名称の登録

協働活動者登録にあたっては、前項の活動者分類に該当する名称を協働活動者登録申請書 へ記入して、登録申請する。

5 協働活動者分類における報酬

協働活動者分類における報酬は、次に掲げるとおりとする。

1) 個人

(1) 専門指導員・指導員(パートナー、サポーター ・ 研修活動者) 有償とする。報酬額は活動協力報酬、活動保険料のほか、センターが定める 職員給与規定の通勤手当規定に準拠した交通費を支給する。なお、活動協力 報酬額はセンターが別に定める基準による。またセンターの依頼に応じた場 合、委託費を受ける。

(2) 協力員(ボランティア)原則無償とする。

(3) 協働員

原則無償とする。ただし、センターとの協議により、参加料、指導料、物品 提供等の自らの活動維持に向けた行為を行うことが出来る。センターの依頼 に応じた場合、委託費を受ける。

2) 団体

(1) 協力団体

無償または、センターの依頼に応じた場合、委託費を受ける。委託費の場合には団体による一括扱いとする。

(2) 協働団体

前記、協働員と同様とする。ただし、委託費の場合には、団体による一括扱いとする。

6 協働活動者分類の活動範囲

専門指導員にあたっては、センターが依頼する協働活動のほか、自発的に参加する協働活動ができる。また、協働員、協働団体においても同様とする。ただし、自発的に参加する協動活動にあっては、無償とする。

附則

この要領は、平成年月日から施行する。

国営アルプスあづみの公園管理センターにおける協働の活動分野

1 協働の活動分野

アルプスあづみの公園管理センター第4条第2項に定める活動分野及び内容については下 記のとおりとする。

	活動分野		江動山 京
大分類	中分類	小分類	· 活動内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1. 植物管理、		植物管理活動	花植え、除草作業などの活動
清掃等の維	1-1 植物	施設管理活動	痛んだ施設の補修などの活動
持管理に関	∗清掃	清掃等活動	ゴミ拾いなどの活動
すること		その他活動	上記以外の分野での維持管理に関する活動
	2-1 観光	地域観光ガイド	玄関ジオラマ、インフォメーション等での観光情報・地域情
	2一1 催光プロ	地域観光ガイト	報の提供
		地域語り部	社会科教室等での昔の暮らしに関する語り、昔話の解
	2-2 社会	地域語り即	説•講座
		歴史ガイド	園内の遺跡・古墳・堰遺構のガイド、周辺地域の歴史解
		歴史ガイト	説•講座
 2. 来園者へ			理科教室等の天文、地形・地誌、自然誌、エコ実験等解
の利用案	2-3 自然	自然ガイド	説•実演•講座
内・指導に			自然解説板を使った野外での自然ガイドなど
関すること	2-4 クラフト	創作クラフト	あづみの学校、森の体験舎等でのクラフト指導・講座
	2-5 食	食体験	食体験プログラム指導・講座
	2-6 作業	山仕事•農仕事	間伐、炭焼き、農作物の栽培・収穫
		健康増進・レクレーシ	 健康増進・レクレーション活動に関する指導・講座
	2-6 健康	ョン	に承名に レブレーフコン 自動に関する 時に
	■福祉	福祉活動	障がい者や弱者支援の利用案内活動
		その他の利用案指導	上記以外の来園者への利用案内・指導に関する活動
 3. 自然の保		緑化普及啓発	緑・花に関する普及・啓発活動、地域緑化活動
全及び緑の	3−1 環境	自然調査研究	公園自然資源の保全、及び調査活動、エコアップ活動
普及に関す	0 1 54 55	環境教育	地域への環境教育の指導・普及
ること		その他活動	上記以外の自然保全及び緑・花活動
		歳時記行事	歳時記行事の企画・○○
4. センター事	4-1 イベン	田園体験行事	農的体験イベントの企画・○○
業の企画及 び運営協力	 	公園イベント	公園イベント協力事業の企画・○○、イベント情報発信
に関すること	1	活動記録	園内記録写真の撮影、通信紙の製作など
		その他運営協力	上記以外のセンター事業へ企画及び運営協力活動
5. その他公園管 理に必要な業務 協力に関すること	5-1 その他	その他公園協力	その他公園管理に必要な業務への協力活動

協働活動者登録制度 審查要領

1 目的

この要項は、アルプスあづみの公園管理センター(以下「センター」という。)が、アルプスあづみの公園管理センター専門指導員登録制度設置運営要綱(以下「登録要綱」という。)に基づき、専門指導員登録申請を受理するにあたり、審査するための必要な事項を定める。

2 審査方法

審査は、センターにおいて、提出あった申請書類及び面談により、専門指導員としての欠格要件等の適否について行う。

3 審査基準

専門指導員としての欠格要件等の審査基準は次のとおりとする。これら基準を満たす者をもって専門指導員登録を行う。

1) 書類審査

- (1) 登録要綱に基づく提出書類要件を満たしているか
- (2) 協働活動遂行に必要な組織・人員を有しているか
- (3) 過去に実務経験を有しているか(専門指導員・指導員のみ)

2) 面談審査

- (1) 本協働活動の趣旨を理解しているか
- (2) 自立性を高め、責任を持って行動できるか
- (3) センターとの対等な関係において、企画力、提案力等での積極的発言ができるか
- (4) 公園のしくみを理解し、センターとの協働による責務が果たせるか
- (5) 来園者などに対し、自らの情報及び技能等を積極的に提供できるか
- (6) 来園者などに対し、公平・公正に接することができるか
- (7) 来園者などへの適切な接遇能力を有しているか
- (8) 専門指導員・指導員にあっては、来園者および他の協働活動者等への実技指導及び 実演、専門解説等において高度な専門知識、技能、活動分野での優れた能力または経 験を有しているか

4 審査結果の通知及び協働活動者登録

前項審査基準を満たす者で、専門指導員・専門指導員にあっては、センターが用意する協働活動条件を付した協働活動依頼書により通知する。この通知の承諾ある場合、再度、協働活動者登録通知書(第2号様式)により通知し、登録する。

協力員、協力団体、協働員、協働団体にあっては、協働活動者登録通知書により通知し、登録する。また、協働員、協働団体の活動にあっては、センターと「協働活動に関する協定書(第5号様式)」を締結し、活動する。

様

アルプスあづみの公園管理センター 管理センター長

アルプスあづみの公園管理センター 協働活動依頼書

下記のとおり、アルプスあづみの公園管理センターが国土交通省より受託管理する 国営アルプスあづみの公園での協働活動を依頼したいので、よろしくお願いいたしま す。

記

1	活動依頼日時	依頼承諾した日から平成 年3月31日まで	
		時~ 時又は 時~ 時	
2	活動依頼場所	国営アルプスあづみの公園地内および周辺地域	
3	活動対象•人数		
4	活動趣旨•目的	国営アルプスあづみの公園における協働活動は、アルプスあ	1
	等	づみの公園管理センターとの協働により、公園が安曇野地方の	
		表玄関として、来園者への地域文化や観光、自然、遊びなど地	
		域の「もてなし」ある提供を行い、地域や公園への関心を深め、	
		その活動を通じ地域貢献の一助になることを目的とするもので	
		す。	
5	協働活動者名称	専門指導員(名称の定義は協働活動者分類要領による)	
6	協働活動依頼	協働の活用分野における来園者および他の協働活動者等へ	
	内容	の実技指導、および実演、専門解説等のほか、センターが依頼	
		する事項とします。	
7	報酬額	活動一日あたり 円 半日あたり 円	
		交通費1日 円 計 円	
8	その他	月あたりの活動回数は原則1回以上とします。ただし、特別の事	
		由ある場合は、センターに申し出ることにより軽減できます。ま	
		た、活動時間も同様としますが、場合により増やすこともありま	
		す。	

アルプスあづみの公園管理センター 協働活動に関する協定書

アルプスあづみの公園管理センター(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、 国営アルプスあづみの公園における協働活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、国営アルプスあづみの公園(以下「公園」という。)の管理運営業務における協働活動に関する協力体制について、必要な事項を定める。

(連携及び協力)

第2条 甲乙は、共に平等・対等の関係にあることを基本理念とし、相互にその活動に必要な連携・協力を行うものとする。

(協働活動の範囲)

第3条 甲が乙に協働要請する活動の範囲は、次のとおりとする。

- 一 公園の維持管理業務支援に関すること
- 二 公園利用者への案内サービス支援に関すること
- 三 公園利用者の遊び支援に関すること
- 四 公園等の展示及び解説支援に関すること
- 五 公園のイベント支援に関すること
- 六 公園の管理運営業務の補助的作業支援に関すること
- 七 その他、甲乙協議による相互支援に関すること

(活動の区域)

第4条 甲が乙に要請する活動区域は次のとおりとする。

- 一 国営アルプスあづみの公園内
- 二 甲が主催する園外活動箇所
- 三 その他、甲乙協議による活動箇所

(活動の遵守)

- 第5条 甲は乙に、活動にあたって、「アルプスあづみの公園管理センター協働活動者登録制度 設置運営要綱」のほか関係する規約等を遵守させるものとする。
- 2 その他、乙は、活動における乙の会員の相互間及び公園利用者との良好な関係の維持に努めるとともに、甲の職員が公園の管理運営上必要な指示をするときは、それに従うものとする。

(入園料の減免と入園許可証)

- 第6条 甲は、乙の会員が協働活動及び活動のための事前調査に限って、有料公園区域内に 入園するときは減免するものとする。
- 2 甲は、乙の各自に協働登録証を発行し、乙の登録者は、有料公園区域において活動に従事 するときは常に携行、着用するものとする。
- 3 乙の登録者以外の者が、有料公園区域において協働活動する場合は、センター事務所にて その者の業務による入園許可書の発行を受け、活動従事に際しては着用させるものとする。

(事務手続き)

第7条 甲は、乙の事業の理解を深めるとともに、公園活動の企画・調整業務等に関し、協力支援のための乙の事務手続きを務めるものとする。

(保険と事故の責任)

- 第8条 協働において必要な傷害・賠償保険には、乙が自ら加入し、保険の写しを甲に提出す る。
- 2 乙の事故に対する責任を甲は一切負わないこととする。

(研修•資格取得)

- 第9条 甲は、乙に対し、協働活動の内容により事前研修が必要な場合は、その責任において この教育を行うものとする。
- 2 甲は、乙及びその会員の資質向上に向けた研修等の支援活動を行うものとする。
- 3 具体的には、接遇講習、安全講習、救急救命講習とする。
- 4 協働員、協力団体、協働団体においては、資格取得が必要な(木工製材機械、チェーンソー、 肩掛除草機など)場合には機械等の操作は資格取得者に限定して行う。また、乙は資格取得 者の証明の写しを甲に提出する。

(活動場所•貸与物品)

- 第10条 甲は、乙に対し、甲乙協議のうえ、活動拠点となる敷地を割り当て、公園利用との調整を図る。大規模なイベント、施設の改修など特殊事情がある場合は、代替えの敷地の提供または活動休止について協議する。
- 2 甲は、乙に対し、甲乙協議のうえ、公園利用者と識別できるユニホーム等の利用サービス向上に向けた物品を貸与もしくは提供するものとする。

(用具等の使用)

- 第11条 乙は、第10条に定める以外に、公園の建物の一部、備品・道具類の使用に際しては、 事前に甲に申し出ることとする。ただし、公園利用者が利用する物(イス、机等)にあってはこ の限りではない。
- 2 乙は甲と協議し承諾を得て、活動拠点となる敷地に大型機材置き場、資材置き場を設けることができる。ただし、置き場における物は、乙が移動可能な機材・資材に限る。

- 3 大型電動工具・原動機付き器具など危険を伴うものは、甲が指定する者のみが扱えるものとする。乙は危険を伴う工具等を使用する者が取扱いの安全講習修了または資格保有を証明する書類の写しを甲に提出する。
- 4 乙は、参加者や公園利用者に対しては、器具類を使用させない。ただし、乙が危険を伴う工具等を使用する者が取扱いの安全講習修了または資格保有を証明する書類の写しを甲に提出する場合はこの限りでない。
- 5 乙は、機材・資材置き場をはじめ、割り当てられた活動場所内の安全管理を行い、必要な人 止め柵や養生シートの設置を行う。甲は乙に割り当てた活動場所内の安全確認を定期的に 行い必要な安全確保のための指導を行う。

(物資等の支弁)

- 第12条 乙が行う協働活動において、道具等の製作が必要な場合にあっては、製作のための物資・工具を乙に支弁する。また、甲が乙に製作要請による場合も同様とする。
- 2 公園内で発生する藁や木の実、間伐材で、国が発生材扱いとしない物資に関しては、乙の要請で乙の活動に資する材料は支弁する。また、甲は乙に提供することによる効果を吟味した上で物資を提供する。

(参加料の徴収)

- 第13条 乙が参加料を徴収する場合は、提供するプログラムへの対価として、乙の管理のもと 徴収する。参加料の設定は材料代、講師料、運営雑費(資料代、お茶代等)の実費相当分と する。
- 2 乙は参加者名簿と参加料内訳を日報として甲に報告する。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から当年度末までとする。ただし、期間 満了日の3月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長 されたものとみなし、以後もまた同様とする。

平成 年 月 日

甲 長野県安曇野市堀金烏川33-4 アルプスあづみの公園管理センター 管理センター長

Z

別添-21

参加している協議会等(H30年3月末時点加入協議会等)

協議会∙委員会名	会費名	支出金額(円)
安曇野市観光協会	年会費	35,000
(一社)長野県観光機構	年会費	100,000
大町市観光協会	年会費	40,000
あづみ野周遊バス	運行協力費	50,000
安曇野アートライン推進協議会	負担金	150,000
日本アルプス観光連盟	負担金	120,000

グラフィックマニュアル(抄)



層アルプスあづみの公園 ALPS AZUMINO NATIONAL GOVERNMENT PARK

Graphic Manual

■和文一般表記 タテ組

公園名を表す場合には、文字自体に 公園のイメージを表現してデザイン された文字組み、ロゴタイプを使用 します。

シンボルマークと同様にベーシック エレメントの重要な要素です。

公園名のロゴタイプには、和文と欧 文があります。

それぞれに文字組みのバリエーショ ンが設定されていますので、ロゴタ イプの再現には、必ず清刷またはデ ジタルデータを使用してください。 なお、ロゴタイプのオブジェクトを 構成するすべてのアウトラインはア タリケイですので、線の設定は行わ ないでください。

■和文一般表記ーヨコ組

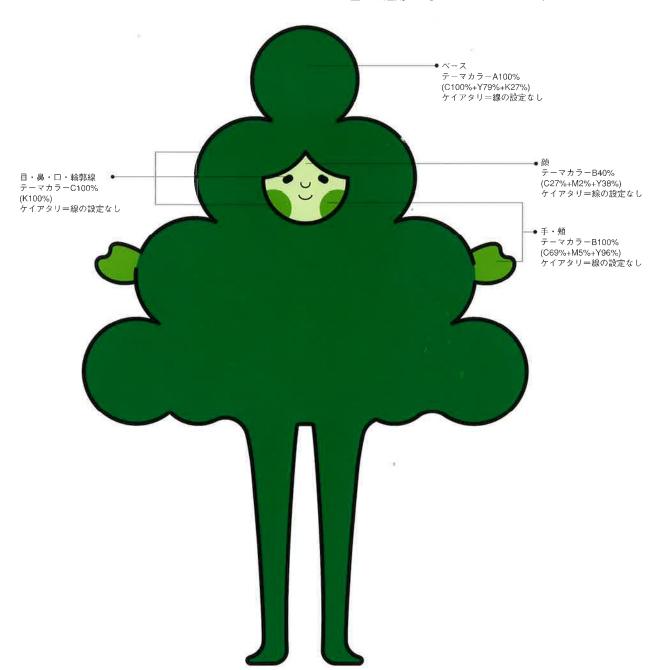
慢アルプスあづみの公園

■和文欧文併記−和文と欧文を併記する場合のロゴタイプです。

アルプスあづみの公

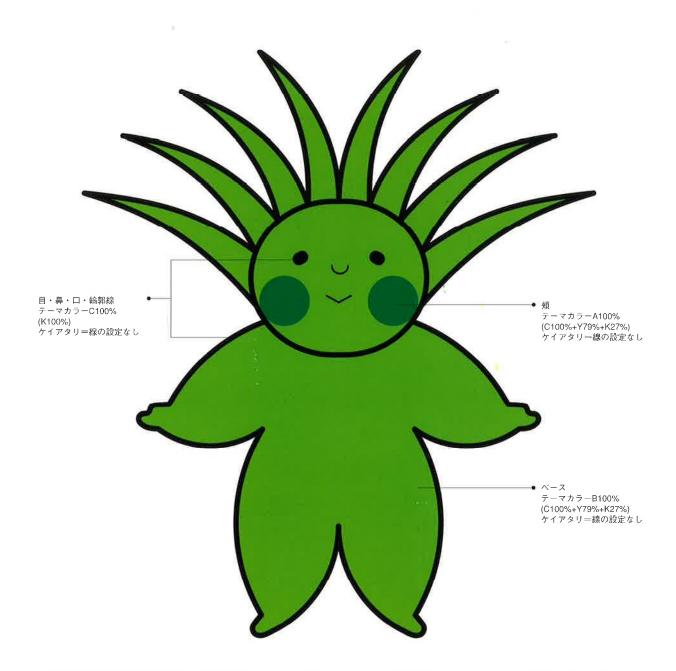
ALPS AZUMINO NATIONAL GOVERNMENT PARK

- ■カラー:特色3C(PANTONE348C・PANTONE368C・黒) またはプロセスカラー対応 プロセスカラー使用の場合は、それぞれの対応値を参照
- してください。 ■メディア:清刷またはデジタルデータ(プロセスカラー による塗りの適用あり。またはラインアート)



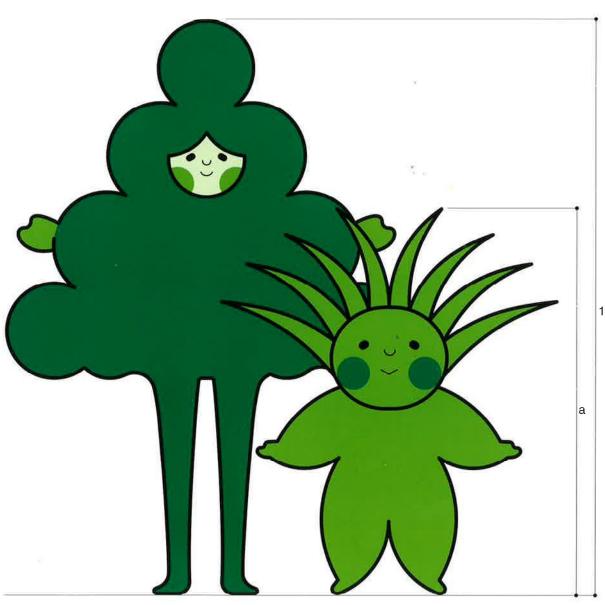
スポットカラー	プロセスカラー			
テーマカラーA PANTONE	E348C 100%	M	79%	K 27%
テーマカラーB PANTONE	E368C 69%	5%	96%	
テーマカラーC	黒			100%

- ■カラー:特色3C(PANTONE348C・PANTONE368C・黒) またはプロセスカラー対応 プロセスカラー使用の場合は、それぞれの対応値を参照
- してください。 ■メディア:清刷またはデジタルデータ(プロセスカラー による塗りの適用あり。またはラインアート)



スポットカラー	プロセスカラー	対応値		
	С	M	Y	К
テーマカラーA PANTONE348C	100%		79%	27%
テーマカラーB PANTONE368C	69%	5%	96%	
テーマカラーC 黒				100%

キャラクター [木] とキャラクター [草] を並列で表記する際には、以下の比率により、輪郭線の幅が統一されます。清刷、デジタルデータ(プロセスカラー、グレートーン、ラインアート)では、下図の比率が保持されています。なお、下図組み合わせ以外にも様々なレイアウトが可能です。各アートワークに応じて調整してください。



1.49a

マスコミ取材報告様式

マスコミ取材等報告書

局内関係者への	連絡状況	
① 內 押	報連アル	
再度取材	の有無	
◎ 日	U = 47 E M	
₩	氏名	
对际者	役職	
	氏名	
相	報道機関名 連絡先	
- 四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四	(九法)	

ペット対応

堀金·穂高地区

ペット同伴のお客様へ

国営アルプスあづみの公園

本日は、ご来園いただき誠にありがとうございます。

ペットの同伴入園については、下記のルールを守り、他のお客様のご迷惑にならないようご協力をお願いいたします。

記

- 1. 園内では、必ずひもやロープでつなぎ、放し飼いは行わないでください。
- 2. 排泄物の処理は、飼い主が責任を持って処理してください。
- 3. 他の入園者に吠えたり、とびかかるなどの迷惑行為をさせないでください。
- 4. レストラン、売店、あづみの学校等へのペット同伴での入室はできません。
- 5. 事故等があった場合は、飼い主の責任において処置していただきます。
- 6. 園内では、係員の指示に従ってください。

大町・松川地区(夏季)

ペット同伴のお客様へ

国営アルプスあづみの公園

本日は、ご来園いただき誠にありがとうございます。

ペット同伴ご入園については、下記のルールをお守りいただきますようご協力お願いいたします。

記

- 1. 園内では、必ずリード等でつなぎ、放し飼いにしないでください。 (駐車場も公園内になりますので、リードをはずさないでください)
- 2. 排泄物の処理は、責任を持って処理してください。
- 3. 他の入園者に吠えたり、飛び掛かるなどの行為をさせないでください。
- 4. インフォメーションセンター展示室、売店、休憩棟(レストラン)、レンタル棟、森の体験舎、大草原の家、森のゲートへのペット同伴での入館はできません。 建物付近のドックパーキングをお使いください。
- 5. 事故等があった場合は、飼い主の責任において処置をお願いします。
- 6. 園内では係員の指示に従ってください。
- 7. ロードトレインのペットの乗車は出来ませんので、ご了承下さい。

大町・松川地区(冬季)

ペット同伴のお客様へ

国営アルプスあづみの公園

本日は、ご来園いただき誠にありがとうございます。

ペット同伴ご入園については、下記のルールをお守りいただきますようご協力お願いいたします。

記

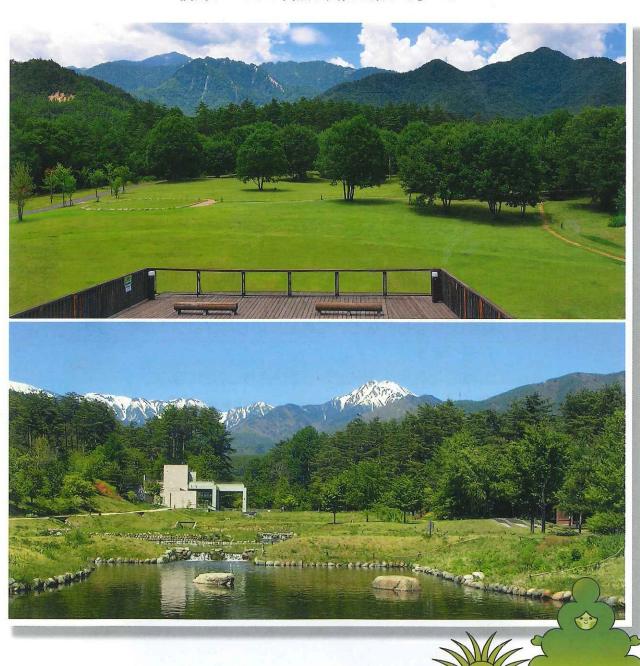
- 1. 園内では、必ずリード等でつなぎ、放し飼いにしないでください。 (駐車場も公園内になりますので、リードをはずさないでください)
- 2. 排泄物の処理は、責任を持って処理してください。
- 3. 他の入園者に吠えたり、飛び掛かるなどの行為をさせないでください。
- 4. インフォメーションセンター展示室、売店、休憩棟(レストラン)、レンタル棟、森 の体験舎、大草原の家、森のゲートへのペット同伴での入館はできません。 建物付近のドックパーキングをお使いください。
- 5. 事故等があった場合は、飼い主の責任において処置をお願いします。
- 6. 園内では係員の指示に従ってください。

団体利用の手引き

信州·安曇野



信州あづみのの自然や文化を楽しく学べる



団体利用の手引



草太(そうた)



『アルプスあづみの公園

国営アルプスあづみの公園では、堀金・穂高地区「あづみの学校(テーマ展示館)」や大町・松川地区「森の体験舎」、および野外で実施できる様々な体験学習プログラムを用意しています。

安曇野の自然・文化・歴史風土についてじっくり と体験していただけるものや、面白さや不思議さ を発見するものなど、ご希望に応じたプログラム が選べます。

皆様のご利用をスタッフ一同お待ちしております。







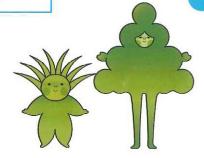
CONTENTS

園内マップ [堀金・穂高地区] ……3~4

体験学習プログラム (堀金・穂高地区) …… 7~8

体験学習プログラム (大町・松川地区) ……………… 9~10

事前にお申込み下さい

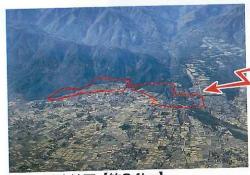


国営アルプスあづみの公園は、「自然と文化に抱かれた豊かな自由時間活動の 実現」を基本テーマとして、多彩なレクリエーションニーズに対応する大規模な 都市公園です。堀金・穂高地区(約94ha)と大町・松川地区(約255ha)の2地区 からなっており、計画面積は353haです。平成2年に国営公園として事業化さ れ、平成10年に起工式を行い、整備を進めており、平成16年7月に堀金・穂高地 区が、平成21年7月には大町・松川地区が一部開園しました。現在、堀金・穂高地 区の一部約44ha(*1)と大町・松川地区の一部約104haが開園しています。 ※1…堀金・穂高地区の面積には、平成26年4月26日に開園する第二期開園予定地(17ha)分を含みます。





大町・松川地区【約255ha】 大町市の中心より南西約5Km、JR大糸線安曇沓掛駅 の西約1.2Kmに位置しています。乳川を中心とした ゆるやかな扇状地エリア。



堀金・穂高地区【約94ha】 松本市街より北西約15Km、長野自動車道安曇野 I.Cの西約7Kmに位置しています。 烏川を中心とす る扇状地と古城山〜角蔵山東側山麓のエリア。 西側に県営烏川渓谷緑地が隣接しています。



上記の図地図作成にあたっては、国土交通省国土地理院長の承認を経て、同院発行の数値地図200000(地図画像)を使用したものです。(平10総使、第22



別添P183

堀金•穂高地区



公園入口の「インフォメーションセンター」は、公園や周辺地域の情報提供および環境学習のきっかけとなる展示機能をもった施設です。森の自然をアートの視点で紹介する「森の美術館」や、安曇野の自然の姿を伝える「キューブシアター」など、園内の自然の恵みを一同に集めて紹介しています。

園内には、全長約560m高さ最大9mの「空中回廊」が木々の間を通り抜け、いつもは手が届かない木々の葉っぱに触れたり、森の生き物の目線で公園を見下ろしたり、「聞く」「見る」など五感を使って森を感じることができます。

園内中央に位置する「森の体験舎」では、マツボックリやどんぐりなどの森の恵みを使ったクラフト体験ができる他、おやきや五平餅など、地元の季節の料理を体験できます。

入口近くにあるデイキャンプ場では、森の中でバーベキューを楽しむことができます。またデイキャンプに必要な用具のレンタルや食材の販売があり、手ぶらで立ち寄ることができます。(冬季閉鎖・要事前予約)

園内には、多様な生息環境となっている森林を保全しながら、 よりよい環境に育てあげていく保全ソーンがあり、多様な環境の保全に努めています。また保全ゾーンの観察を通じて、森林環境について学ぶことができます。

公園の玄関口である「ガイドセンター」は、総合インフォメーションとして機能し、公園情報はもちろん、安曇野の自然・文化・観光・産業などの情報を入手することができます。まず、こちらの「ガイドセンター」で安曇野全体の見どころをチェックしていただければ、公園内はもとより、安曇野をより一層お楽しみいただけます。木造校舎に見立てた「あづみの学校(テーマ展示館)」は、安曇野地域の自然・歴史・文

園内には、樹林地、池、小川、原っぱなどがあり、北アルプスや安曇平を眺望できる展望テラスや休憩所があり、いつでもきれいなトイレも完備しています。 芝生の上でお弁当を食べたりなど、自由にのびのびと過ごすことができます。

化を紹介する施設です。

「あづみの学校(テーマ展示館)」には、玄関ホールに北アルプス・安曇平のジオラマ模型と、まるで熱気球に乗っているような気分で安曇野の四季折々の風景や歳時記の様子を2面の大型スクリーンでご覧頂ける映像施設「観覧室」と、安曇野の清流に棲む魚たちを間近に観察できる「理科教室」があります。また、安曇野地域に今も残る古民家(曽根原家住宅)をモチーフにつくられ、昭和30年代の暮らしを再現した懐かしい空間「社会科教室」や「そば打ち体験室」、季節ごとの自然の素材を使ったクラフト体験ができる「芸術教室」があります。その他、雨天等の控え室としてご利用できる多目的ホールを備えています。

園内には、26ヶ所に設置された解説板をガイドマップを見ながら 散策することができます。この解説板は、安曇野の自然や歴史に ついて風景や園内に保存された遺構を目直にしながら学習する ことができます。

北地区では河岸段丘と烏川を日直に散策のできる園路や石切跡の 小径、安曇野の昔ばなしにちなんだ遊具が楽しめる子供の森、見晴らしの丘があり公園散策をしながら常念岳・蝶ヶ岳の山並を眺望する 風景を楽しむことができます。



圏アルプスあづみの公園

ALPS AZUMINO NATIONAL GOVERNMENT PARK

穂高地区

北アルプス 常念岳 (2,857m)

円形ステージ

早春賦音楽祭のステージやイベ ントスペースとして利用できます。

古墳の森

穂高古墳群のひとつ「狐塚3号古 墳」。1911年の発掘調査では、直 刀や馬具等が発掘された古墳。

2223 古墳の森 Forest of Ancient Ton

烏川

渓流広場

Open Space by Mountain Steam

6

石切跡の小径

江戸時代の石切を活かし、大き な花崗岩が並ぶ小径。四季を通 し園内散策におススメのポイン トです。



展望テラス

園内の写真スポットのひとつ。眼 下に広がる段々の池や、安曇野工 リアが一望できます。



こどもの森

安曇野に伝わる民話「八面大王」 や「デーラボッチャ」等をモチーフ にしたアスレチックが楽しめる森 です。

冒険の森

ツリーデッキやロープ渡りなど、 木々の間をロープなどでつない だ冒険心をかきたてる遊具の森。

20

至須砂渡

To Susado

495 鳥川展望デッキの Karasugawa Panoramic View Deck 13

須砂渡口

φļή

(通常閉鎖)



해 등 중

石切跡の小径

矢原沢の小径 Yabarazawa Path

10

あづみの学校

i 해 a 🖮 & 호 M

Exhibition Center



Path of Stone Pit Trace



段々花畑

Terraced Flower Garden



吊橋下前広場 Open Space in Front of Suspension Bridge 16

烏川吊橋

Karasugawa Suspension Bridge

吊橋下広場 Open Space under Suspension Bridge

J .

4

5

展望テラス Panoramic View Terrace 1 to [

池 Ponds









段々花畑

初夏から秋にかけて、キキョウやオミナエシ、ツリ ガネニンジンなど、四季折々の野草が楽しめま す。園内の散策におススメのポイントです。



ガイドセンター

14

公園管理センター Park Administration

中央口

Center Gate

P 第1駐車場 No:1 Parking Lot



水辺の休憩所 Waterside Rest Spot

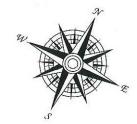
中央口





水辺の休憩所

北アルプスの常念岳が奇麗に望 めるビューポイントのひとつ。四 季折々の北アルプスの風景が楽





池(だんだん池)

北アルプスからの豊富な水が 段々に広がる池に注ぎます。夏に は水遊び場として開放し、ニジマ スのつかみ取り等行います。



バーベキュ-

春から秋にかけて使用できる バーベキューコーナー。流し台と ブースを完備。コンロの貸出も 行っています。(使用無料)

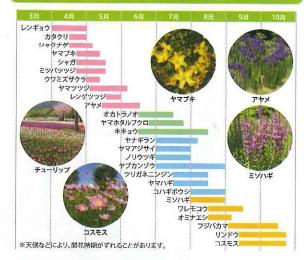


園内解説案内板

- 烏川幹線水路
- ② 安曇野を形成した烏川扇状地
- 会員
- 4 分水のなごり
- ⑤ 石積みのある水路
- 6 9号・10号古墳
- がよこせぎ(横堰)
- ⑧ 安曇野の風景
- ⑨ 安曇野の大地を潤した水路
- 北アルプスの姿
- 鳥川の流れの変化と離山
- ② 鳥川をさかのぼる取水口
- (B) 払いマチ

- 個 矢原沢の跡(小径)
- **(B)** 烏川吊橋
- € 地底世界から高山へ
- 1 いろいろな時代の用水の姿
- 18 花崗岩と道祖神
- (1) 河岸段丘の様子
- ② クヌギ林と天蚕
- ② 栗尾道
- 2 E-6号·7号古墳
- ② 牧堰
- 2 離山遺跡
- ☎ 穂高「牧」地区
- 26 栗尾道の分岐~「観音大士」の石標~

園内花カレンダー(主な植物)





マップ凡例

インフォメーション Information





P 駐車場 Parking





団体バス乗降所 Bus Stop

コインロッカー Locker

自動販売機 Vending Machin









自動体外式除細動器 Automated External Defibrillator

冰飲場 Wartering Fountain





団体用体験学習プログラムメニュー

0	•	プログラム名	内容
	′ウトドア体制	倹(散策·環境教育)	
	季節のクイズラ!		春夏秋冬と季節に応じて公園の自然や展示物を題材にしたクイズラリーが楽しめます。参加者にはオリジナルシールまたは花の種をプレゼントいたします。
-	わくわく自然観察		自然案内人とともに園内の見ごろの草花、昆虫、野鳥などを観察しに出かけます。わくわくす
	安曇野の歴史探		歴史案内人とともに園内に保存されている古墳や水路遺構を訪ね、地域の歴史を楽しく学ん いただけます。
+	7,1	いきものごっこ&ゲーム活動	身近な自然を題材にした遊びや自然さがしを行います。クラスや親子で取り組む自然体験を提 します。
	1	公園のいきもの探し活動	地域の自然や昔の暮らしについて公園スタッフや地域の大人から話を聞いたり、自然の中で生物探しをしながら、自然への関心を深める体験ができます。
1	環境教育活動	自然シミュレーション活動	地域の自然や歴史について、「生態系」「水の環境」の仕組みを休験を通して学べます。生態系
	(23-3-1	ワークショップ活動	公園内の自然を調べる課題を提供します。公園スタッフから測量や生物調査の方法を学ぶ体験できます。
5	雪遊び体験		〈季節限定〉専用コースでそり遊びが出来ます。あづみの学校にてそりの無料貸出をしていま ※積雪状況により利用できない場合があります。
	ネイチャーク	ラフト体験	本 [東西 1,2,1,5]
6	106		間伐材にお好きな絵を描き、オリジナルキーホルダーが出来上がります。
0 7			間伐材にお好きな絵を描き、お気に入りのコースターをつくります。
/ — 8			間伐材でつくられたカスタネットにお好きな絵を描き、オリジナルのカスタネットに仕上げる 学校の音楽会などにご利用いただけます。
9			パズルのキットに絵や模様を描き、オリジナルパズルをつくります。つくった後はパズルで遊べま
9 — 1.0	1 2 2 2 1 2 7 10 1		型抜きした木片を艶が出るまで磨きあげ、ぴかぴか光るキーホルダーをつくります。
11			間伐材の土台に木、枝、木の実等を飾ったり、色を付け自由な発想のオブジェをつくります。
12			間伐材を利用し、色を付けたり木の実で飾り、夢のある車を作ります。作り終えたら走らせてましょう。
13			個々に凧をつくり、つなげて空へとばします。全員で一つのことを成し遂げた達成感が得られ 4~6日限定です。学校での事前キット提供で時間短縮もできます。
-			4~6月限定とす。子校との事間イントルとという。 季節に応じたクラフト体験を用意しています。内容についてはお問合せください。(少人数に プログラムとなります)
			プログプなこみりあり
	食体験		安曇野産のそば粉を使った「二八そば」を打ち、その場で召し上がっていただきます。
	5 安曇野の手業		かまどを使って昔ながらの炊き方でおにぎりをつくります。農作業のおやつ(お小屋)を体験
	6 お小昼(おにる		とが出来ます。
	安曇野解説		北アルプスと安曇平の地形の生い立ちや山、川、古道などの特徴を解説します。
-		のショートガイド 	北アルブスと安曇平の地形の生い立ちや山、川、下道などの内域と川がじます。
1	18 理科教室のシ	ショートガイド	鳥川の上流から下流の様子を展示水槽と豊富な標本を見ていてたされたらいたのでは 理科教室の床に広がる足跡のバネルは何の動物の足跡でしょうか。クイズを出しながら、動
1	19 雪の上の動物	 物たち	は付款室の床に広げるとよう。 について紹介します。 常念岳の石室を舞台に近代登山の幕開けを紹介します。登山写真をはじめ石室にある
2	20 ひそかな川の	か楽しみ	その背景を交え紹介します。
2	21 社会科教室の	のショートガイド	囲炉裏を囲みながら、安曇野の集落・敷地・民家の構造等を解説します。
2	22 安曇野の昔語	話(紙芝居)	「常念坊」「八面大王」「万水川の河童」など、安曇野に伝わる昔話を聞くことが出来ます。 つご了承下さい。クラフトや食体験では材料調達の事情から料金や素材を変更することがあります。詳細

国営アルプスあづみの公園 「堀金・穂高地区」

体験時間	最大定員	最少定員	対象	指導員	体験場所(天候)	予約受付(期限)
高速地震 机机				THE STATE OF THE S	PT-02C-30171 (2 Cl0C)	(١٥١٥/١٠ د ا ټکرونه ١٥
60分	なし	なし	小学生以上~大人	同行しません		要予約(3日前迄)
60分	0		小学生以上~大人		屋外体験	
60分			(小学生未満 保護者同伴)			
30~60分		27407	幼児(親子)	- 1名/10名~30名程度		
30~60分	40名	10名	小学生低学年			要予約 (1か月前迄)
60分			小学生中高学年			
60分			中学生			
90分程度	なし	なし	小学生以上~大人 (小学生未満保護者同伴)	同行しません	積雪時のみ (スキーウェア着用)	要予約(3日前迄)
					(711) 2 2 / (2) 111	
20分						
30分			5歳以上~ 小学生中学年			要予約 (1か月前迄)
30分	30名	10名	(小学生未満は 保護者同伴)	1名/10名~30名	芸術教室屋内体験(状況により別室での体験となります)	
40分						
60分				程度		
60分	0.447	104	小学生高学年~大人			
60分	- 24名	10名				
30~90分	30名	10名	クラス・グループ (小学生以下は引率者必要)	-		
60~120分		各クラフト体験に。		1名/概ね 1名~10名程度		
						Telle
90分	4組16名程度	1組4名程度	5歳以上~大人	1名/4名~16名	社会科教室	亜- 子約
40分	20名	10名	· (小学生未満は 保護者同伴)	1名/10名~20名程度	屋内体験	要予約 (1か月前迄)
		A TURNEY	NOST PARE			
10~20分	30名	10名	小学生~大人	ï	玄関ホール 屋内体験	
10~20分	30名	10名	小学生~大人		理科教室 屋内体験	
10分	20名	10名	幼児~大人	12/002 05-57	理科教室 屋内体験	西子約
10分	20名	10名	小学生~大人	1名/20名~30名程度	石室 屋内体験	要予約 (1か月前迄)
10~20分	20名	10名	小学生~大人		社会科教室 屋内体験	
10分	20名	10名 幼児~大人			社会科教室 屋内休験	
でお気軽にお問い合わ	+/+/+		-			

でお気軽にお問い合わせください。

団体用体験学習プログラムメニュー

0		プログラム名	内容					
アウ	フトドア体影	検(散策·林業)						
T		(森の散策体験)	自然観察ガイドが、公園内の四季折々の動植物や史跡をご案内いたします。					
2 7	条歩きオリエン	テーリング (FWO)	地図とコンパスで園内のポイントを探すオリエンテーリングです。					
		木道づくり	間伐材を活用した園路の整備を体験します。					
3 1	林業体験	炭焼き	間伐材を活用した炭焼きを体験します。					
1 1	山の神遺跡学習	当 と火起し体験	園内の遺跡についての説明と火起しを体験していただきます。					
5 .	スノーシュー	・歩くスキー体験	〈冬季限定。積雪状況によります〉園内をスノーシューや歩くスキーで散策できます。月 無料でお貸し出しいたします。					
ーネ	イチャーク	ラフト体験						
	サンド・アー		園内の間伐材と色とりどりの砂を使ったペンダントづくりです。					
7	森のフレーム	園内の小枝を使って、フレームをつくります。フレームには、写真など好きたください。						
8	小枝のクラフ	\	枝や木の実などの自然素材を使って、オリジナルオブジェをつくります。					
9	縄文体験(石	本験(石器づくり)						
10	草木染め織り	草木染め織りタペストリー 草木で染めた糸を組み合わせて、オリジナルのタペストリーをつくります						
11	葉っぱのタベ	《季節限定》落ち葉を活用して、葉っぱに色を塗って布に写し、オリジナルタペス くります。						
É	建体験							
	灰焼きおやき	きづくり	信州名物の「おやき」を、昔ながらのつくり方で体験します。					
13	竹巻きパンコ	づくり	竹に地粉を使ったパン生地を巻きつけて焼きます。野外のおやつにぴったりです。					
14	・ 米粉ピザ焼き	焼き 地元の米粉と季節の野菜を使ったピ [*] げづくりです。						
15	蒸かしまんし	じゅう(蒸おやき)	今も作られる「おやき」です。地元の食材を使い、笹の葉に巻いた公園オリジナルで					
16	3 五平餅づくり	D .	長野県木曽地域名物の「五平餅」を自分でつくってみませんか。					
×.1	食体験のキャンセ	こついては、お問い合わせください。 ル及び人数変更は、3 日前までとな す。また、プログラムによっては準 が変更になる場合がありますので、	。食材の変更もご相談に応じます。 ります。(以後、キャンセル料が発生しますので、ご注意ください) 備の時間約 15 分をいただき、数回に分けての対応も可能です。 帯ので了承ください。料金等詳細についてはスタッフまでお気軽にお問合せください。					

国営アルプスあづみの公園 「大町・松川地区」

体験時間	体験時間 最大定員 最少定員 対		対 象	指導員	体験場所 (天候)	予約受付(期限)	
· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	XZUBIE:	TRENE P	了。他之間後五章後	S)(ATERACINE	TERLIFE X SAN		
60~90分	なし	なし	小学生以上~大人	1名/10~20名		要予約	
90~120分	78.0	74.0	小字主以上~人人	同行しません		(3週間前迄)	
60~120分	100名	15名	中学生以上,上上	1.4./1015.4	屋外体験 (少雨 OK) (雨天時は雨具使用)		
120分	30名	15名	中学生以上~大人	1名/10~15名		要予約 (1ヶ月前迄)	
60~90分	80名	10名	المنظمان	1名/10~15名			
60~90分	30名	10名	小学生以上~大人	1名/5~10名	屋外体験 (積雪期のみ)	要予約 (3週間前迄)	
		n.e.m					
40~60分	80名	8名	5 歳以上~大人			*	
60~90分	60名	8名					
60~90分	60名	8名	小学生以上~大人	1 名 / ~ 20 名 ※ 10 ~ 20 名増す ごとに 1 名増員	森の体験舎	要予約	
60~90分	80名	8名			屋内体験 (雨天時も OK)	(3週間前迄)	
60~90分	40名	8名					
40~60分	80名	8名					
			This we be to the			aler:	
30~40分	50個	5個					
20~30分	80本 5本				要予約		
25~45分	30枚	5枚	小学生以上~大人	2名/5~15名 ※10名増すごとに 1~2名増員	森の体験舎及び 大屋根屋内体験 (雨天時も OK)	タアボリ (3 週間前迄) キャンセルは 3 日前迄。 以降全額キャンセル料が	
20~30分	80個	5個		,一口相疾	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	発生します。	
20~30分	50本	20本				T	

団体でご利用になる皆さまへ

当公園では、団体でご利用される皆様に、あらかじめご連絡いただくことをお願いしております。(不明な点につきましては、お気軽にお問い合わせください。

受付方法

- ◆団体入園申込用紙にご記入頂きFAXでお申込み頂くか、下記住所まで郵送してください。
- ◆お電話でお申し込みの場合は、団体入園希望の旨をお伝えください。
- ◆来園にてお申し込みの場合は、公園管理センターにて受付いたします。

アルプスあづみの公園 堀金・穂高管理センター

〒399-8295 長野県安曇野市堀金烏川33-4

FAX番号 **0263-71-5512**

電話番号 0263-71-5511

アルプスあづみの公園 大町・松川管理センター

〒398-0004 長野県大町市常盤7791-4

FAX番号 **0261-21-1214**

電話番号 0261-21-1212

※受付時間/開園日の9:30から閉園時間まで

※季節により閉園時間が異なります。

下 見

団体来園のご予定があり、あらかじめ公園をご覧になる場合は、事前にアルプスあづみの公園管理センターへご連絡ください。 ※下見は5名様まで無料でご入園いただけます。当日は公園管理センターにて入園証を貸し出しいたします。

入 園

入園券は公園ゲートで発券しております。団体入園の場合は各券売機近くの窓口にお越しください。

身障者の方の入園

身体障害者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を入口で提示された方(付き添いの方を含む)は無料です。団体にてご入園の際は、別途申請用紙で対応しています。 ※公園管理センターにお問い合わせ下さい。

丽天時等0昼食場所

雨天時の昼食場所を調整の上、準備します。事前にご相談ください。

体験学習プログラムの用込み

体験学習プログラム及びガイドについても、ご相談を受け付けています。興味のあるプログラムがありましたら、団体受付と併せてお問い合わせ下さい。

体験学習プログラム・ガイドについては7~10頁をご参照ください。

※体験学習プログラムについては、開始時間、内容等(ネイチャークラフト、食体験は、有料のものがあります。)で調整が必要なものもありますので、公園管理センターまでご相談下さい。

※食体験については3日前までに最終人数をお知らせ下さい。(キャンセル料が発生する場合があります。)

入園料金の後納

入園料金の後納を希望する場合、スタッフまでお問い合わせください。

ご利用のご案内

■開園時間

3/1~6/30及び9/1~10/31	9:30~17:00
7/1~8/31	9:30~18:00
11/1~2/末日	9:30~16:00

■休園日(12月31日·1月1日、毎週月曜日)

月曜日が休日の場合は直後の平日が休園日となります。 但し、ゴールデウイーク及び7/20~8/31(夏休み)及び月曜日が休日の場合は開園いたします。

■入園料(団体は小学生以上の有料入園者20名以上)

	一 般	団 体	年間パスポート
大人	410円	290円	4,100円
小 人(小中学生)	80円	50円	800円
シルバー(65歳以上)	210円	-	2,100円
幼児		無料	

- ※団体及び年間パスポートご利用の方は窓口に お申し出ください。
- ※当日に限り、両地区の利用が可能です。年間 パスポートは両地区共通です。
- ※シルバーは団体料金の適用はありません。
- ※園内にはペット同伴でのご利用ができない場 所があります。
- ■駐車場(無料) ※大型バスの駐車についてはお問い合わせ下さい。 [堀金・穂高地区]中央ロ/大型バス常設11台・身障者専用7台・普通車約700台 穂高ロ/大型バス常設6台・身障者専用8台・普通車約350台

[大町・松川地区] 大型バス常設5台 身障者専用8台・普通車約600台

■貸出物品

◎スノーシュー(ストック含む) ◎ベビーカー ◎車イス ◎リヤカー(台車) ◎双眼鏡・ルーペ ※貸出物品は数に限りがありますので事前にご相談下さい。その他お問い合わせ下さい。

■弁当の予約受付

お弁当のご予約メニューについてはお問い合わせ時にご案内いたします。

公園からのお願い

持込み禁止物品

- ●バット(木製及び金属製)・硬球●ゴルフ用具●ローラースケート・スケートボード(インラインスケート・キックボードを含む)
- ●飛行可能な模型・エンジン付模型●大型テント・ビーチパラソル(デイキャンプ場を除く)●自転車・一輪車●銃及び刀剣類(モデルガン等を含む)
- ●花火・火薬●ボート・カヌー●その他、他のお客様の迷惑になるもの

禁止行為

①動植物の採取、持ち帰り(イベント時を除く)②ガスコンロ、石油コンロ(デイキャンブ場を除く)並びに花火等の火気の使用

③自転車、一輪車、スケートボード等の使用④灰皿の設置場所以外での喫煙⑤他の利用者の安全または公園施設の正常な利用に支障をきたすこと

⑥他の利用者の快適性を損なう音響の発生 別添P193

団体利用案内

国営アルプスあづみの公園

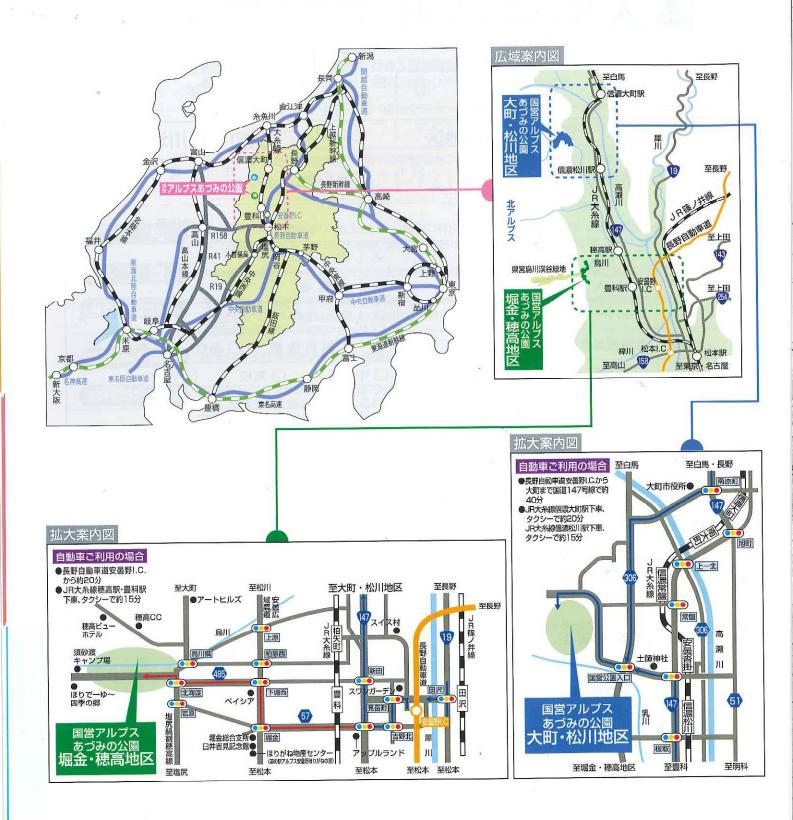
受付者 (公園記入欄)

団体入園申込書

申し込みはこちらまで 【公園管理センターFAX】 堀金・穂高地区〈FAX〉0263-71-5512 大町・松川地区〈FAX〉0261-21-1214

申込日	平成 年 月 日 受付日 平成年 月日									
利用地区	□ 堀金・穂高地区 □ 大町・松川地区									
来 園 日 (園内滞在予定時間)	第一希望 年 月 日() 第二希望 年 月 日()									
団体名	学年等									
	大 人 幼 児 人									
利用人数	小 人 (小中学生) 人 身障者 人									
	シルバー (65歳以上) 人 合 計 人									
内訳	身障者減免申請 □あり □なし 入園料後納 □あり □なし									
団体種別	□ 幼稚園・保育園 □ 小学校 □ 中学校 □ 高校 □ 大学 □ 自治体等 □ 旅行会社 □ その他()									
担当者名	※所属等(部署·旅行会社名)									
住所	〒 <u>-</u>									
	TEL – FAX – –									
で連絡先	当日連絡の取れる携帯電話 Eメール									
下見予定	□ あり □ なし									
天候による利用	□ 晴・雨天共に利用 □ 晴天のみ利用 □ 雨天のみ利用									
交 通 機 関	□ 貸切バス(駐車 台)□ 貸切バス(送迎のみ)□ 自家用車□ その他(
体験	晴 天 時 □ あり □ なし 希望時間(· · · · · · ·) 希望プログラム()									
プログラム	雨 天 時									
昼 食	公園で食べる予定が □ あり () □ なし									
備考										

交通のご案内



[お問い合わせ]。

アルプスあづみの公園 堀金・穂高管理センター

〒399-8295 長野県安曇野市堀金烏川 33-4 TEL 0263(71)5511 代 FAX 0263(71)5512

アルプスあづみの公園 大町・松川管理センター

〒398-0004 長野県大町市常盤 7791-4 **TEL 0261 (21) 1212** 代)FAX 0261 (21) 1214 URL http://www.azumino.go.jp/

持ち込みイベントの手続き

公園の行為についての確認書

受	: 作	t	年		月	日	電話	▪直接	受付者					
		所属	İ						•	•				
申請担当者														
		氏名								Tel		()		
予	定(亍 為	名 1	. 競技	会	2. 缜	E 会	3. □	ケーション	,	4. =	ンサー	۲	
			5	. その	他()					
日			時工	乒 成	年	月	日	()	:	~	:			
場			所	()
誌	名・	番組	名	()
掲	載 •	放 送	日	()
公	園使用	申請回]数 1	. 今回	が初め	て		2. 今回	で 回	目				
参	加者数	及び性	性格 1	. 個人	名		団体	名	2. 自由	参加		特定対	象	
入	園	時	間		時	分								
				」車	輌台数		台							
参	加料	の有	無 1	. 無料		2	. 有料		F	3/人				
借	用	物	品口	」テン	ノト	i	張	□ 机	個		□ <i>;</i>	椅子	脚	
				אני ב	マカー・	- 台車	台	ロ カ [.]	ラーコーン	,	個	_ =	ーンバ	一本
] =-	-ドリ-	ール	m	巻□ その	の他()	
別	途	申	請口] 占月	用申請		名義使	用申請	□ 車輌	両入園		〕業務 <i>7</i>	凤	
					※受付	者が記	!入の上	、申請	上 (企画書	、図面	言含む	·) とー:	緒に提出	出すること
実	実施上の問題点及び追加すべき許可条件・その他													

国営アルプスあづみの公園 持ち込みイベント等チェックリスト

No. 8

No.	項目	摘 要	適 or 否
1	件 名		〇適 〇否
2	申請者	団体名	○適 ○否
		代表者 担当者	
3	許可基準	関東地方整備局都市公園行為事務取扱手続	○適 ○否
4	開催日		○適 ○否
5	雨 天		〇適 〇否
6	開催時間	集合時間	〇適 〇否
7	開催場所	集合場所	〇適 〇否
8	有料エリアの利用	入園口 利用駐車場	○適 ○否
9	入園方法	入園料支払方法	○適 ○否
10	仮 入 園 券	大人 枚 小人 枚	○適 ○否
11	参 加 規 模	人 参加料	○適 ○否
12	名義使用申請	使用名義	○適 ○否
13	占用許可申請		○適 ○否
14	園内禁止行為	都市公園法、国営アルプスあづみの公園における行為の禁止等による	○適 ○否
15	物品の販売、配布	機構、財団等による利用促進を目的とした公益的事業のみ許可	○適 ○否
16	会場設営	実施日	○適 ○否
		時間場所	
PARTIES SELECTION		実施者 内容	
		貸与物品	
		車向入園 台数 台 人園口	
***************************************		許可条件	
17	園内施設の使用	□無 □電気 □水道 □植栽 □その他 ()	○適 ○否
18	開催日スタッフ入園	入園人数 人 集合時間 集合場所	○適 ○否
		入 園 口 スタッフ車両台数 台	
		許可条件	14 11 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1
19	安全管理		○適 ○否
20	保険加入	保険会社	○適 ○否
21	ゴミの処分		○適 ○否
22	広 報		○適 ○否
		広報内容	
23	同日他利用との調整	開催行事名称	〇適 〇否
		開催時間	
		開催場所	
24	緊 急 連 絡 先	Tel	○適 ○否
25	その他特記事項		○適 ○否
			l
			l ,
	事前打ち合わせ	年月日 - 高鑑者 ₁₉₈ センター	

パスポート発行

公園の利用者に対し、当該公園に限り1年間有効な年間パスポート券を発行する。

【対 象】一般入園料

【料 金】大人 4,500 円 シルバー (65 歳以上) 2,100 円

【有効期限】購入日より1年間有効

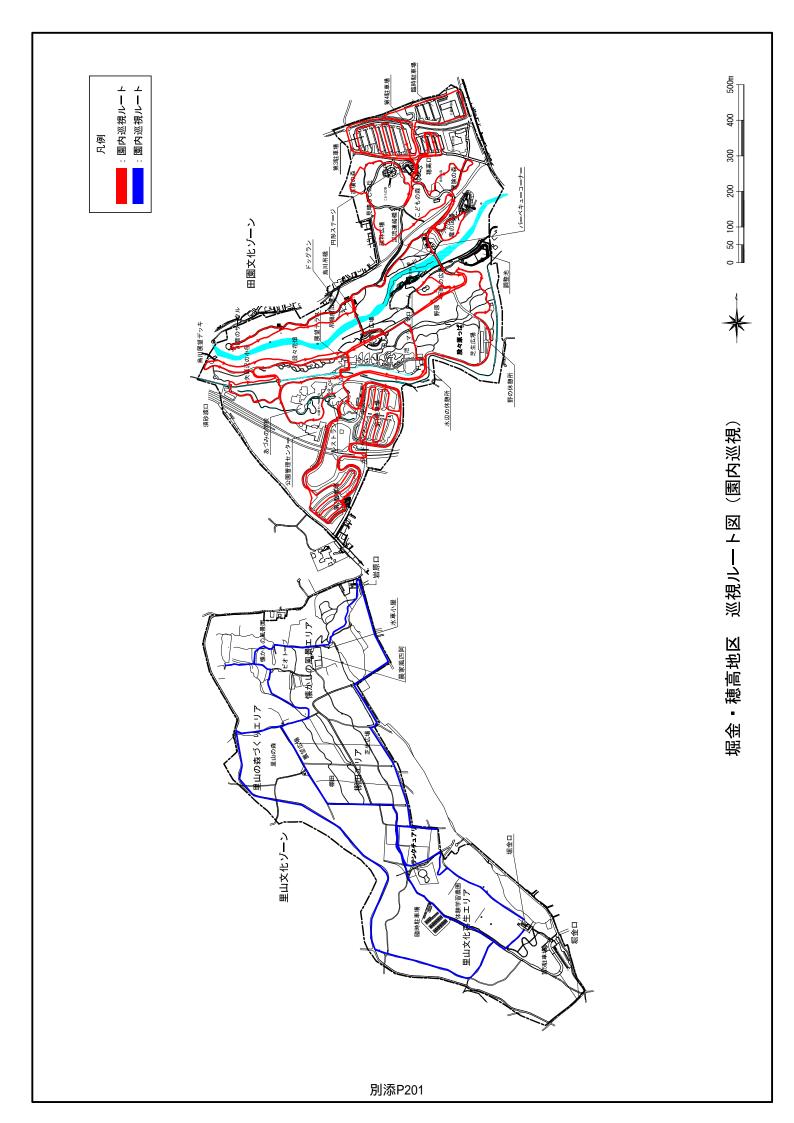
【発行方法】公園発券窓口において申込みを行う。

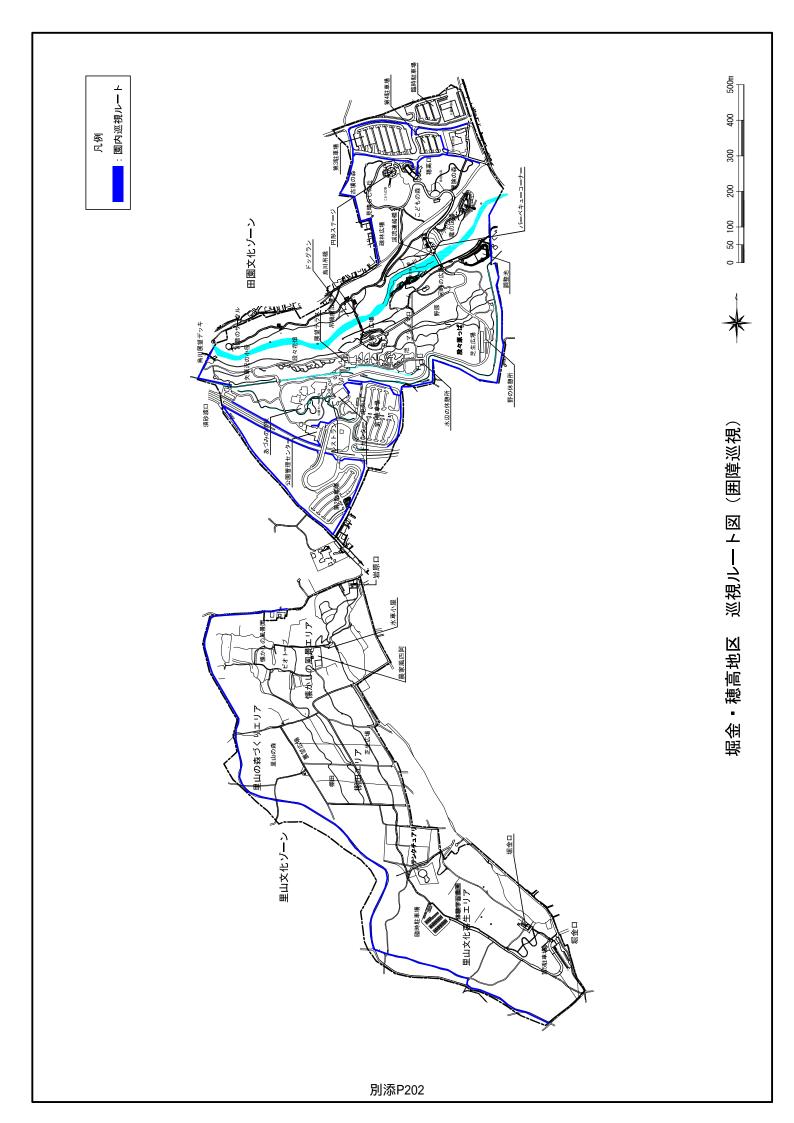
窓口では申込者の顔写真を撮影のうえ、氏名、有効期間、顔写真、登録番号を記載したカードに硬質フィルム・コーティングしたものを発行する。

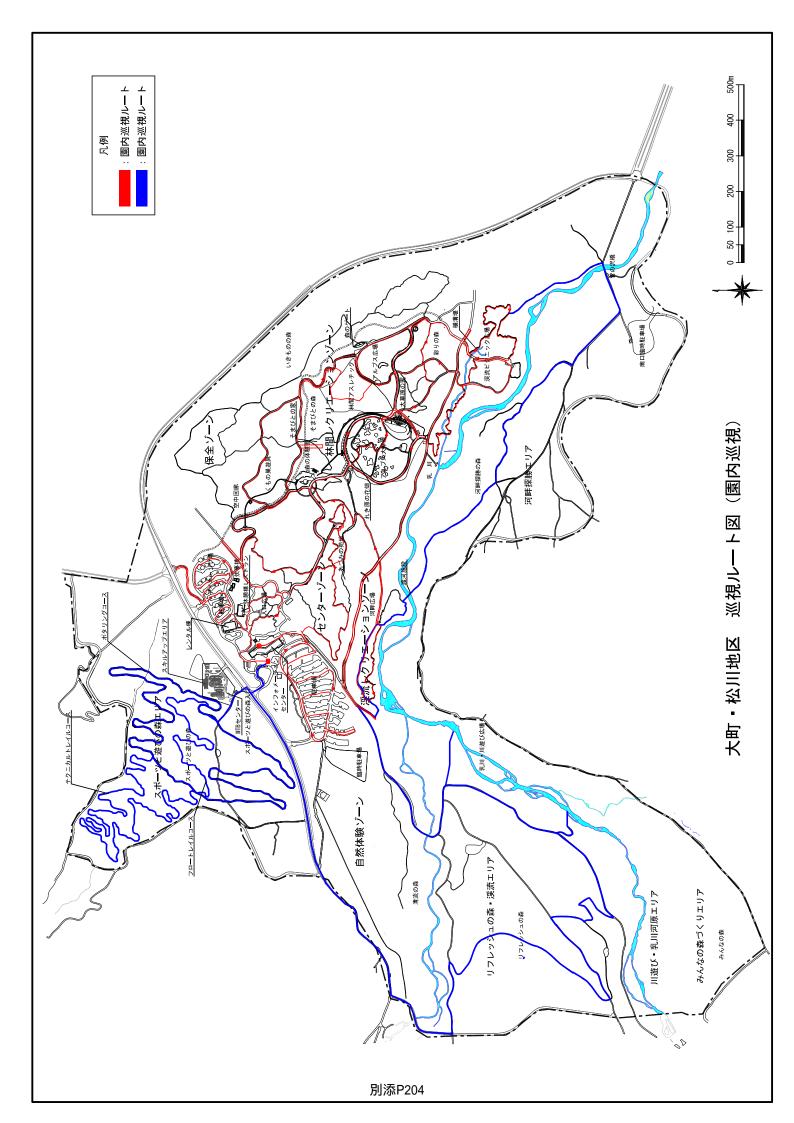
【チェック方法】入園ゲートにおいて、顔写真により本人であることを確認する。

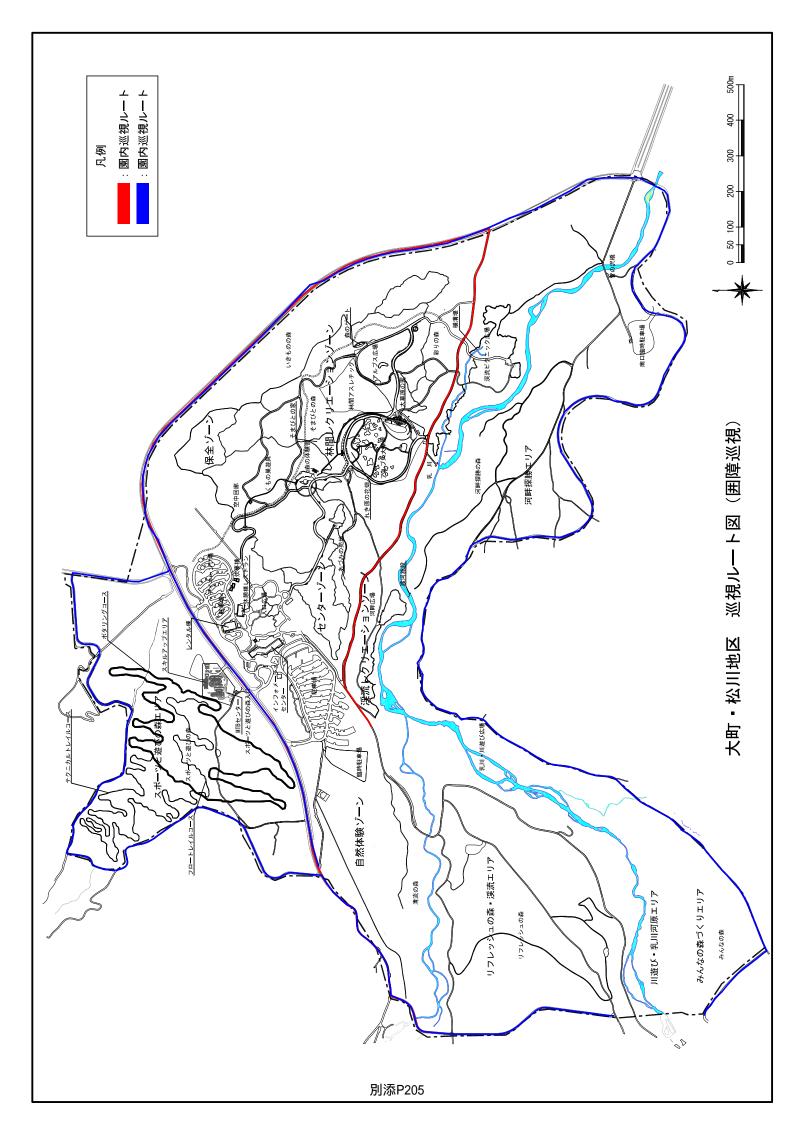
【備 考】年間パスポート券の発行に必要な機械費及び材料費については、公園運営維持管理業務 の事業者が負担する。

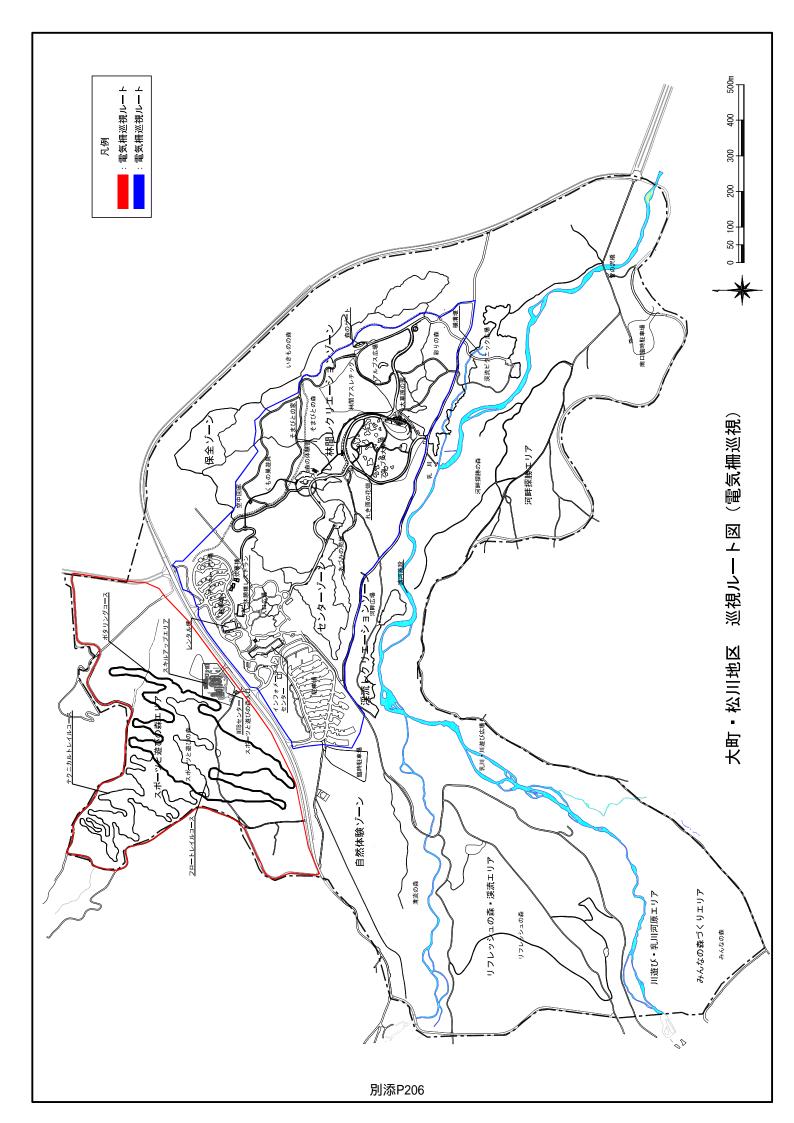
<u>巡視ルート図</u>



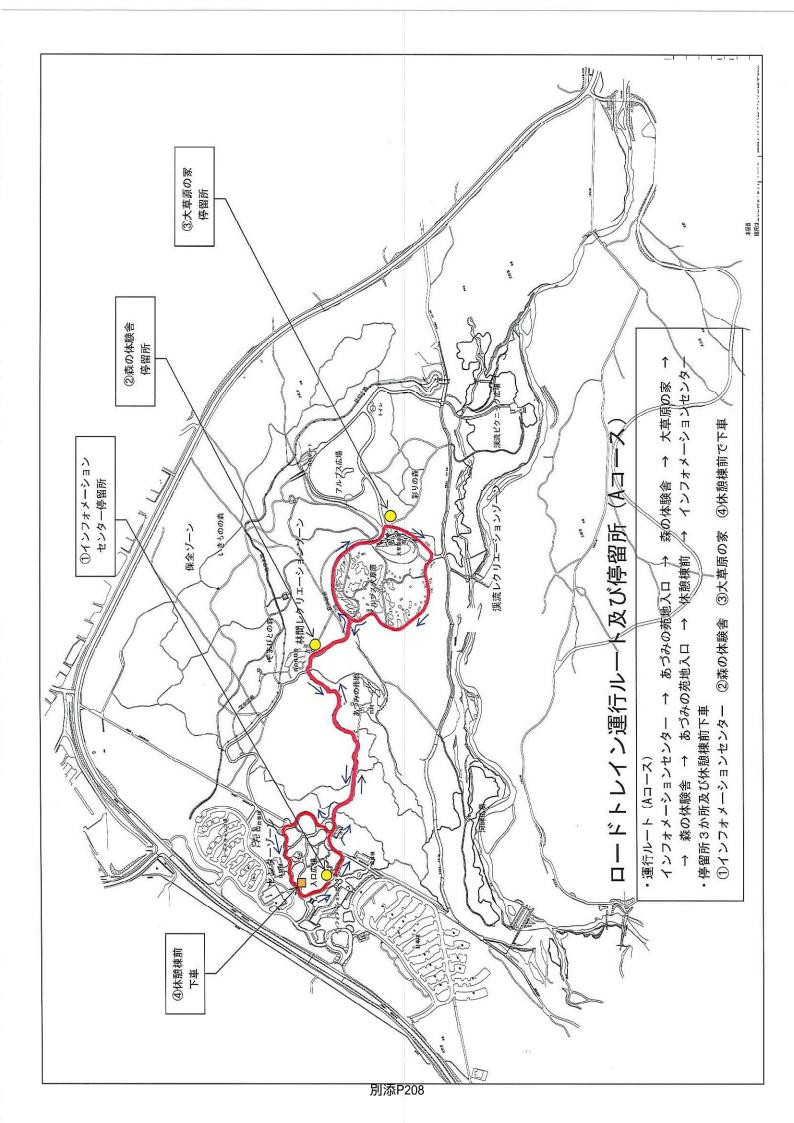


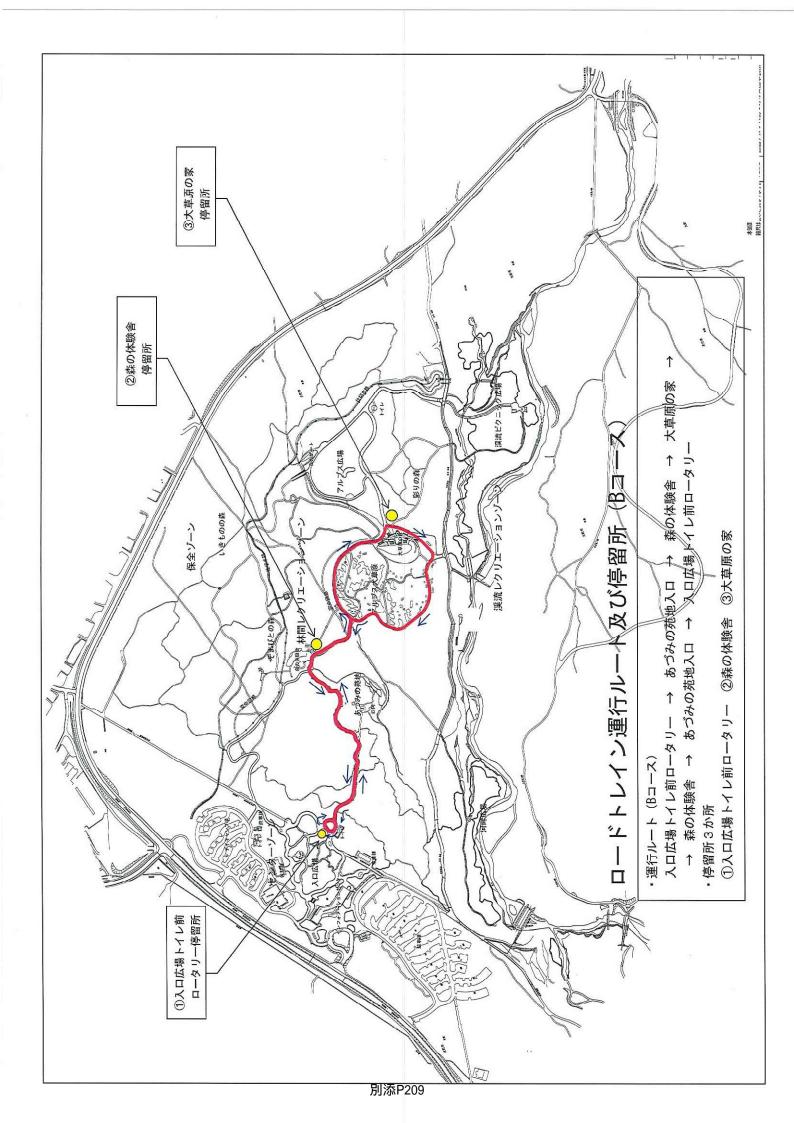


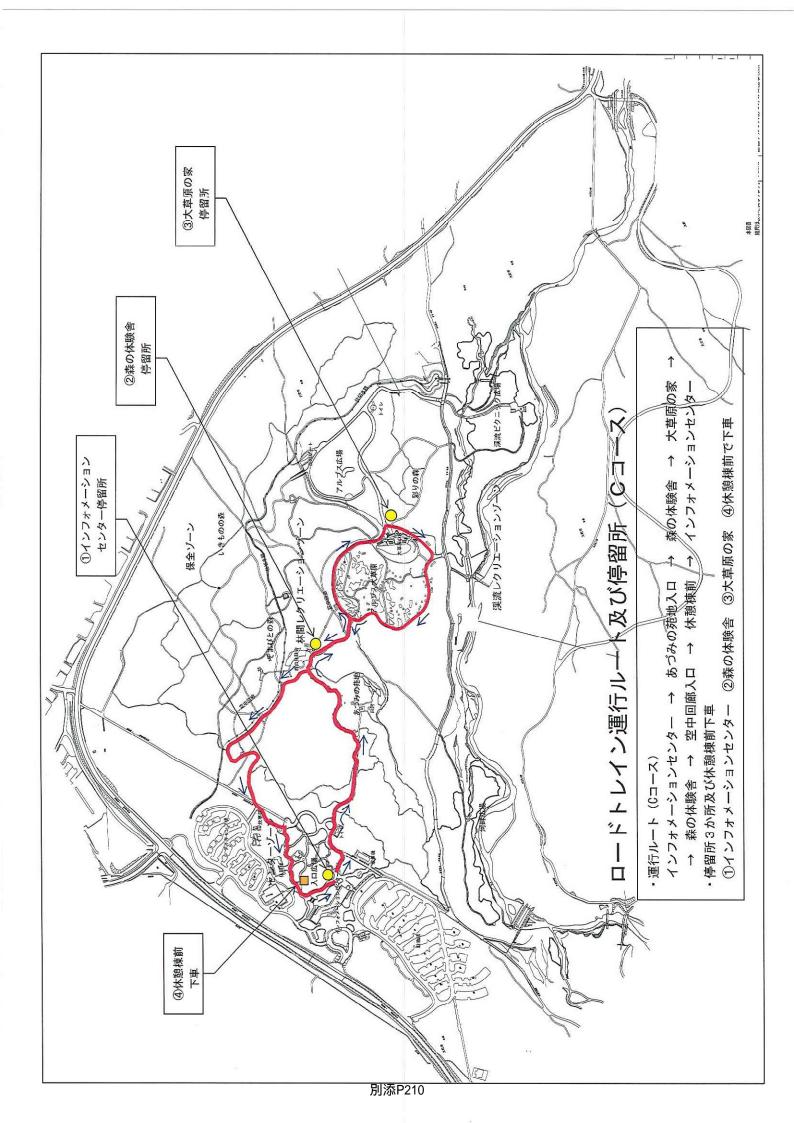


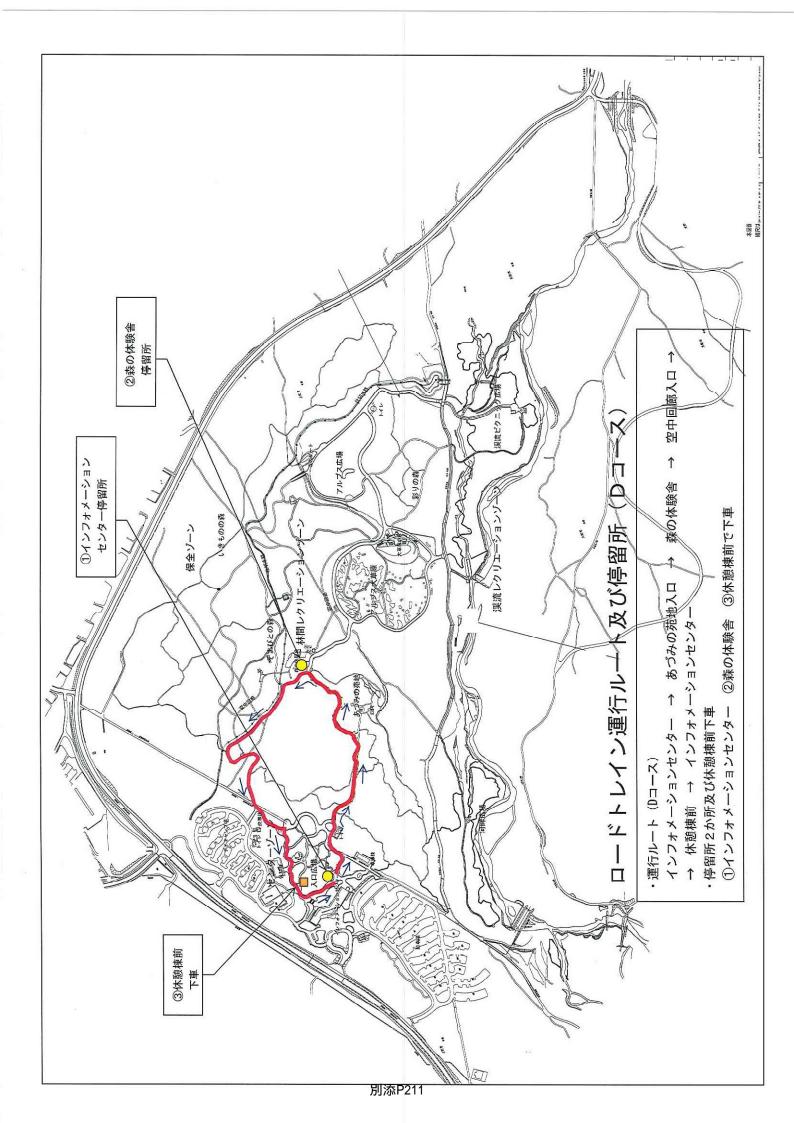


園内交通施設運行ルート図

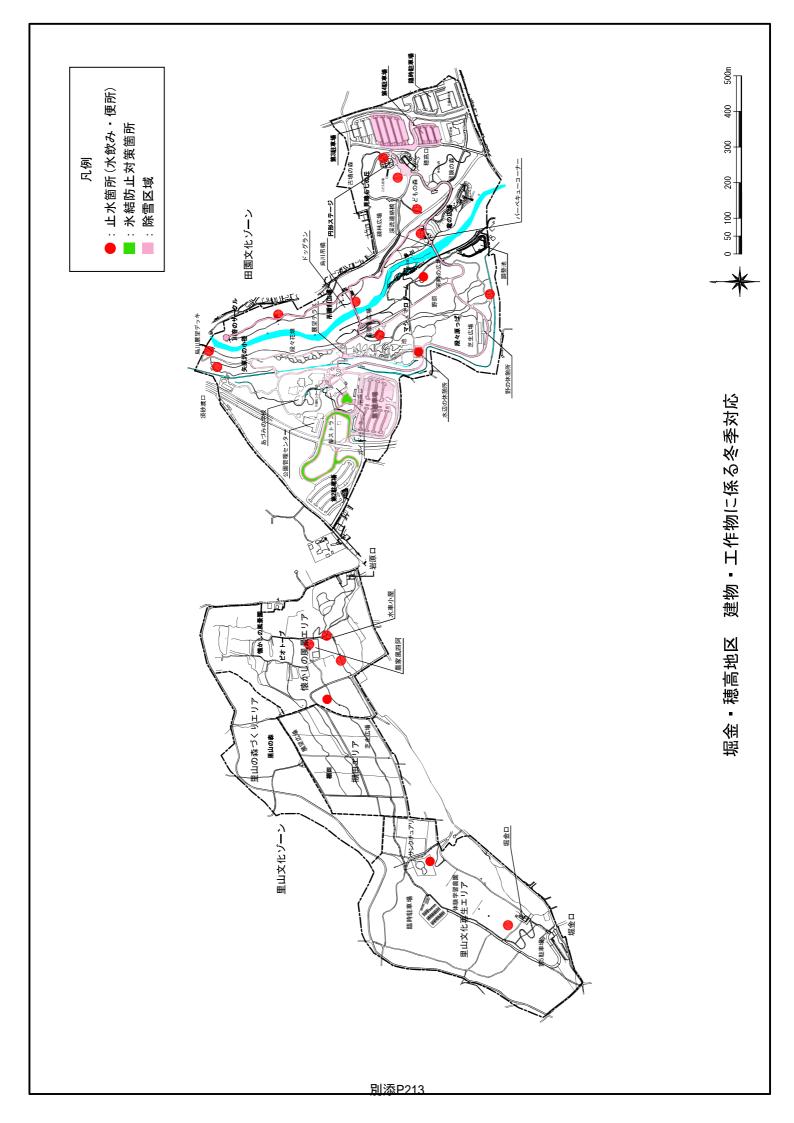


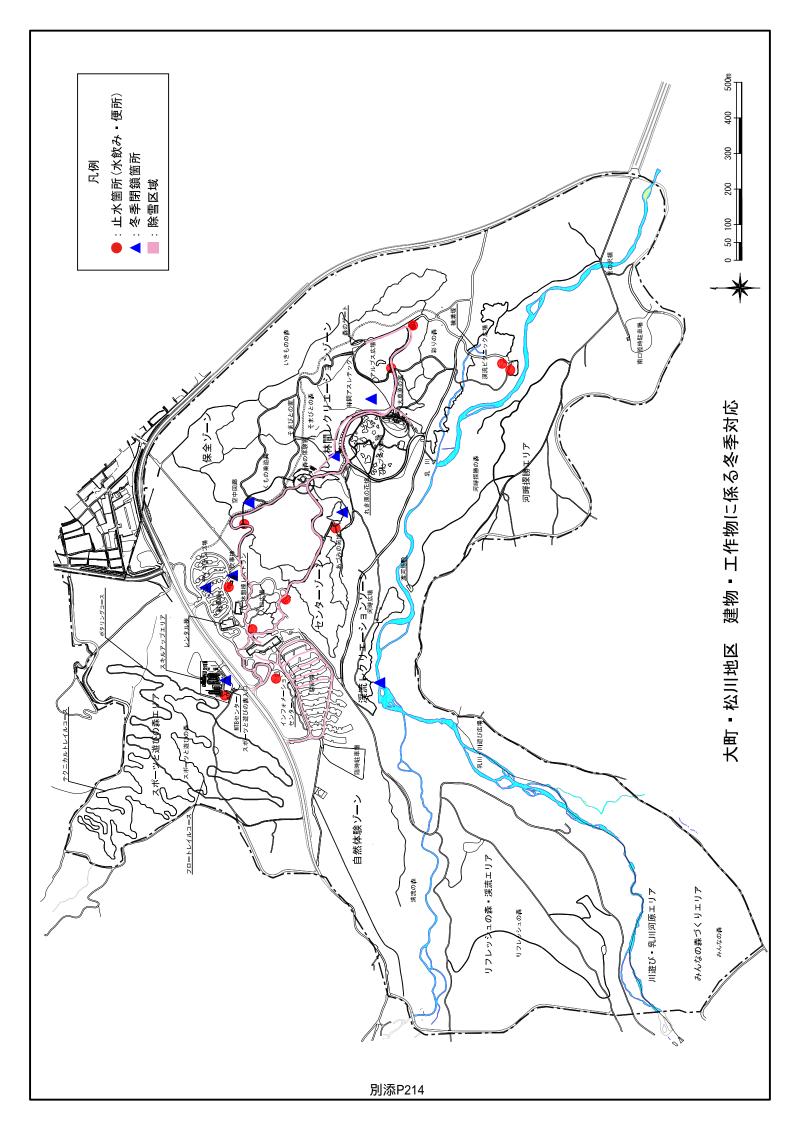






建物・工作物に係る冬季対応 (積雪、氷結対応等)





遊具日常点検表

レクリエーション游具点検表 (堀金・穂高地区)

	レクリエーション遊具点検表(堀金・穂高:	地区)		
		, ,		
		施設設備管理課長	担当者	点検実施
平成 年 月	日() 天候			
●野原・レクリエーシ	ョンゾーン			
サイバーホイール				
点検項目	内 容	点検結果	備考、	措置等
サイバーホイール状態、斜面状況	サイバーホイール:表面の傷、破損、汚れ具合、空気量 斜面:石・枝等の障害物、地面の陥没、ロープ柵の倒壊・ゆ	異常あり		
O. I bred b (%)	るみ	異常なし		
大玉	<u>, </u>			
点検項目	内容	点検結果	備考、	措置等
大玉状態、収納柵、周辺状況	大玉:表面の傷、破損、汚れ具合、空気量 収納柵:パイプの破損、接合部、ネットのはずれ・破れ	異常あり		
	周辺:石・枝等の障害物、地面の陥没	異常なし		
●段々原っぱ				
ディスクゴルフ				
点検項目	内 容	点検結果	備考、	措置等
ゴール、ディスク、コース状況	ゴール:パイプのゆがみ、チェーン外れ、固定状態 ディスク:数量、設置場所の状態	異常あり		
11/11/11	コース:石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常なし		
ミニサッカー				
点検項目	内 容	点検結果	備考、	措置等
ゴールポスト、ボール、周辺状況	ゴールポスト:フレームの変形・破損、ネットの破れ ボール:空気状態、傷・破れ、個数	異常あり		
间起状儿	周辺状況:石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常なし		
ハンモック				
点検項目	內 容	点検結果	備考、	措置等
ロープ、ネット、接合部材、設置場所状況	ハンモック:破損、摩耗、ゆるみ、接合部の外れ・欠落、地 面との間隔	異常あり		
17.1、以巨物川1八川	設置場所:石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常なし		
●河畔の広場				
マシュマロドーム				
点検項目	内 容	点検結果	備考、	措置等
本体状態、看板、安全地帯状況	本体:ふくらみ状況、表面の傷・破れ・汚れ、送風機異常 看板:倒壊、破損、汚れ	異常あり		
'm'1人 <i>ル</i> し	安全地帯:石・枝等の障害物、地面の凹凸、芝の張り出し	異常なし		
●穂高口エリア子どもの森(アスレチ)	ック)			
点検項目	内 容	点検結果		措置等
WIN XII	大林・日割れ ささくれ 府杯 政場 麻託 汚れ	711 DAMES 212) C : 018	''

異常あり

異常なし

木材:目割れ、ささくれ、腐朽、破損、摩耗、汚れ

ネット・ロープ等:破損、摩耗、接合部の外れ・欠落

設置場所:石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂

金属類の状況:摩耗、サビ、溶接部等

木材目割れ、ささくれ、

腐朽、接合部材、設置場

所状況

冒険の森

(ターザンロープ $1\cdot 2$ 、丸太平均台 $1\cdot 2$ 、流木渡り、丸太ステップ、丸太吊橋、ゆらゆら丸太)

点検項目	内容	点検結果	備考、措置等
木材目割れ、ささくれ、 ののでは、一般では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の	材:目割れ、ささくれ、腐朽、破損、摩耗、汚れ 属類の状況:摩耗、サビ、溶接部等 ット・ロープ等:破損、摩耗、接合部の外れ・欠落 置場所:石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常あり 異常なし	

マレットゴルフ

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
貸出用具、コース	貸出用具:数はそろっているか、クラブの破損、ボールの破 損	異常あり	
RHMX - A	コース:石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂、コー スネットの破損	異常なし	

●里山文化ゾーン

複合アスレチック遊具

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
木材目割れ、ささくれ、 腐朽、接合部材、設置場 所状況	木材:目割れ、ささくれ、腐朽、破損、摩耗、汚れ 金属類の状況:摩耗、サビ、溶接部等 ネット・ロープ等:破損、摩耗、接合部の外れ・欠落 設置場所:石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常あり	

二連ブランコ

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
	木材:目割れ、ささくれ、腐朽、破損、摩耗、汚れ	異常あり	
	金属類の状況:摩耗、サビ、溶接部等設置場所:石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常なし	

分室長	調査役

【 遊具日常点検表(大町・松川地区) 】

平成 年 月 日 () <u>点検者</u> 印

【記入要領】

異常無 空欄: 健全であり、修繕の必要がない →使用可

異常有 B: 部分的に異常があり、部分修繕が必要 → 使用可

異常有 C: 重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要 → 使用禁止

異常有 D: 主要部材・部品に異常があり、大規模な修繕又は更新が必要 → 使用禁止

					点検項	目(異常有の&	4記入)				田光如	
No.	遊具名	ボルト・ ナット	木材目割れ ささくれ等	ワイヤー・ チェーン等	特殊金具類 の状況	ネット・ ロープ等	木材の 腐朽等	溶接状況	塗装状況	その他の 状態等	異常部 の有無	使用禁止や異 常個所の措置
大	草原の家ネット遊具											
1	ネット遊具										有 ・ 無	
2	ボールプール										有·無	
3	吹き抜けネット										有 • 無	
4	塔状遊具A										有 • 無	
5	搭状遊具B										有·無	
(ŧ	 の巣遊具											
	くもの巣										有・無	
	吊り橋										有·無	
3	らせん階段										有·無	
空口	中回廊											
	ラビットイヤー										有・無	
_	鳥の歌声									メーカ撤去中	有無	音が出ないため、調査中
	テレイドスコープ									7 73 IIX ZZ 1	有・無	
	光と緑のトンネル										有・無	
	動物の足跡										有・無	
	百葉箱										有・無	
7	パラボラ										有・無	
林月	リコンビネーション遊具											
	展望デッキ										+ 4	
	展望 アッキ らせん階段										有 ・無	
	張出しデッキ										有・無	
	スロープ										有・無	
	ユニバーサルデッキ										有・無	
6	クライムロード										有無	
7	吊り橋										有・無	
8	チューブスライダー										有無	
	ネットわたり										有・無	
	ウッドクライミング										有・無	
	ロープクライミング										有・無	
	V字吊り橋										有・無	
	ビックウェーブロード										有 • 無	
	ターザンジャンプ										有 • 無	
	V字ブリッジ										有 • 無	
	ワイドウェーブスライダー										有・無	
	パイプトンネル										有・無	
	ロープウォール										有無	
	ロープフロア										有・無	
	ウンテイ										有・無	
21	ツイストパイプ										有・無	
	リパイプブリッジ										有・無	
	ロクボク										有・無	
	ウォールクライム										有・無	
	トンネル										有・無	
	リパイプウォール										有・無	
	ネットブリッジ										有・無	
	平均台わたり										有 • 無	
	タラップ										有·無	
	ロープ渡り										有·無	
	階段										有·無	
	ロープウェイ										有·無	
	ロックブロック										有 ・ 無	
)他 レクリエーション遊具											
	サイバーホイール	・サイバーホー	イ ー ル∶表面の傷	ま、破損、汚れ具	合、空気量・芝生	生斜面:石•枝等	の障害物、地間	面の陥没、ローフ	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	<i>H</i>	有·無	
	号 :											1

※ボルトの緩み、丸太の軋み、歪みの点検は随時行なう。軽易で可能なものは巡視員が応急修繕を行う。異常発見時は担当職員に急報する。

平成〇年度 堀金・穂高地区除雪作業

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、公園管理工事及び業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。) でいう特記仕様書で、アルプスあづみの公園管理センターが発注する「平成〇年度 堀 金・穂高地区除雪作業」の施工に適用する。

第2条 作業概要

- ①作業内容
 - ・機械除雪:車道上の新雪を除雪機械により路側等へ排除する作業
 - ・人力除雪:歩道上の新雪を路側へ排除する作業
 - ・凍結防止剤散布:融雪剤や砂の散布作業

②作業期間

契約締結日の翌日~平成○年3月31日

③対象箇所

- ·第1駐車場(無料区域)
- ・第2駐車場内の一部 (無料区域)
- ·第2駐車場~幹線園路橋(無料区域)
- ・ガイドセンター前歩行者園路(無料区域)
- 園内幹線園路(有料区域)
- 第3・4駐車場(無料区域)
- · 穂高口前広場~幹線園路橋(有料区域)
- ・里山文化ゾーン堀金口駐車場内の一部 (無料区域)
- ・その他監督員の指示する箇所
- (※対象箇所については別添図面参照のこと。)

④対象面積

· 計 約 41,000 ㎡

⑤支給資機材

- ・タイヤショベル (バケット容量 0.4 ㎡) 1台 (管理センターリース)
- •融雪剤、砂 ※数量適宜

第3条 一般事項

- ①本作業の施工管理は出動基準によるものとする。
- ②請負者は作業着手前に現地及び本仕様書を十分照査し、疑義の生じた場合又は明示なきものについては監督員と協議し、その指示に従うものとする。
- ③請負者は作業の実施に専念し、誠実かつ円滑に履行するとともに、作業全体にわた り安全管理を徹底し作業中の事故防止、公園利用者及び第三者の安全確保に十分留 意する。

- ④施工時にはヘルメット、シートベルト等の安全具の着用を義務づける。
- ⑤作業実施にあたっては工作物等公園施設を破損させてはならない。事故または施設 の破損等が発生した場合は、速やかに監督員に報告するものとし、請負者の責任に おいて原形復旧するものとする。

第4条 提出書類

請負者は下記の書類を提出すること。

①実施計画書 一式 契約後1週間以内

②作業日報 一式 作業の都度5日以内 【様式1】

③タスクメーター記録用紙 作業の都度5日以内

④支給品確認書一式 一式 支給の都度 【様式 2】

⑤記録写真(デジタル可) 一式 作業の都度5日以内

⑥その他指示のある資料 一式 随時

第2章 一般施工

第5条 情報収集

請負者は作業を実施する箇所の気象に関する情報を集め、気象状況および公園の路面状況等を確実に把握しなければならない。また、状況により早急に対応できるよう連絡体制を整えなければならない。

第6条 出動基準

- ①機械による除雪作業は、原則として公園に10センチ程度以上の積雪量がある場合に出動し、実施するものとする。(※判断に迷うときは監督員と協議し、作業実施の要否を決定する。)
- ②路面凍結した結果、車両の走行および歩行者に危険を及ぼす恐れがあると判断される場合は、凍結防止剤を散布する。特に幹線園路橋に向かうカーブの車道上には、重点的に散布を行う。融雪剤・砂等は支給品とする。(※判断に迷うときは監督員と協議し、作業実施の要否を決定する。)
- ③作業は開園日の作業期間中(契約締結日の翌日~平成〇年3月31日)の積雪時に随時実施するものとし、開園日については午前9時までには施工を完了する。
- ④休園日の作業は実施しないこととする。ただし、翌日に開園した場合に大雪による 影響が考えられる場合は、作業を実施することとする。実施時間は時間に別なく、 行うこととする。また、請負者は監督員とよく相談の上、実施することとする。
- ⑤その他監督員の指示により作業を実施する。

第7条 品質管理

品質管理の基準は以下のとおりとする。

- ①自動車が通行できる幅員を確保するよう仕上げること。
- ②園路面は利用者の歩行および車両の走行に支障がないように仕上げること。
- ③駐車場の出入り口等、交通の交差がある箇所については、安全のため視界の確保を 行うこと。
- ④除雪により発生した雪は、管理センターが指定する場所へ排雪すること。

第8条 出来高管理

除雪作業の出来高は、作業日毎の実働時間とし、時間単位で最小を30分とする(精

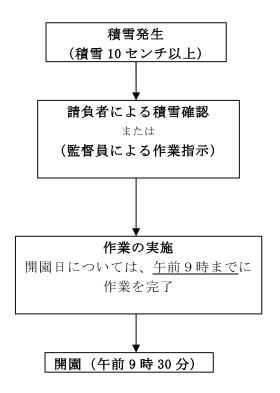
算時は 0.5 時間として計上し、0.5 時間に満たない場合は切捨てとする)。なお、作業機械の実働時間の確認はタコメーター・タスクメーターによる記録紙にて行う。 第 9 条 作業機械

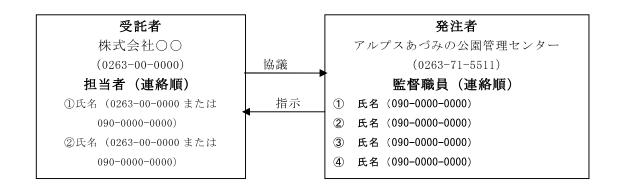
除雪作業に使用する機械については、通常はアルプスあづみの公園管理センターが 用意するタイヤショベル (バケット容量 0.4 ㎡) 1 台を使用し、複数台必要な場合は 必要台数を請負者が準備するものとする。

アルプスあづみの公園 堀金・穂高地 区除雪作業実施系統図

アルプスあづみの公園管理センター

請負者は公園の積雪状況を確認し、除雪作業を実施する。

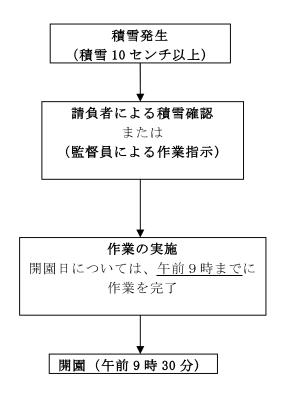


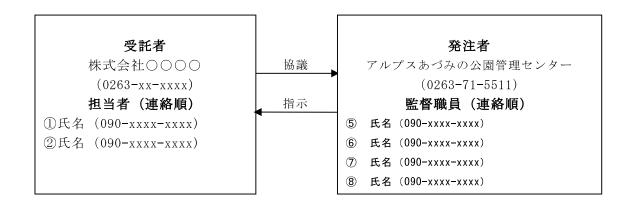


アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区除雪作業実施系統図

アルプスあづみの公園管理センター

請負者は公園の積雪状況を確認し、除雪作業を実施する。





別添P224

堀金・穂高地区 芝生管理区域図

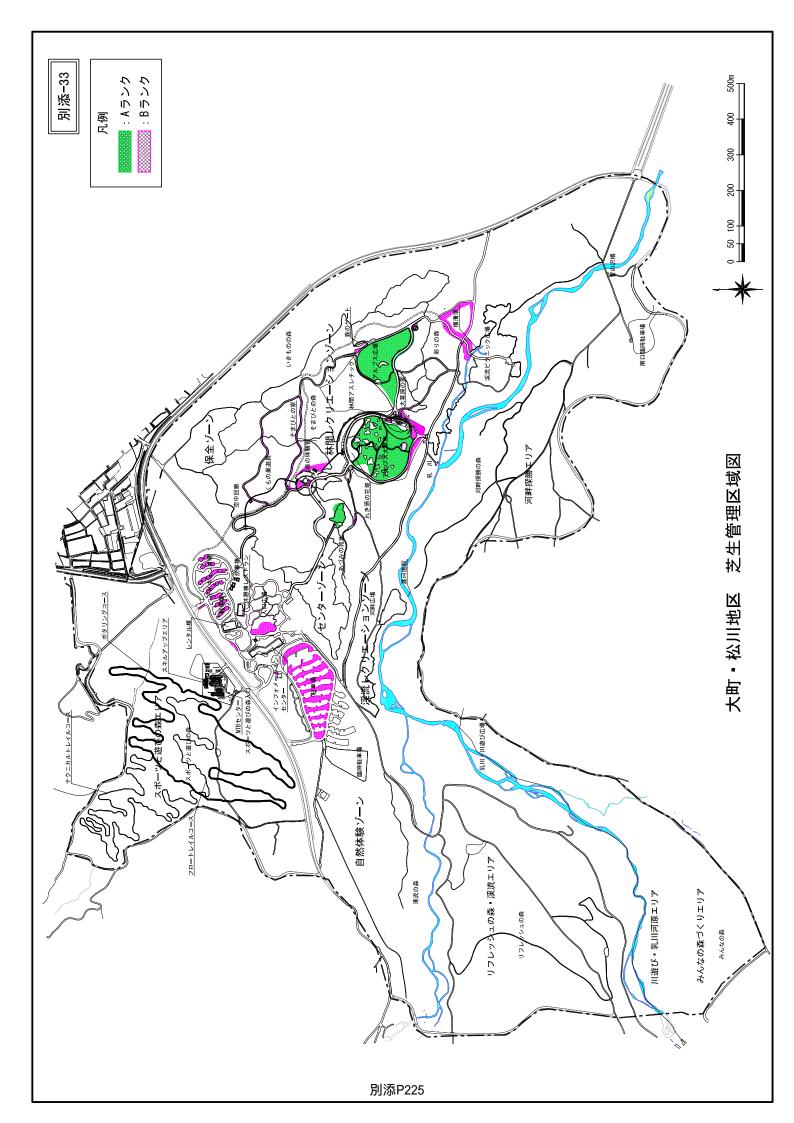
500m

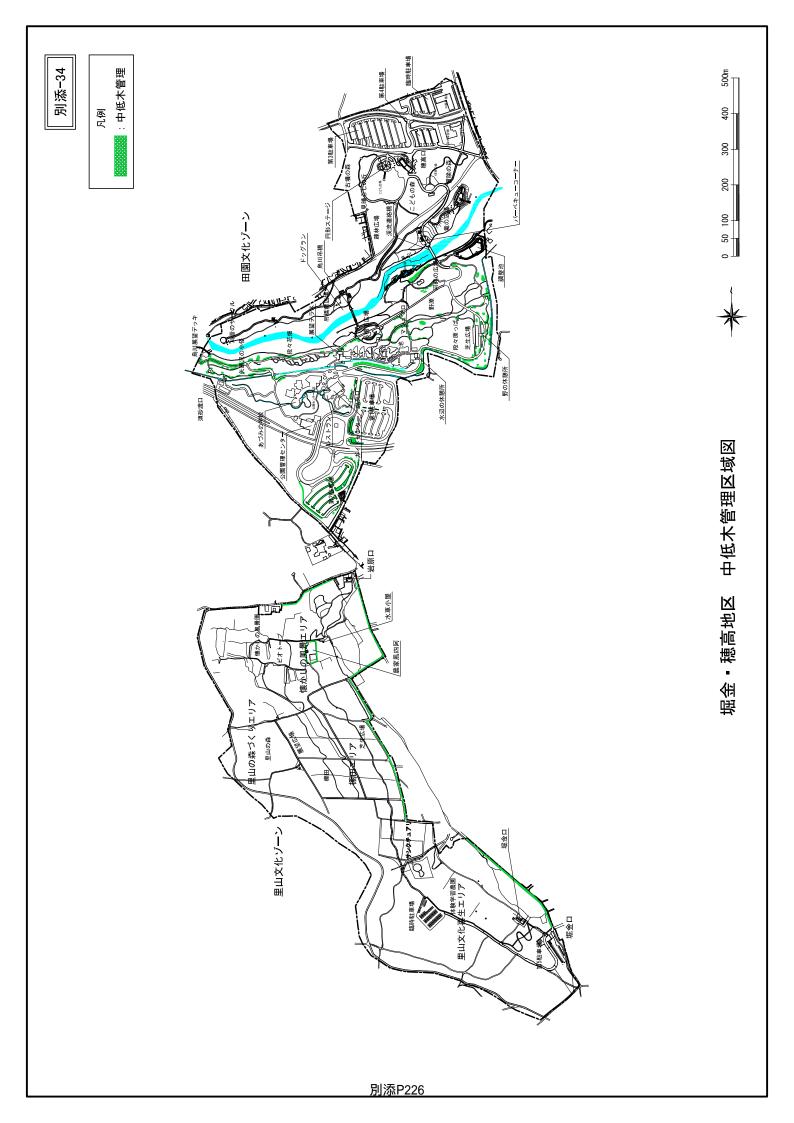
400

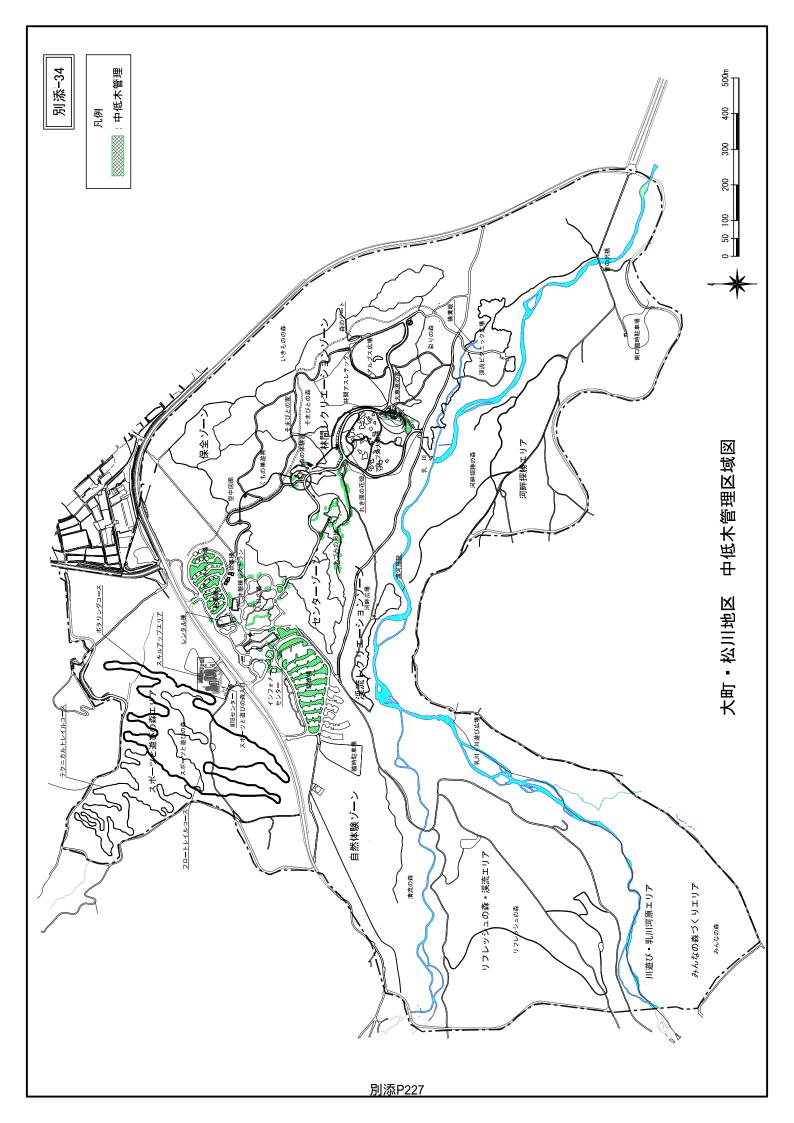
300

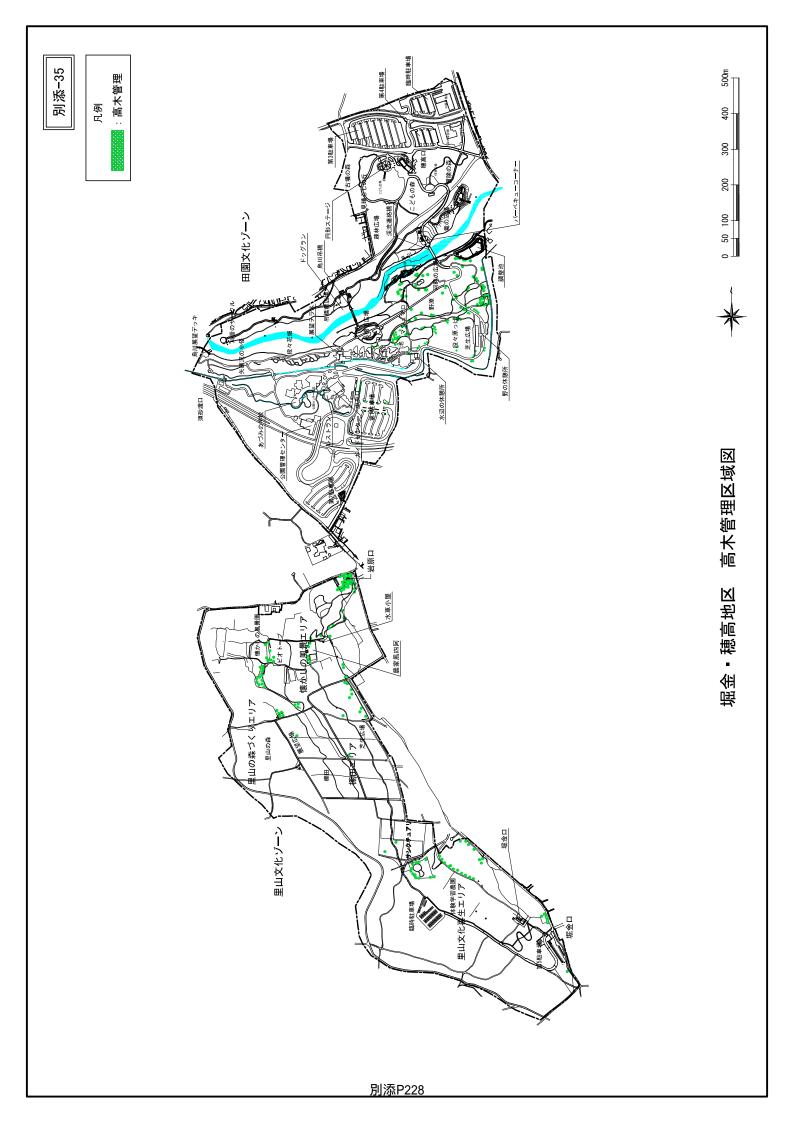
200

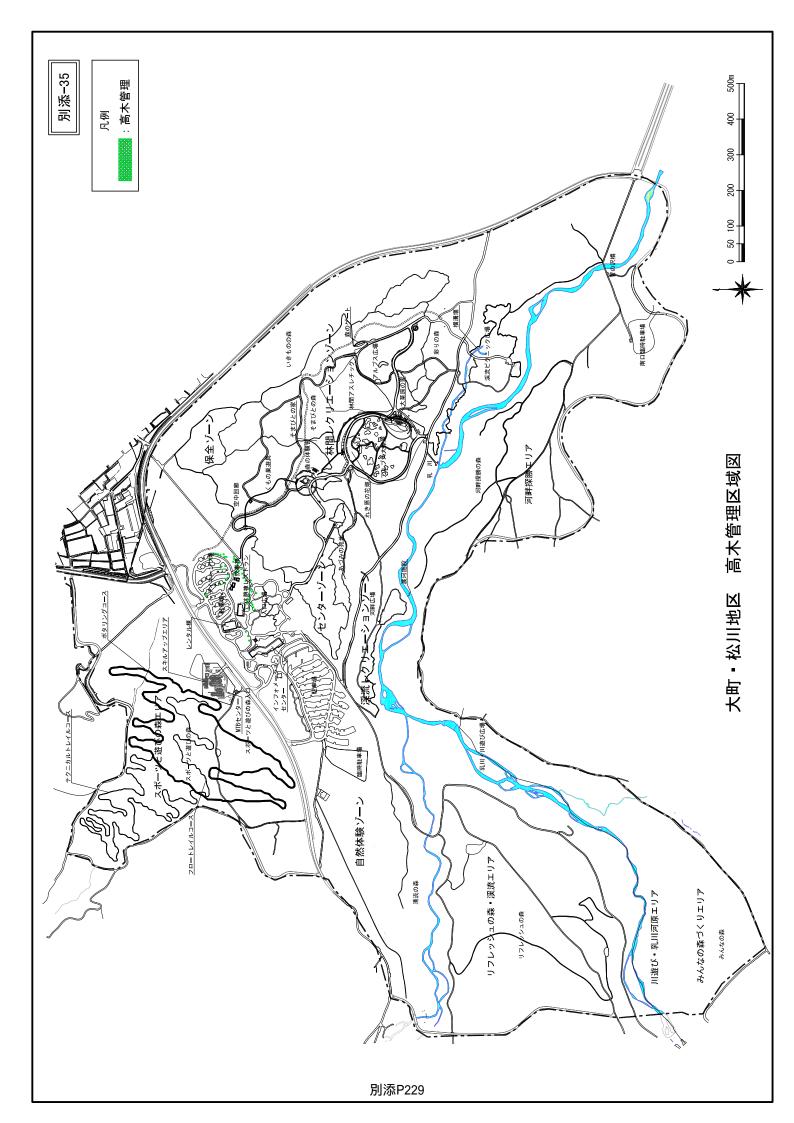
0 50 100

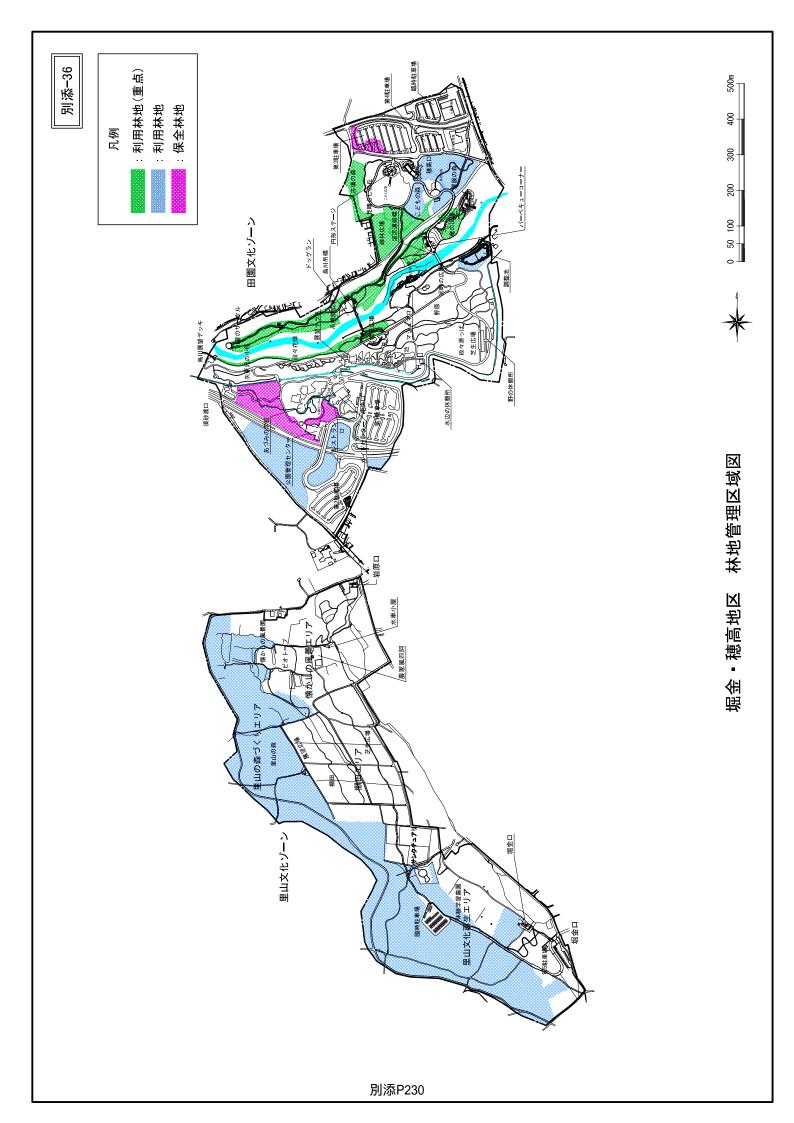


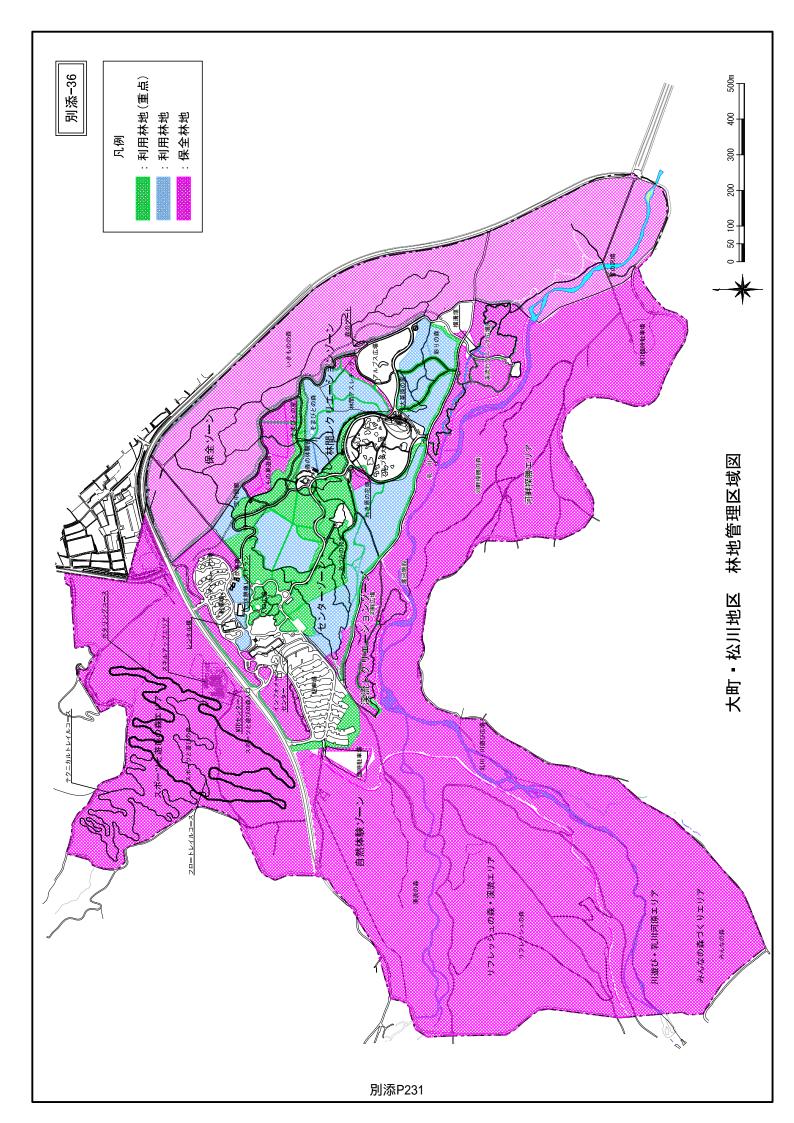


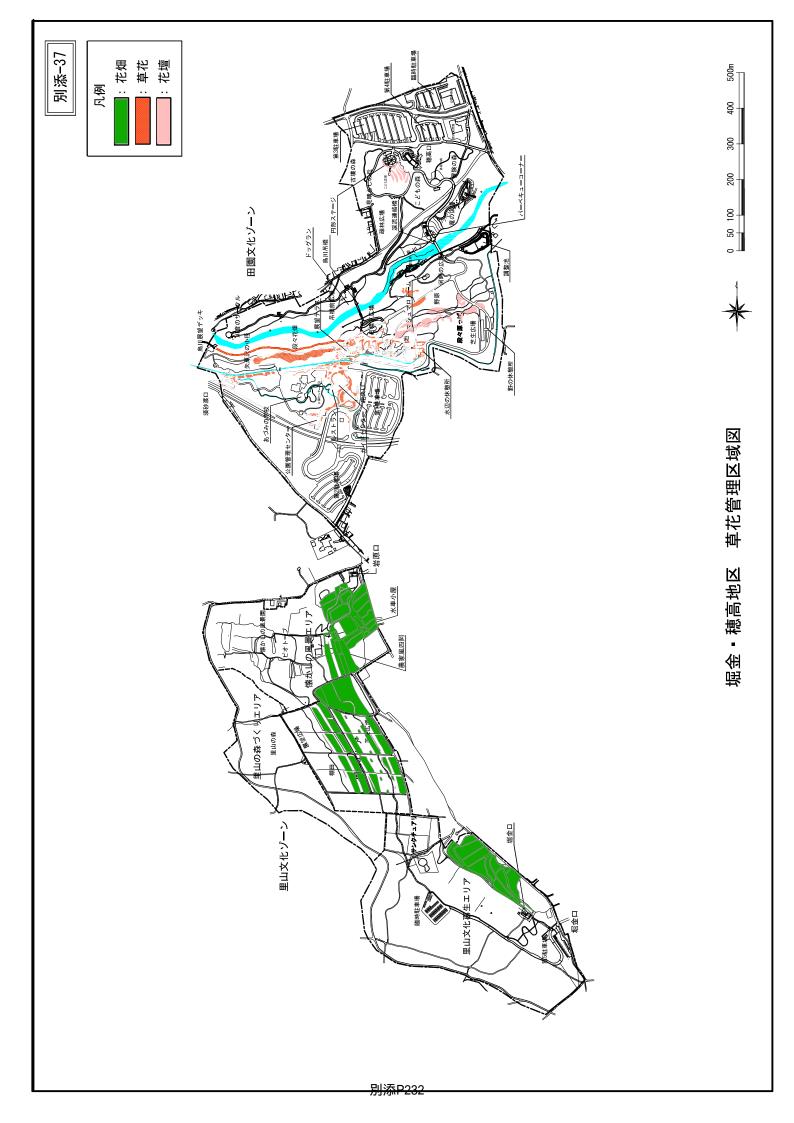


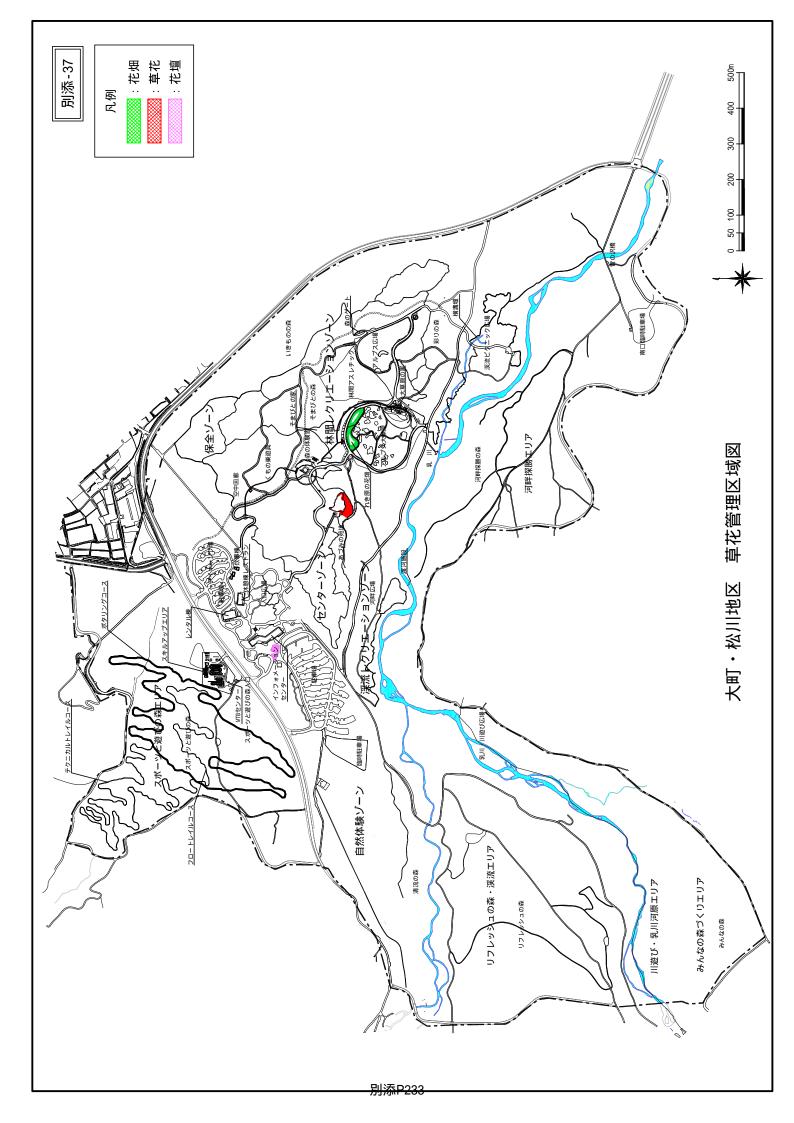


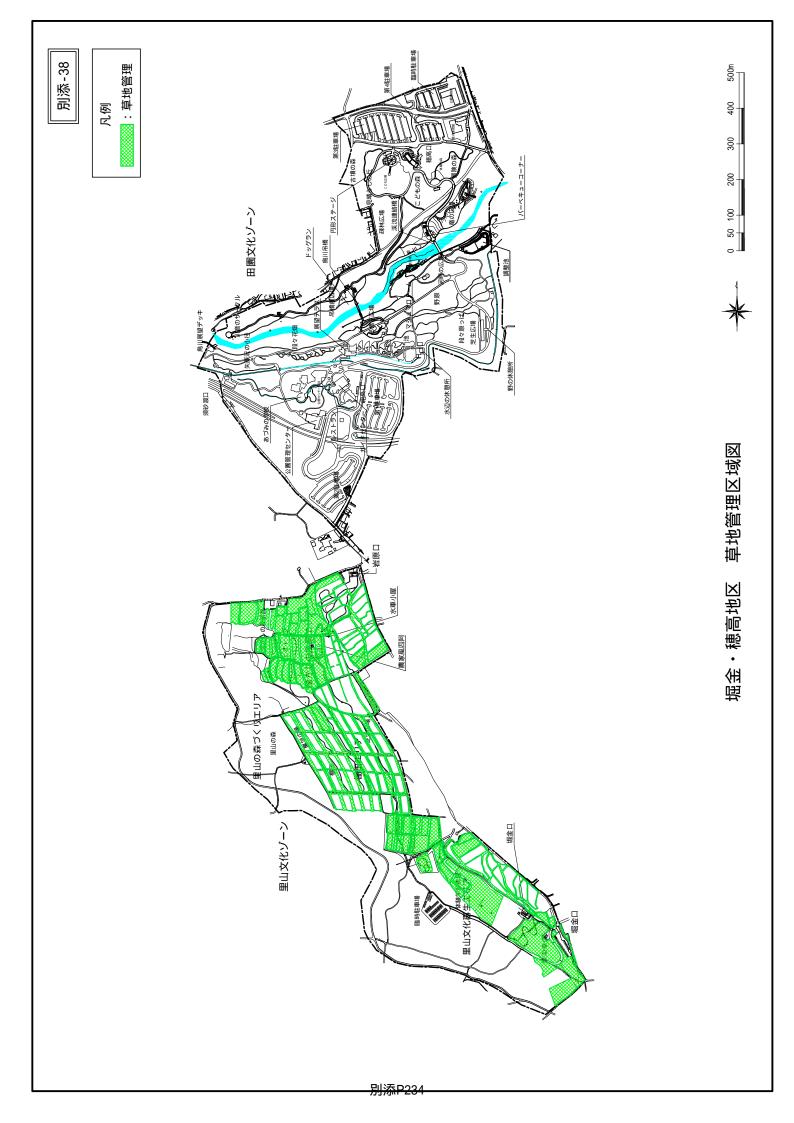


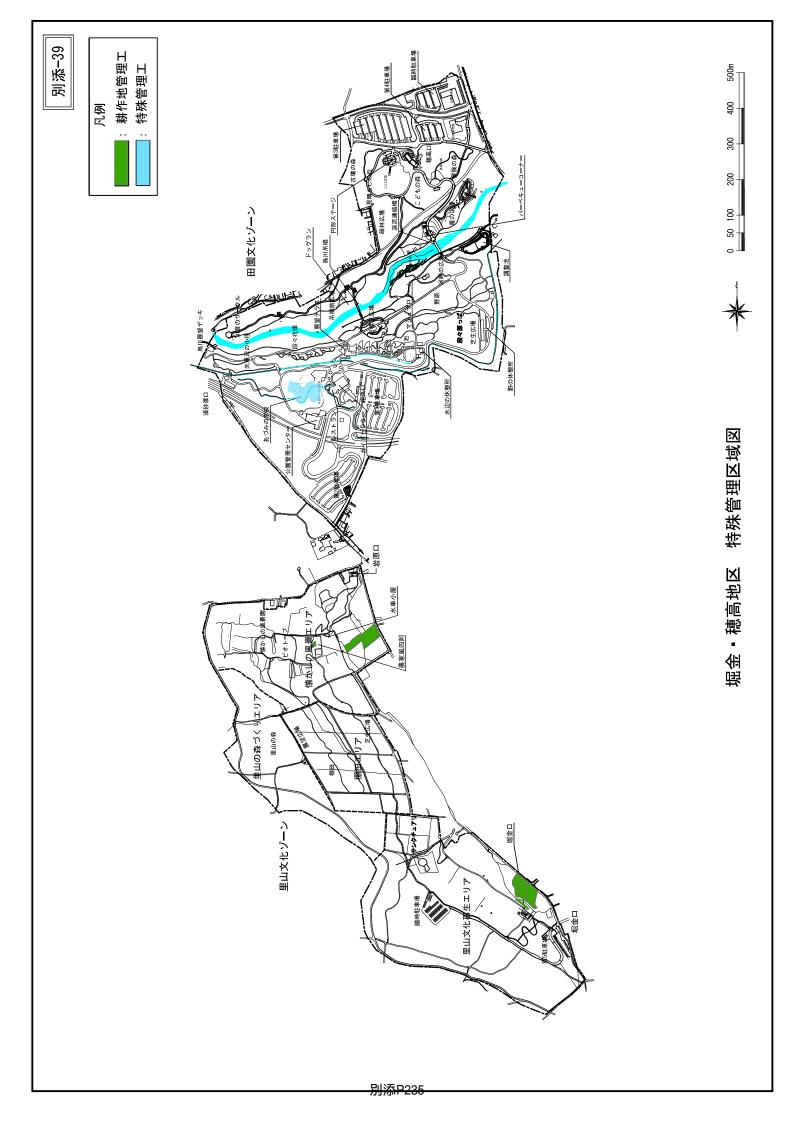












国営アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区 第3期地区 野草管理育成マニュアル(抄)

国営アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区

第3期地区 野草管理育成マニュアル







目 次

1.	はじめに		• 1
2.		目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	岩原の土手	草にまつわるあれこれー知っておきたい基礎知識ー・・・・・・・	. 9
3.	エリア別	管理スケジュ ー ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 13
4.	エリア別	作業指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 15
I	リア1	懐かしの畦・花咲く草っ原の再現・・・・・・・・・・・・	• 15
I	リア2	カヤ場の再現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 24
I	リア3	使い-育てて、活かす畦	· 26
ュ	リア4	いきものが育つ「拠点」環境づくり・・・・・・・・	. 30
I	リア5	樹林と耕作環境つなぐ草地・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 44
そ	の他	境界植栽の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 48
5.		指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		纟種区分······	
5		♥別指針及び留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		5刈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		川屑の取り扱い(集草∙処理)・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5.2.3	予焼き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 55
5	. 3 作	美実施時期 ▪ 実施区域の詳細設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 57
		活用価値の高い草花・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	彩りある	古田の畦の見本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 72
	昆虫類希	少種の食草・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 73
5	. 4 增殖	首....................................	- 74

植栽草花一覧

堀金・穂高地区草花一覧(地被・草花・山野草) 大町・松川地区草花一覧(あづみの苑地)

種名	開花時期
カタクリ	3~5月
キクサギイチゲ	3~5月
アマドコロ	4~5月
イカリソウ	4~5月
ウマノアシダカ	4~5月
サクラソウ	4~5月
シラン	4~5月
ラショウモンカズラ	4~5月
バイカイカリソウ	4~5月
アヤメ	5~6月
シバザクラ	5~6月
ナルコユリ	5~6月
ヒメシャガ	5~6月
ミヤマナルコユリ	5~6月
	5~7月
シラネアオイ	
キリンソウ	5~8月
テカリダケキリンソウ	5~8月
クサフジ	5~9月
アスチルベ	6月
オオタカネバラ	6~7月
オカトラノオ	6~7月
タカネバラ	6~7月
ヤマホタルブクロ	6~7月
イブキジャコウソウ	6~8月
キバナノヤマオダマキ	6~8月
ヒオウギアヤメ	6~8月
ミヤマオダマキ	6~8月
ヤマオダマキ	6~8月
オニシモツケ	6~8月
ギボウシ	
	6~9月
ウスゲヤナギラン	7~8月
オオバギボウシ	7~8月
クガイソウ	7~8月
コバギボウシ	7~8月
コマクサ	7~8月
シコタンハコベ	7~8月
シコタンソウ	7~8月
シモツケソウ	7~8月
タカネナデシコ	7~8月
ニッコウキスゲ	7~8月
ミソハギ	7~8月
ミヤマアズマギク	7~8月
ミヤマキンポウゲ	7~8月
ヤブカンゾウ	7~8月
	7~8月
チダケサシ	
ヌマトラノオ	7~8月
キキョウ	7~9月
コオニユリ	7~9月
トモエソウ	7~9月
ユウスゲ	7~9月
カワラナデシコ	7~10月
	7~10月
ゲンノショウコ	
ユウガギク	7~10月
カライトソウ	8~9月
フジバカマ	8~9月
ヤマハココ	8~9月
ヤマルリトラノオ	8~9月
アキノキリンソウ	8~10月
オトコエシ	8~10月
オミナエシ	8~10月
サワヒヨドリ	8~10月
サラシナショウマ	8~10月
ツリガネニンジン	8~10月
ヒヨドリバナ	8~10月
マツムシソウ	8~10月
ワレモコウ	8~10月
ノコンギク	8~11月
ゴマナ	9~10月
ツメレンゲ	9~11月
リンドウ	9~11月
リュウノギク	10~11月
クサソテツ	

種名	開花時期
ラショウモンカズラ	4~6月
ムラサキツユクサ	4~8月
カキツバタ	
ガンコウラン	5~6月 5~6月
アカモノ	5~7月
シラネアオイ	5~7月
	5~7月
ベニバナイチヤクソウ	
アケボノショウマ	5~9月
ウラシマツツジ	6~7月
クロマメノキ	6~7月
コメバツガザクラ	6~7月
ショウジョウバカマ	6~7月
タヌキラン	6~7月
ヒオウギアヤメ	6~7月
ミネズオウ	6~7月
ヤグルマソウ	6~7月
イブキジャコウソウ	6~8月
オニシモツケ	6~8月
グンナイフクロウ	6~8月
シモツケソウ	6~8月
チングルマ	6~8月
ニッコウキスゲ	6~8月
ハクサンコザクラ	6~8月
ミヤマオダマキ	6~8月
キツリフネ	6~9月
アオノツガザクラ	7~8月
イブキトラノオ	7~8月
カライトソウ	7~8月
ギンバイソウ	7~8月
クガイソウ	7~8月
コケモモ	7~8月
コマクサ	7~8月
シキンカラマツ	7~8月
シコタンソウ	7~8月
シナノナデシコ	7~8月
タカネナデシコ	7~8月
チシマギキョウ	7~8月
ハクサンフウロ	7~8月
ミヤマアズマギク	7~8月
ミヤマキンバイ	7~8月
ミヤマキンポウゲ	7~8月
ミヤマダイコンソウ	7~8月
ユウスゲ	7~8月
ウスゲヤナギラン	7~9月
トモエソウ	7~9月
ハンゴンソウ	7~9月
ヤマホトトギス オヤマリンドウ	7~9月
シロウマアサツキ	8~9月
ソバナ	8~9月 8~9月
タマガワホトトギス	_
タムラソウ	8~9月 8~10月
ツリフネソウ	8~10月
ツリガネニンジン	8~10月
マツムシソウ	8~10月
アサギリソウ	9月
ダイモンジソウ	9~10月
, , , , , , ,	0 1073

貴重種一覧

物	

15	26		0	0	18	14 隼拠した	14 20科27種 14 14 14 15 14 15 15 15	20科 \$24年度版 河川水辺の[哥列士基本的に「平6	 重名等及バタの	ᇣ
CR+EN	NT					•	Oreorchis patens	コケイラン			27
ΛN	EN	NT				•	Orchis cyclochila	カモメラン			26
CR+EN	NT				•		Goodyera repens	ヒメミヤマウズラ		15	25
CR+EN	NT					•	Cephalanthera erecta	ギンラン	ラン科		24
	NT	NT			•		Iris laevigata	カキツバタ	アヤメ科		23
LΝ	۸N				•		Tulipa edulis	アマナ	ユリ科	6	22
CR+EN	CR	EN					:ノヘラオモダカ Alisma canaliculatum var. azuminoense	アズミノヘラオモダナ	オモダカ科		21
CR+EN	۸n					•	Miyamayomena savatieri	ミヤマヨメナ	キク科	(20
ΛN	NT	۸N			•	•	Platycodon grandiflorum	キキョウ	キキョウ科		19
CR+EN	۸n				•	•	Lindernia crustacea	ウリクサ		8	18
	CR					•	Dopatrium junceum	アブノメ			17
	NT				•		Deinostema violaceum	サワトウガラシ	ゴマノハグサ科	9	16
EX	NT	LN				•	Mosla japonica	ヤマジン	シン科		15
	EN				•		Callicarpa dichotoma	コムラサキ	クマツヅラ科		14
	NT				•	•	Ancistrocarya japonica	サワルリソウ	ムラサキ科	8	13
	NT	ΛN				•	Pterygocalyx volubilis	ホンバツルリンドウ	リンドウ科	i	12
	NT				•		Rhododendron pentaphyllum var.nikoense	アカヤシオ	ツツジ科		11
	N۸	٨n			•		Rotala pusilla	ミズマツバ	ミソハギ科		10
	NΠ	٨n			•		Acer pycnanthum	ハナノキ	力工デ科		6
	NT				•	•	Vicia bifolia	ミヤマタニワタシ	マメ科		8
CR+EN	ΛN	LN			•	•	Paeonia japonica	クサクサクマン	ボタン科		
	(EN)				•	•	Coptis japonica var.dissecta	セリバオウレン			9
CR+EN	EN					•	Coptis japonica	オウレン			5
CR+EN	NT				•		Adonis ramosa	フクジュソウ	キンポウゲ科	j	4
LΝ	NT	٨n			•		Cerastium pauciflorum var. amurense	タガソデソウ	ナデシコ科		3
ΛN					•		Urtica angustifolia	ホンバイラクサ	イラクサ科	2 種子植物門	,,
	EN	LN			•		Isoetes japonica	ミズニラ	ミズニラ科	シダ植物門	,
	`		<u>(</u>	, ,) M) M					
(2)	(4)	ල	(2)	Ξ	王	O 岩	孙	種名	奉名	目名	Š
	根拠	貴重種の選定根拠	貴重種		地区	封					

注1) 種名等及びその配列は基本的に「平成24年度版 河川水辺の国勢調査 生物リスト」(国土交通省水管理・国土保全局)に準拠した 注2) 地区:地区別確認状況 ●-現地確認

注3) 貴重種の選定根拠

(1) 文化財保護法及び文化財保護条例で指定された天然記念物

(2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4 年法律第15 号)で指定された国内希少野生動植物種 (3) 「環境省第4次レッドリスト(平成24-25年)」」「記載された種 絶滅危惧IB類(EN)、絶滅危惧 I類(VU)、準絶滅危惧(NT)

(4)「長野県レッドリスト(植物編2014、動物編2005)」」に記載された種 絶滅危惧1A類(CR)、絶滅危惧1B類(EN)、絶滅危惧 II類(VU)、準絶滅危惧(NT) (5)「安曇野市版レッドデータブック2014」「こ記載された種 絶(EX)、滅絶滅危惧1類(CR+EN)、絶滅危惧 II類(VU)、準絶滅危惧(NT)

注1) 種名等及びその配列は基本的に「平成24年度版 河川水辺の国勢調査 生物リスト」(国土交通省水管理・国土保全局)に準拠した

注2) 地区: 地区 別確認状況 ●-現地確認 注3) 貴重種の選定根拠

⁽¹⁾ 文化財保護法及び文化財保護条例で指定された天然記念物

⁽²⁾ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4 年法律第75 号)で指定された国内希少野生動植物種 (3) 「環境省第4次レッドリスト(平成24-25年)」「に記載された種 絶滅危惧L類(CR)、絶滅危惧IB類(EN)、絶滅危惧 II類(VU)、準絶滅危惧 (NT) (4) 「長野県レッドリスト(植物編2014、動物編2005)」「に記載された種 絶滅危惧IA類(CR)、絶滅危惧IB類(EN)、絶滅危惧 II類(VU)、準絶滅危惧 (NT)、留意種(N) (5) 「安曇野市版レッドデータブック2014」に記載された種 絶滅危惧[類 (CR+EN)、絶滅危惧 II類(VU)、準絶滅危惧 (NT)

斌
硹
製

	(2)		L		L		NT			CR+EN	CR+EN	۸n		9	1た
根拠	(4)	Z	NΛ		NΛ	DD	NΩ	NT	NΩ	EN C	CR C	Z	Z	11	に準拠した
貴重種の選定根拠	(3)	NT	LN	NΩ	NT		NT		ΛN	EN	EN	NΛ		6	生物リスト」(国土交通省水管理・国土保全局)
貴重種	(2)			卜	口					卜	匕	口		2	色理 国
	(1)			X							K			7	交通省水
地区	王书冈													l	干国)
厾	O 型区													I	۲۲]
	学名	Pandion haliaetus	Pernis apivorus	Haliaeetus albicilla	Accipiter gentilis	Accipiter gularis	Accipiter nisus	Buteo buteo	Butastur indicus	Spizaetus nipalensis	Aquila chrysaetos	Falco peregrinus	Falco tinnunculus	12種	河川水辺の国勢調査
	種名	ミサゴ	ハチクマ	オジロワシ	<i>ተ</i> ተቃ <u></u> ታ	<i>≣</i> ‰	ハイタカ	ハスリ	ナシバ	4を2ん	イヌワシ	4 たみい	チョウゲンボウ		種名等及びその配列は基本的に「平成24年度版
	科名	夕力科										ハヤブサ科		2科	その配列は基本的
	目名	タカ目													锺名等及び
	No.	1	2	3	4	2	9	7	8	6	10	11	12	盂	汗1) 和

注2) 地区: 地区別確認状況 猛禽類データなし注3) 貴重種の選定根拠

(1) 文化財保護法及び文化財保護条例で指定された天然記念物(天)(2) 総滅のおそれのある野生動植物種(内)(3) 環境省第4次レッドリスト(平成24・25年)」に記載された種 絶滅危惧15類(EN)、絶滅危惧11類(VU)、準絶滅危惧(NT)(4) 長野県レッドリスト(植物編2014、動物編2005)」に記載された種 絶滅危惧1A類(CR)、絶滅危惧1B類(EN)、絶滅危惧11對

「長野県レッドリスト(植物編2014、動物編2005)」に記載された種 絶滅危惧1A類 (CR)、絶滅危惧1B類 (EN)、絶滅危惧Ⅱ類 (VU)、

準絶滅危惧 (NI)、情報不足 (DD)、留意種 (N) (5)「安曇野市版レッドデータブック2014」に記載された種 絶滅危惧!類(CR+EN)、絶滅危惧 I 類(VU)、準絶滅危惧 (NT)

哺乳類

	(5)	N.	LΝ	LN	L	L	DD	DD	ΙN	8
根拠	(4)	ΛN	LΝ	ΛN	LN	LN	DD	LΝ	LΝ	8
貴重種の選定根拠	(3)	۲	ГЬ	NΛ						3
貴重種	(2)									0
	(1)								К	1
地区	王书冈					•		•	•	3
厾	O型型区	•	•	lacksquare	•	•	•	•	▼	8
	孙	Sorex hosonoi hosonoi	Chimarrogale himalayica platycephala	Nyctalus lasiopterus aviator	Plecotus auritus sacrimontis	Myotis macrodactylus	Murina silvatica	Murina leucogaster hilgendorfi	Glirulus japonicus	8種
種名		トガリネズミ アズミトガリネズミ	カワネズミ	<u>(ነ</u> ተረ⊏ዾ <i>\</i>	しまついませんしょし	しまつにロジチチ	しまウログンテレイホニ	しまつ アンゲコウモリ	<u> </u>	}
科名		トガリネズミ		ı					ヤクネ	3科
目名		モグラ目		3 コウモリ目 ヒナコウモリ					8 ネズミ目	3目
No.		-	2	3	4	5	9	7	8	計

注1) 種名等及びその配列は基本的に「平成24年度版 河川水辺の国勢調査 生物リスト」(国土交通省水管理・国土保全局)に準拠した

注2) 地区:地区別確認状況 ●=現地確認 ▲=ヒアリング確認

注3) 貴重種の選定根拠

(1) 文化財保護法及び文化財保護条例で指定された天然記念物(天)

(2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4 年法律第75 号)で指定された国内希少野生動植物種 (3) 「環境省第4次レッドリスト(平成24・25年)」「こ記載された種 絶滅危惧 II 類(VU)、準絶滅危惧 (NT)、絶滅のおそれのある地域個体群(LP)

(4)「長野県レッドリスト(植物編2014、動物編2005)」に記載された種 絶滅危惧 II 類(VU)、準絶滅危惧(NT)、情報不足(DD)

(5)「安曇野市版レッドデータブック2014」に記載された種 絶滅危惧 II 類(VU)、準絶滅危惧(NT)、情報不足(DD) 注4) 前回記載のテングコウモリは、選定根拠の分類に従いニホンテングコウモリ(亜種)の扱いとした

両生類

_		_	_		
	(2)	NT	NΩ		2
根拠	(4)		NΠ	NT	2
の選定	(3)				0
貴重種((2)				0
	(1)				0
光 区	王书冈	•	•		2
出	OM地区		•	•	2
	学名	Cynops pyrrhogaster	Rana rugosa	Rhacophors arboreus	3種
	種名	アカハライモリ	ツチガエル	ルエガオイルモ	
	科名	イモリ科	アカガエル科	アオガエル科	3科
	目名	サンショ	カエル目		2目
	No.	1	2	3	井

注1)種名等及びその配列は基本的に「平成24年度版 河川水辺の国勢調査 生物リスト」(国土交通省水管理・国土保全局)に準拠した

注2) 地区:地区3)確認状況 ●-現地確認 注3) 貴重種の選定根拠

(1) 文化財保護法及で大け財保護条例で指定された天然記念物 (2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)で指定された国内希少野生動植物種 (3) 「環境省第4次レッドリスト(平成24・25年)」「己載された種 (4) 「長野県レッドリスト(植物編2014、動物編2005)」「己載された種 絶滅危惧 II 類(VU)、準絶滅危惧 (NT) (5) 「安曇野市版レッドデータブック2014」「こ記載された種 絶滅危惧 II 類(VU)、準絶滅危惧 (NT)

鱼類

(2)	Ž	
定根拠 (4)	F	_
重種の選定 (3) (3)	F Z	_
貴重和 (2)		0
(1)		0
郑 W 和 Z H	থ ●	_
别 图 图	ব ●	_
孙	. Cottus pollux	1種
種名	カジカ(大卵型) カジカ(小・中卵型)	
奉	カジカ科	<u>水</u>
	カサゴ目	
No.		盂

注3) 貴重種の選定根拠

(1) 文化財保護法及び文化財保護条例で指定された天然記念物 (2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4 年法律第75 号)で指定された国内希少野生動植物種 (3) 「環境省第4次レッドリスト(平成24・25年)」に記載された種 絶滅危惧IB類(EN)、準絶滅危惧(NT) (4) 「長野県レッドリスト(植物編2014、動物編2005)」に記載された種 準絶滅危惧(NT) (5) 「安曇野市版レッドデータブック2014」に記載された種 準絶滅危惧(NT)

国営アルプスあづみの公園における 猛禽類保護のための配慮指針(抄)

国営アルプスあづみの公園における 猛禽類保護のための配慮指針

平成 12 年 3 月 14 日 第 1 版策定 平成 12 年 4 月 1 日 運用開始 平成 14 年 3 月 29 日 第 1 回改訂 平成 22 年 4 月 1 日 第 2 回改訂

		目	次 頁
1	猛禽類調査の経過・		
2	本配慮指針の目的・		
3		の基本的枠 ニュアルと	空組み・・・・・・・・ 2 との整合性・・・・・・・・ 4 ・・・・・・・・・・ 4
	(4) 適用条件・		
4	配慮指針 (1) 工事中の配 (2) 工事後(供		・・・・・・・・・ 6 配慮事項・・・・・・・・・ 14
5	配慮指針の見直し・		
6	猛禽類調査の実施根	拠・・・・	
資料	ŀ		
	③ハチクマの食性・	、平成7年 確認追跡調	平 12 月)・・・・・・・ 資-1 調査その 2 業務集成文献・・・ 資-4 ・・・・・・・・・ 資-8
	⑥これまでの猛禽類	ための人工調査結果の	工台座の設置方法・・・・・ 資-20 の概要(1996~2009)・・・・ 資-21
	⑦オオタカ、ノスリ	の果の位置	置図(過去2年分の確認)・・・ 資-25

都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) (抄)

平成29年9月

国 土 交 通 省

「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」目次

1.	目的	•	•	٠	1
2.	位置付け				2
3.	対象と適用範囲				. 3
4.	基本的考え方				• 4
5.	点検・診断の種類と作業				6
6.	点検・診断を実施する者				8
7.	点検範囲の重点化				9
8.	点検時期と点検項目				· 10
9.	点検結果の評価と記録				12
1 0	. 点検結果に応じた措置・対策			,	• 13

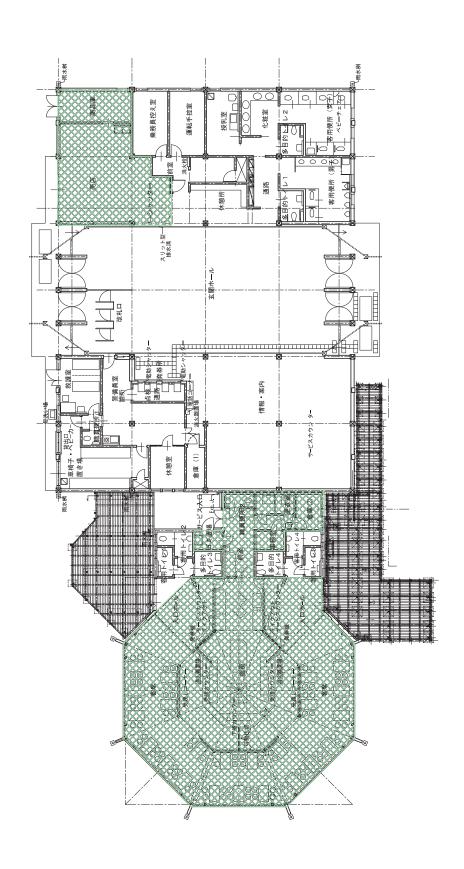
- ●「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」の構成について 本指針の構成については、以下の通りである。
 - ○基本的な考え方(四角囲み)
 - …都市公園における樹木の点検・診断の基本的な考え方及び点検・診断の際に配慮すべき基本的な事項を示したものであり、公園管理者に対する国の技術的助言に相当するものである。

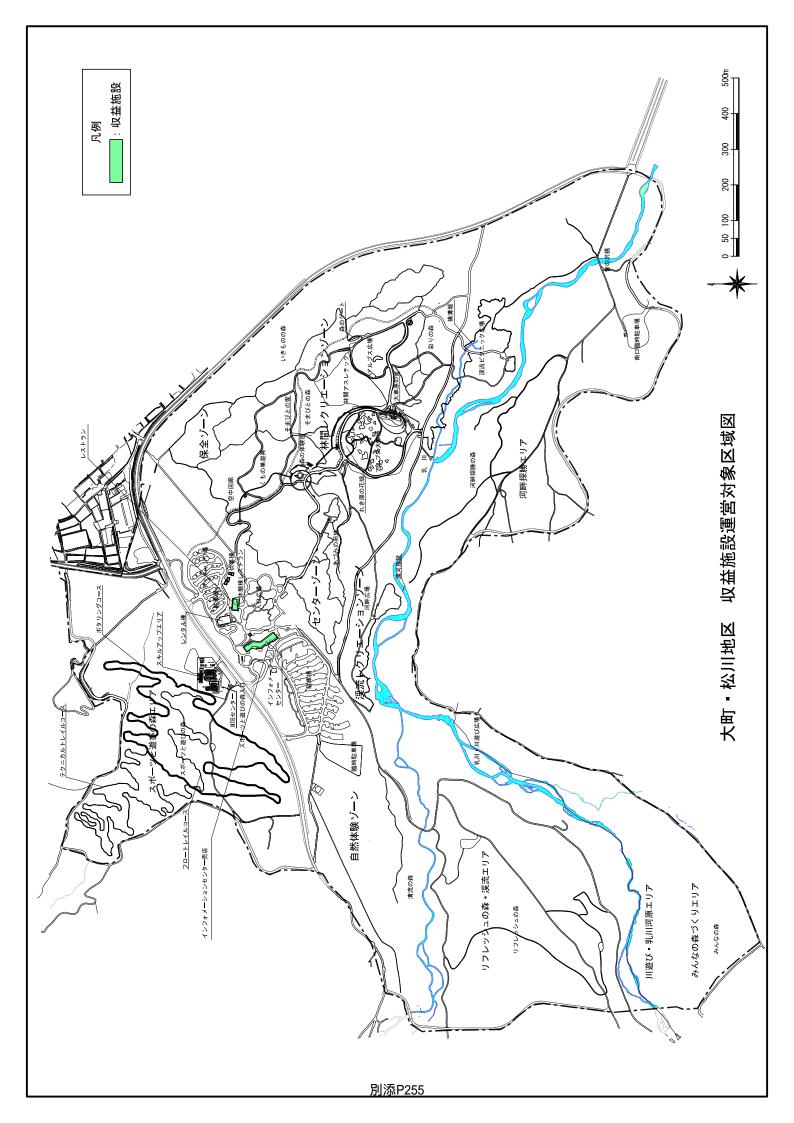
○解説

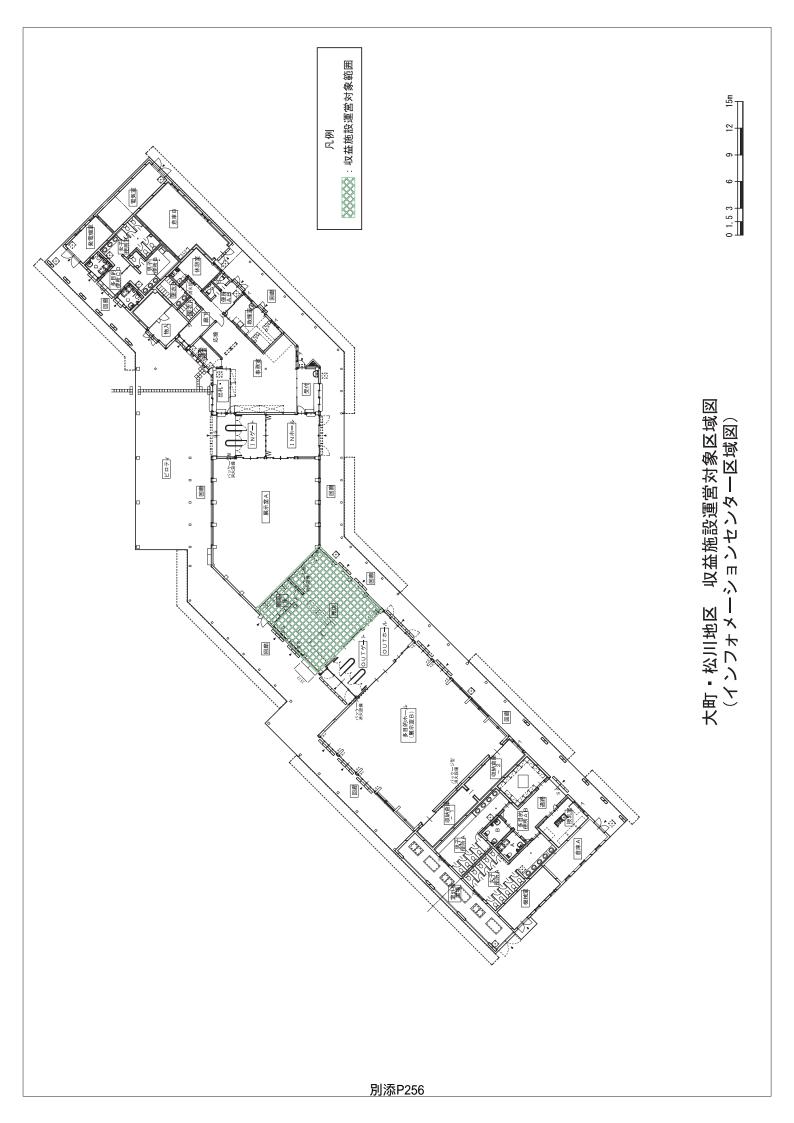
…「基本的な考え方」の理解を深め、適切な運用が図られるよう、解説を示したものである。

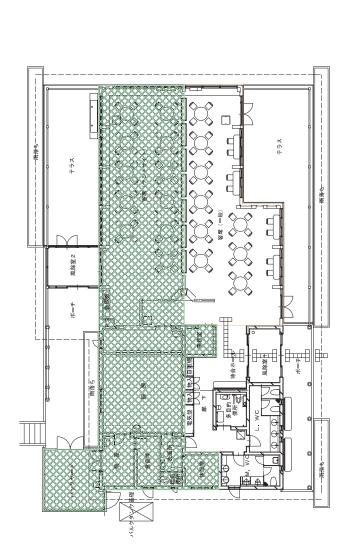
収益施設管理運営対象区域図

凡例 :収益施設運営対象範囲



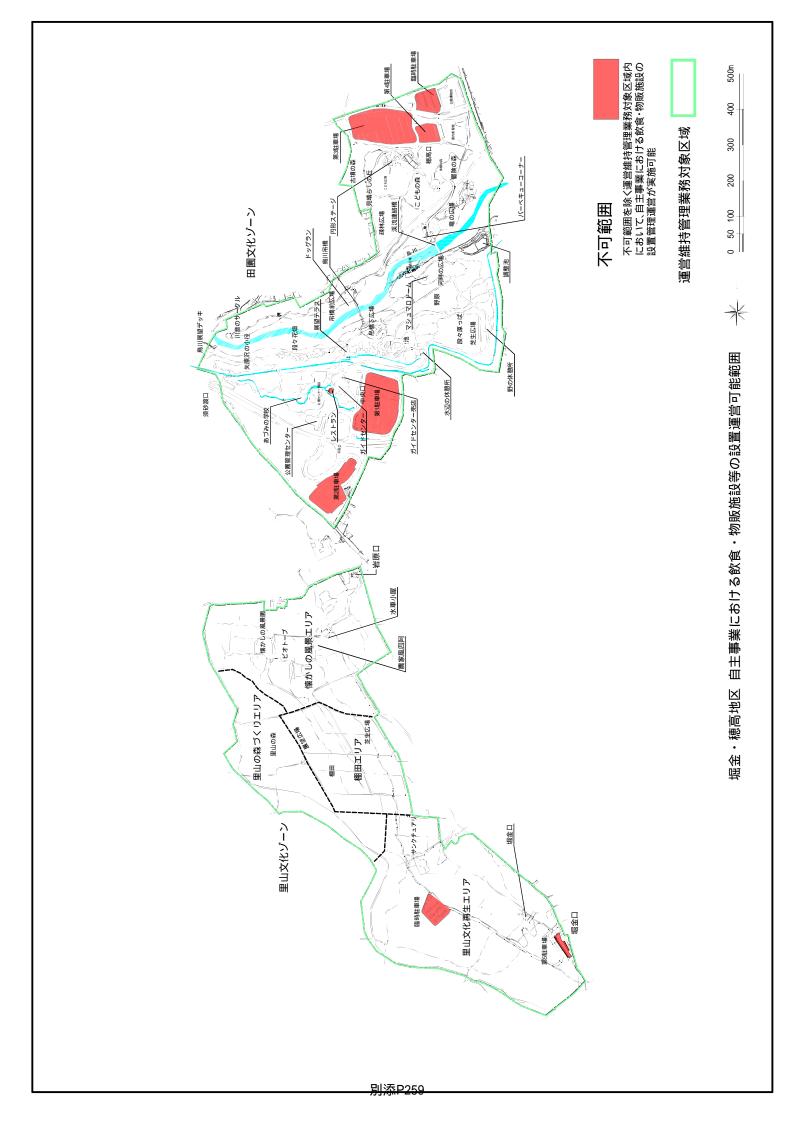


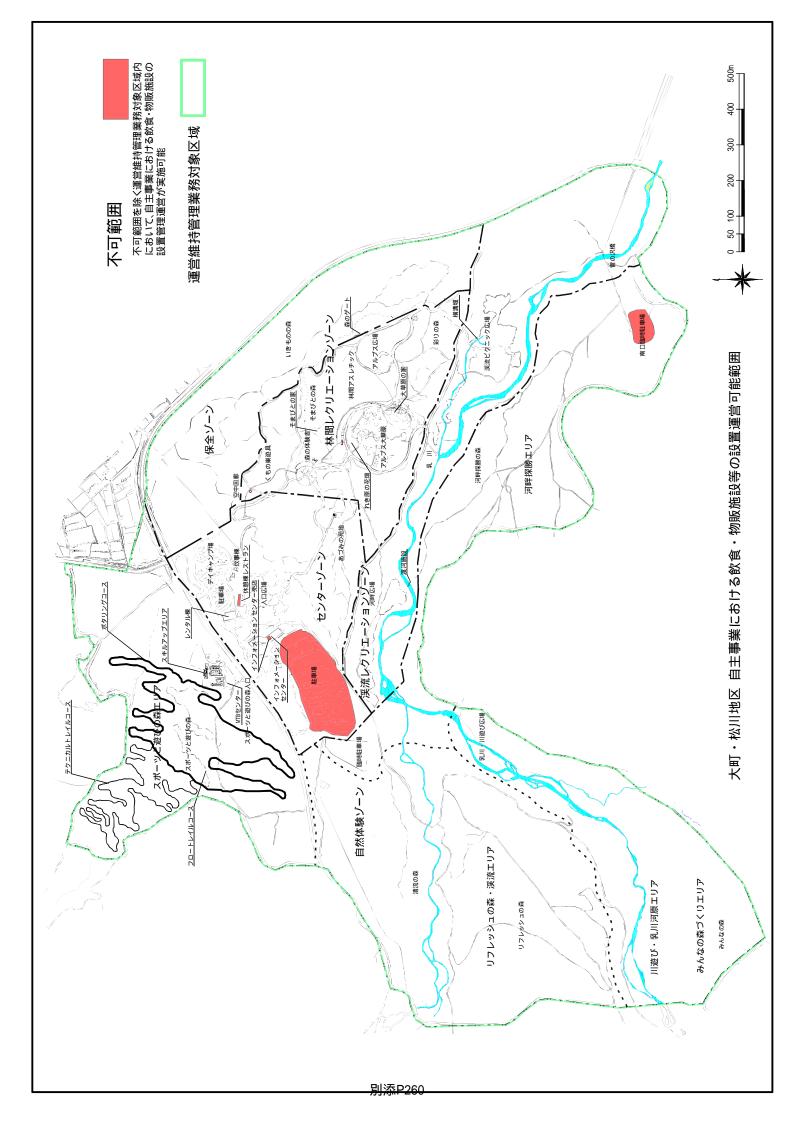




凡例

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

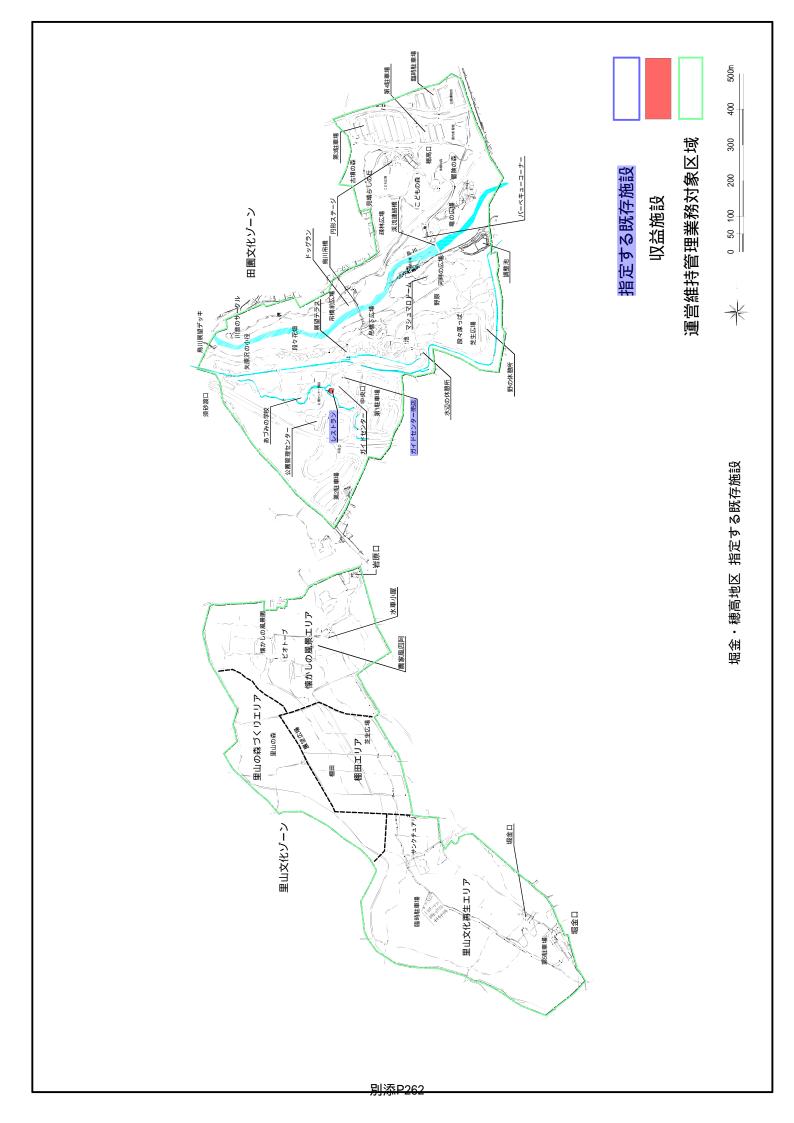


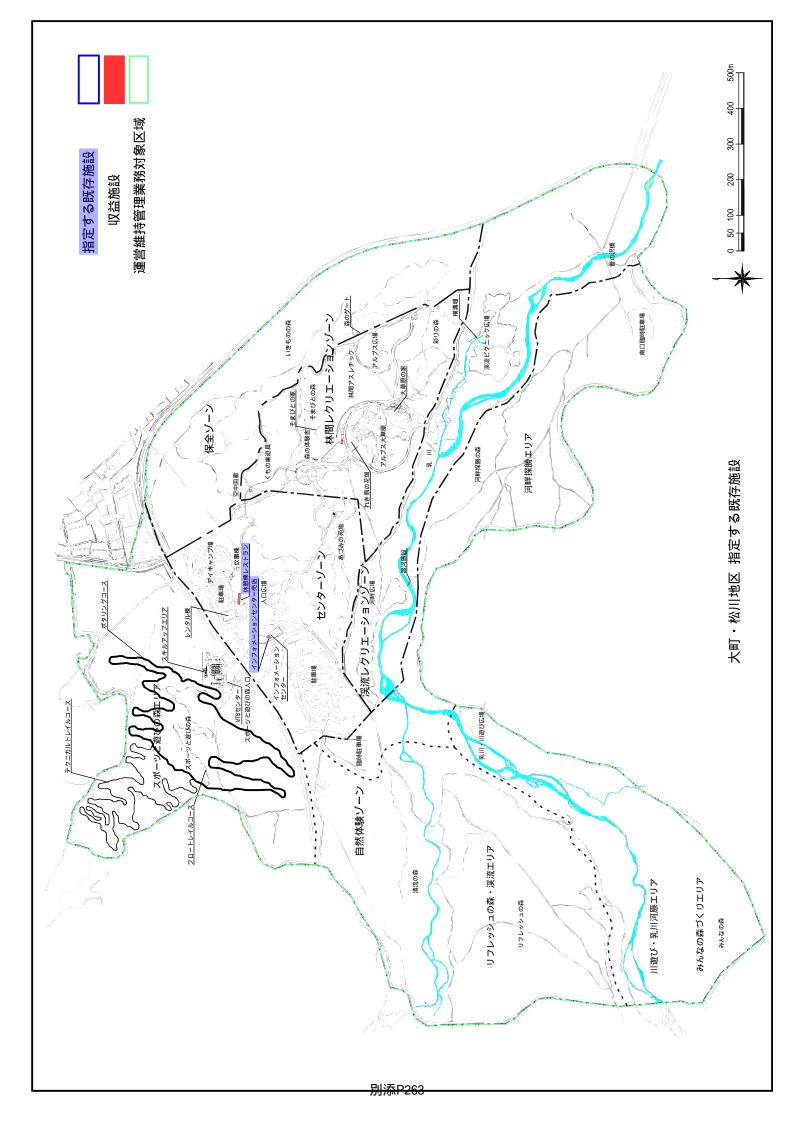


指定する既存施設一覧

H30 年 9 月末現在

	公園	園施設の名称	許可面積 (㎡)	必須/裁量
堀金・穂高	飲食施設	レストラン	278. 3	裁量
地区	物販施設	ガイドセンター売店	63. 98	裁量
大町・松川	飲食施設	レストラン	217. 3	裁量
地区	物販施設	インフォメーションセンター売店	50	裁量





別添様式1

平成 年 月 日

平成 年度 管理運営月報(月分)

公園名			担当者		
			連絡先		
開園日数 入園者数 入館者数	当月 当月 当月	日 累計 人 累計 人 累計	日 人 人		
管理所開所日数 従事職員数	当月	日 累計	日人日	人目バイト	人日
問合せ件数 苦情件数 要望件数 賞養件数	当月 電話等 電話等 電話等 電話等	件 件 来所 件 来所 件 来所	累計件 電話等件 電話等件 電話等件 電話等	件 来所 件 来所 件 来所	件件件件件
通報件数	警察	件教急	件消防件		
占用許可 写真撮影 映画等の撮影 その他の占用	当月	件 件 件	累計 円 円 円	件 件 件	円 円 円
利用状況	当月	件 件 件 件 件	累計 人 人 人 人 人	件 件 件 件 件 件	人 人 人 人
П		行催事実施状況 実 施			
日		<u></u>	内容		
		自主事業の実施	:状況		

特記事項

	維持管理の	実施状	沈
	直営業務内容		委託 業務内容
日	業務内容	日	業務内容
1			

収益施設等の管理に関する勤務実績簿(案)

平成 年度 役職 氏名 開始時刻 終了時刻 実働時間 確認印 月日 業務内容 備考 (総括責任者) (分) :

管理運営月報総括表(案) 平成31~35年度 国営アルプスあづみの公園

別添様式2

項目	達成すべき質	地区	計画・実績	4月	5月	6月	7月	8月	月6	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
公園利用者数の確保	地区別の本公園の年間の有料区	堀金 穂高地区	画	YO	YO	YO	YO	YO	YO	YO						
	域の公園利用者数		黑													
	【平成26年度~平成29年度の実績	大町-松川地区	垣	YO	YO	YO	YO	YO	YO	YO						
	平均値以上】		実施													
利用者満足度の向上	地区別の年間の公園の運営に関チェーキをディック	堀金-穂高地区	福		%0			%0			%0			%0		%0
	9.6' 酒に」久ら' まめまめ巵に」の回答比率		実施													
	[在問Ons.trl 上]	大町-松川地区	垣		%0			%0			%0			%0		%0
	【十月3070以上】		実施													
地域特性を生かした 植物管理	堀金・穂高地区における安曇野地 方の地域特性を生かした植物管理 -問土を「達回」なび「士も主達	堀金 穂高地区	画		%0			%0			%0			%O		%0
	に関する、神圧」及び、まめまめ神 足」の回答比率 【年間88%以上】		実施													
多様な利用プログラ ムの提供	在間の体験プログラルの間体挿物	堀金 穂高地区	計画	〇種	〇種	軽〇	〇種	〇種	回種	〇種	回種	〇種	〇種	〇種	〇種	〇種
	十三と不勢ノエノノ力と西岸投		実施													
	[0神区 44 18/1 新新!] ト]	大町-松川地区	計画	〇種	〇種	〇種	〇種	〇種	〇種	〇種						
	1.2.4.1.2.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.		実施													
情報受発信の充実	マスコミによる報道件数	ĺ	計画	O#	〇件	₩О	₩О	り件	₩0	〇件	か〇	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
	[685件以上]		実施													

別添様式3

管理四半期報(平成○年度 第○半期)

請負業者名等 0 00 0 0 00 00 0 \bigcirc но.оя∼оя HO.O∄~0.H HO.O∄~O.H HO.O∄~O∄ НО.ОЯ∼ОЯ HO.O∄~O∄ HO.O.A~O.H НО.ОЯ~ОЯ 実施期間 業務等の内容 0 \bigcirc 0 00 \bigcirc 0 0 \bigcirc 当期までの契約状況 金額 00 0 00 00 00 0 00 00 〇〇工事(第1回変更) 諸材料購入 業務名等 章TOO ●TOO ●Ⅱ○○ **●**Ⅱ○○ 賃金等 0 0 0 00 00 0 0 00 0 000 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 契約額 00 00 0000 00 \bigcirc 00 00 00 00 00 00 000 予定額 数量 単位 廿 七 H 뉚 11 11 出出出 台 松 柗 廿 松 甘 柗 台 廿 甘 귂 実施予定 体験学習施設管理 低木管理 高木管理 草花管理 芝生管理 ○○設備管理 〇〇管理 体験学習施設管理 清掃 ○○設備管理 項(例示) 芝生管理 低木管理 高木管理 草花管理 〇〇管理 清掃 本験学習施設管理 L作物管理 植物管理 清掃

運営維持管理業務

	等多//		11	-							
		+	Z 2	Τ,							
		〇〇修繕	K		00	00					
							00	00	00	но.оя∼оя	00
排 耦											
	利用者指導	売	七	1	00	00					
		受付·行催事補助	쉮	1	00	00					
							00	00	00	НО.ОЯ∼ОЯ	00
	広報宣伝		私	1	00	00					
		広報宣伝	쉮	1	00	00					
							00	00	00	но.оя∼оя	00
	行催事		뉚	1	00	00					
		行催事	쉮	1	00	00					
							00	00	00	но.оя∼оя	00
運営管理											
	運営管理										
		人件費	뉚	1	00	00					
							職員俸給,諸手当,保險料	00		но.оя∼оя	
ZD3		庁費	计	1	00	00			00		
							○○費・○○費	00		но.оя∼оя	00
業務費計			¥	1	00	00					
諸雑費			¥	1	00	00					
消費税相当額	לוווץ		쉮	1	00	00					
4			뉚	1	00	00					

別添P269